

令和7年度 大学機関別認証評価  
自己点検評価書  
[日本高等教育評価機構]

令和7(2025)年6月

金沢星稜大学



## 目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革	1
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	3
基準 1. 使命・目的	3
基準 2. 内部質保証	7
基準 3. 学生	13
基準 4. 教育課程	37
基準 5. 教員・職員	63
基準 6. 経営・管理と財務	74
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	85
基準 A. 産学地域連携	85
基準 B. グローバル化の取組	92
V. 特記事項	99
VI. 法令等の遵守状況一覧	100
VII. エビデンス集一覧	110
エビデンス集（データ編）一覧	110
エビデンス集（資料編）一覧	111



## I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

### 1. 金沢星稜大学の建学の精神・基本理念

金沢星稜大学（以下「本学」という。）は、昭和 42（1967）年、金沢経済大学の名称で開学した。「金沢星稜大学学則」第 1 条に示す建学の精神は、「誠実にして社会に役立つ人間の育成」であり昭和 7（1932）年に設立された北陸明正珠算簿記専修学校の校訓である「至誠ヲ源トシ忠実ヲ体トシ進取ヲ用トスベシ」を簡明にまとめたものである。

### 2. 本学の使命・目的

「金沢星稜大学学則」第 1 条において、建学の精神を踏まえた使命・目的を次の通り定めている。「本学は教育基本法及び学校教育法に従い、広く知識を授け、人格の陶冶に努めるとともに、深く専門的学問を教授研究することを目的とし、「誠実にして社会に役立つ人間の育成」を建学の精神として、広く国家社会に貢献し、北陸の産業の興隆と文化の発展に寄与することを使命とする。」

この使命・目的の下、大学に課せられた極めて公共性の高い使命と公的・社会的性格を認識するとともに、倫理性、社会性を強く念頭に置いて建学の精神を活かした大学運営に努める必要があることから、本学の学生、教員、事務職員全構成員が自覚と責任ある行動に留意し、自らに与えられた使命と目標を達成するため、目指すべき大学像、目指すべき人間像及び行動規範を「金沢星稜大学倫理要綱」に定めている。

### 3. 本学の個性と特色

建学の精神を具現化し、教育研究活動ともに実学を重視している点に本学の特色がある。経済学部の教育活動においては、地域創生に象徴されるグローバル、ローカル両面の視点から経済・経営にかかわる諸活動を理解する機会及び地域社会や海外に出て問題事象を分析し、解決策を検討し提案する能力を身に付ける機会を提供している。人間科学部においては、人間の心と体の発達を科学的に考察するとともに、学習フィールドとして学外団体等と関わることで社会における人間の在り方についてスポーツ、健康、子育て、教育の分野から学際的に探究する機会を提供している。人文学部においては、主要な共通言語である英語の学修及び文化や価値観等の多様性への理解を深めるため、早期留学をカリキュラムの基盤においた教育を行っている。

研究活動においては、創造的研究成果を生み出し、国際的・学際的研究に挑戦するとともに、「地域とともに歩む大学」として、地域社会の課題解決に努め、着実な研究成果を地域社会に還元することを本学の特色として Web サイト等で社会に伝えている。

## II. 沿革

金沢星稜大学を設置する学校法人稲置学園は、初代理事長稲置繁男により昭和 7(1932)年金沢市彦三に北陸明正珠算簿記専修学校を創設し、実践的な教育を行ってきた。そして、幼稚園（2 園）、中学校、高等学校、短期大学、大学及び大学院を擁する総合学園として、私学教育の一翼を担い地域社会に貢献してきた。

本学は、昭和 42（1967）年に経済学部経済学科の単科からなる金沢経済大学として設立された。昭和 46（1971）年には、経済学部二部経済学科（夜間部）を設置し、平成 26（2014）

年の廃止まで地元のニーズに応える教育を行ってきた。また、昭和 48（1973）年には商学科を新設、平成 14（2002）年には大学院地域経済システム研究科（現経営戦略研究科）を開設し、経済・経営学の教育研究を充実させてきた。また、平成 19（2007）年には人間科学部スポーツ学科、こども学科、平成 28（2016）年には人文学部国際文化学科を開設し、経済学部経済学科、経営学科とともに 3 学部 5 学科体制とした。令和 6（2024）年 4 月には経済学部の新学科として「地域システム学科」を創設し、3 学部 6 学科体制とした。さらに、人文学部の新学科として「国際英語学科」の創設を目指し、令和 5（2023）年度に人文学部再編検討委員会を設置して設立準備を進め、大学協議会及び法人理事会の承認を経て、令和 6（2024）年 4 月に文部科学省に設置届出を提出し、令和 7（2025）年 4 月に人文学部に「国際英語学科」が発足した。このことにより、令和 7（2025）年度には 3 学部 7 学科体制となった。

本学では、今後も社会や時代の変化に対応するため、学部の再編や新学部の設置を計画的に進めるとともに、教育内容の充実を図るためのカリキュラム改革など、大学の教育体制の根幹に関わる重要な改革に積極的に取り組んでいく。

表 1 本学の沿革

昭和 42（1967）年	金沢経済大学開学
昭和 46（1971）年	経済学部二部経済学科新設（夜間部）
昭和 48（1973）年	経済学部一部に商学科新設
昭和 60（1985）年	経済学部一部商学科定員増認可
平成 12（2000）年	経済学部一部にビジネスコミュニケーション学科新設（商学科募集停止）
平成 14（2002）年	金沢星稜大学に大学名変更 大学院地域経済システム研究科（修士課程）新設
平成 16（2004）年	経済学部一部に現代マネジメント学科新設
平成 19（2007）年	経済学部一部ビジネスコミュニケーション学科募集停止
平成 19（2007）年	人間科学部「スポーツ学科」「こども学科」新設
平成 20（2008）年	大学院地域経済システム研究科（修士課程）を経営戦略研究科（修士課程）に名称変更
平成 22（2010）年	経済学部二部（夜間部）募集停止
平成 22（2010）年	経済学部「現代マネジメント学科」を「経営学科」に名称変更
平成 23（2011）年	星稜幼稚園を金沢星稜大学附属星稜幼稚園に園名変更
平成 23（2011）年	星稜泉野幼稚園を金沢星稜大学附属星稜泉野幼稚園に園名変更
平成 24（2012）年	経済学部経済学科の収容定員増認可
平成 26（2014）年	人間科学部こども学科の収容定員増認可
平成 26（2014）年	人間科学部スポーツ学科に特別支援教育課程を設置
平成 27（2015）年	経済学部一部を「経済学部」に名称変更
平成 28（2016）年	人文学部国際文化学科新設
平成 30（2018）年	経済学部経済学科及び経営学科の収容定員増認可
平成 30（2018）年	人間科学部スポーツ学科及びこども学科の収容定員増認可
令和 6（2024）年	経済学部地域システム学科新設
令和 7（2025）年	人文学部国際英語学科新設

### Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

公益財団法人 日本高等教育評価機構が定める「評価基準」に準拠し、令和7(2025)年度の自己点検・評価を以下の通り実施した。

#### 基準 1. 使命・目的

##### 1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映

- ①学内外への周知
- ②中期的な計画への反映
- ③三つのポリシーへの反映
- ④教育研究組織の構成との整合性
- ⑤変化への対応

###### (1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

###### (2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

###### 1-1-① 学内外への周知

学生には、建学の精神をはじめ、大学の使命・目的及び教育目的を掲載した学生便覧を入学時に配付するとともに、新入生研修でもこれら目的等について説明している。教職員には、大学の使命・目的及び教育目的を明示・周知するために、学生便覧に加えて教員便覧を配付するほか、新年度始めの全学教授会で、学長から説明が行われる。なお、理事会での決定事項は、学内のグループウェアを通して全教職員に周知される。

学外に対しては、Web サイトにて大学の使命・目的及び教育目的の内容を公開している。

###### 1-1-② 中期的な計画への反映

本学の中期計画と事業計画は、建学の精神と大学の使命・目的及び教育目的を踏まえた基本方針と到達目標に基づき、令和4(2022)年度から第3次中期計画として令和8(2026)年度までの5か年計画として策定した。

中期計画において次の5つの基本領域を設定した。

- |  |
|--|
| I 教育の充実（教育の質の向上、学生生活支援の充実、地域社会への貢献の推進、研究活動の推進）             |
| II 志願者・入学者の確保（入学者選抜制度の改革、戦略的な広報の推進）                        |
| III 進路確保・進路保障（実質就職率の向上、公務員・教員の採用実績の向上）                     |
| IV 経営基盤の改善（人事政策、財務政策、入学者の確保、経常費補助金及び私立大学等改革総合支援事業等補助金の申請）  |
| V 運営体制の改善（業務執行の改革・改善、人材育成の充実、大学運営全領域に関わるデータを取り扱う IR 機能の整備） |

2022年度中期計画においては、次の10事業項目について実施した。

- |   |
|---|
| (1) これからの時代に求められる新しい学びの構築 ～デジタル技術を活用したスタイルの確立とインフラ整備～ |
|---|

- (2) 大学のグローバル化
- (3) 正課授業の改善
- (4) 学生支援体制の強化
- (5) 地域連携の充実
- (6) 研究活動の充実
- (7) 学生募集と入試制度の改良
- (8) 経常費補助金申請業務の改革
- (9) キャリア支援（エクステンション事業・CDP 事業・教職支援センター）
- (10) 就職支援

この計画は、毎年更改するローリング型であったことから、これを改め 2023 年に、2024 年度から 2028 年度を期間とした第 4 次中期計画としての 5 ヶ年の計画へと変更した。これは、稲置学園全体としての将来ビジョンを踏まえ、設置校ごとに 5 年間の目標を実現するために実行する中期計画事業である。

同第 4 次中期計画（2024-2028）において、中期計画目標として次の 3 つを掲げた。

- 自然科学・応用科学領域をカバーする新学部構想について検討する。
- 特色ある星稜 “STEAM-D” 教育の推進により、幅広い学生の多様な学びと成長を実現する。
- 能登半島の創造的復興とともにあゆみ、地域創生に貢献する全学的な取組を推進する。

そして、次の 9 つの事業を定め実行することとした。

- 事業 1：自然科学・応用科学領域をカバーする新学部構想の検討
- 事業 2：星稜 “STEAM-D” 教育の推進
- 事業 3：教育の内部質保証体制の構築
- 事業 4：グローバル人材育成および大学のグローバル化推進
- 事業 5：学生募集活動（入学者選抜）の戦略的運用
- 事業 6：産学地域連携活動の推進
- 事業 7：学生生活の質向上～「絆キャンパス」計画～
- 事業 8：進路支援体制の整備と発展

目標達成に向け計画を確実に実行するため、毎月末ごとに主要取組毎の進捗確認、および期末（8 月・12 月・3 月）ごとに事業項目毎の点検・評価を実施し、事業計画の進捗状況および期末総括は、学園経営協議会にて報告している。

### 1-1-③ 三つのポリシーへの反映

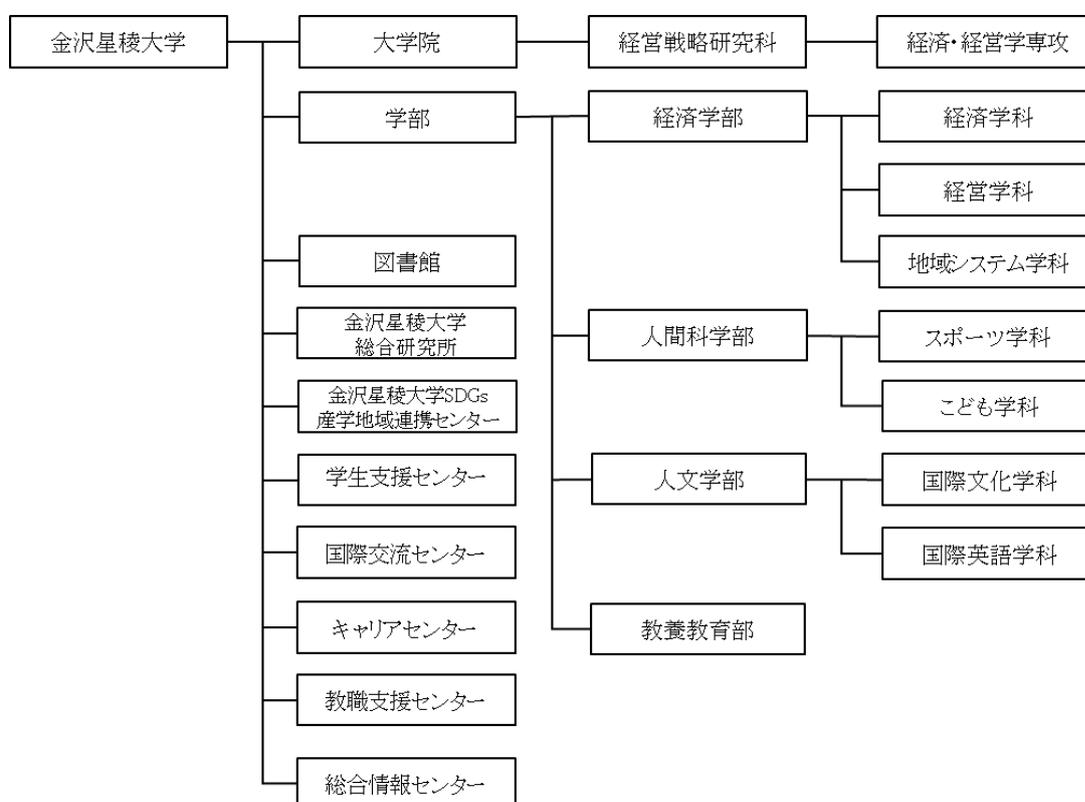
本学では、建学の精神、使命・目的及び教育目的に基づいて、学部・学科の三つのポリシー（本学では「三つの方針」。以下、「三つのポリシー」とする。）を策定し、学生便覧、Web サイトに公開している。

### 1-1-④ 教育研究組織の構成との整合性

建学の精神、教育の目的及び三つのポリシーを明示し、教職員が教育研究において取組

むべき方向性を示している。それらを実現する教育研究組織として、経済学部には3学科、人間科学部に2学科、人文学部に2学科、大学院として経営戦略研究科の1研究科があり、3学部7学科、大学院1研究科を設置している。また、教養教育科目、キャリア教育科目、教職科目といった共通教育科目を充実させるため、学部・学科を横断して担当する組織として、教養教育部を設置している。学部・学科、教養教育部及び研究科の教育課程は、学部・学科、教養教育部においては学則第8条、研究科においては大学院学則第7条から第11条の定めにより編成している。

また、本学の使命・目的及び教育目的をより効果的に達成するために、学則第59条に定めるとおり附属施設として、図書館、総合研究所、SDGs産学地域連携センター、国際交流センター、キャリアセンター、教職支援センター及び総合情報センターを設置している。これらの附属施設は適切な規模・構成を有し、各学部・学科、大学院、教養教育部と連携を取りながら運営されている。



### 1-1-⑤ 変化への対応

本学は昭和42(1967)年に金沢経済大学経済学部経済学科を設置し開学した。その後昭和46(1971)年に経済学部二部経済学科、昭和48(1973)年に経済学部一部に商学科(現在の経済学部経営学科)、平成14(2002)年には大学院地域経済システム研究科(修士課程)(現在の経営戦略研究科)を設置した。この頃までは「社会に役立つ人間」とは、経済学・商学の専門知識を身に付け、様々な経済活動・商業活動の第一線で貢献できることを意味していた。

平成19(2007)年に人間科学部を設置し、単科大学から総合大学への第一歩を踏み出した。この後、「社会に役立つ人間」については、スポーツやこどものスペシャリストとして

の専門性を身に付け、社会に貢献できる人材の意が加わり、さらに、平成 28 (2016) 年に人文学部国際文化学科を設置することで、世界の共通語である英語を学び、世界の人々の暮らし、文化を理解し地域社会に役立つ人材の意が加わった。

令和 6 (2024) 年には、近年地域の DX 化や地域創生の重要性が広く認識されるようになったことに対応し、経済学部にも新学科として、地域の DX 化や持続可能な開発に貢献する人材の育成を目的とする「地域システム学科」を設置した。

さらに、世界情勢、言語情報などの収集解析の力を有し、さらに異文化や多言語が共存する社会において異なる価値観を理解する態度をもつ、グローバル社会で英語を実践的に運用できる実務能力をもつ人材を育成するため、令和 7 (2025) 年から人文学部に「国際英語学科」を新設した。この学科においては、新しい発想を提供できる知性と教養を身につけ、取得した知識とスキルを地域社会や国際社会に積極的に貢献できる能力を修得させる教育課程を整備している。

金沢星稜大学学則  
(教育研究上の目的)

【1-1-1】 <https://www.seiryu-u.ac.jp/u/outline/hv857g00000001ko-att/p0115m000000003x.pdf>  
学生便覧 2025 年度入学者用

【1-1-2】 <https://www.seiryu-u.ac.jp/u/outline/hv857g00000001ko-att/mfaiab00000001xe.pdf>  
金沢星稜大学倫理要綱

【1-1-3】 <https://www.seiryu-u.ac.jp/u/outline/hv857g00000001ko-att/mfaiab00000001xe.pdf> (ウェブに記載)

【1-1-5】 2025 年度教育研究組織図

【資料 F-6】 に同じ

【1-1-6】 金沢星稜大学図書館規程

【1-1-7】 金沢星稜大学総合研究所規程

【1-1-8】 金沢星稜大学 SDGs 産学地域連携センター規程

【1-1-9】 金沢星稜大学キャリアセンター規程

【1-1-10】 金沢星稜大学国際交流センター規程

【1-1-11】 金沢星稜大学教職支援センター規程

【1-1-12】 金沢星稜大学総合情報センター規程

## 【基準 1 の自己評価】

### (1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学では、教育の使命・目的を端的に示す建学の精神を基本に据えつつ、令和 3 (2021) 年度に各学部の三つのポリシーの改訂を行った。これに併せて、学則に掲げる「教育研究上の目的」についても各学部・学科を起点に見直しを進め、改訂を実施したところである。建学の精神に示された使命・目的および教育研究上の目的は簡潔に明文化されており、三つのポリシーとともに、その内容を Web サイトや学生便覧などを通じて大学全体および社会に広く公開している。

稲置学園は 2032 年に学園創立 100 周年を迎えることとなる。そして学園創立 110 周年 (2042 年) 以降においても「誠実にして社会に役立つ」存在として継続し発展していくための基本方針として、令和 6 (2024) 年 3 月 15 日に「学園将来ビジョン(2042)」を定めた。この将来ビジョンを実現するため、令和 6 (2024) 年度を開始年度とする 5 ヶ年の中期計

画「稲置学園第4次中期計画(2024~2028)」及び同中期計画に基づいた「稲置学園2024年度事業計画」が定められている。設置校のひとつである本学においても、第4次中期計画(2024-2028)として目標と共に各年度の重点事業を定め実行しているところである。

さらに、同中期計画を踏まえ、「年度事業計画」を策定し、前年度の事業計画の進捗状況を踏まえ次年度に実行する具体的な事業計画を策定しており、社会の変化に速やかに対応するための教育研究組織の整備を進めることができている。また、それらの計画の実行に際しては、役員・教職員の理解と支持のもと、教育の向上・発展を図る体制を整備しているところである。

## (2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

三つのポリシーならびに「教育研究上の目的」は社会状況や学内外の要請を踏まえて継続的に見直しを行う必要があると認識している。特に、地域企業や卒業生などの外部評価を通じて、本学の教育プログラムが十分に社会の変化に対応しているかを検証する過程で、新たな課題や改善の余地が明らかになる場合がある。自己点検・評価においても、各学部・学科での教育効果や学修成果を定期的に評価する中で、教育研究上の目的や三つのポリシーの内容・運用が常に最適化されているかを確認し、改訂や方針転換の必要性を検討することが課題となっている。

## (3) 課題などに対する改善状況と今後の取り組み予定

上記の課題に対しては、令和6(2024)年4月1日に「学部、学科の教育研究上の目的及び三つの方針の制定と運用に関する規程」および「三つの方針に関する規程」を制定し、教育研究上の目的や三つのポリシーをより柔軟かつ実効的に運用できる体制を整えた。この規程によって、教育上の目標や方針を必要に応じて見直し、社会情勢の変化に合わせた改善を継続的に行うことが可能となる。あわせて、地域企業や卒業生からのフィードバックを適宜取り入れることにより、教育内容の客観的評価と改善プロセスを一層強化している。

今後も建学の精神に基づく教育の使命・目的を堅持しながら、各種の自己点検・評価や外部評価を活用して課題を抽出し、中期計画の見直しを通じて教育研究組織の整備と改革を進めていく。これにより、教育の向上・発展への弛まぬ取組を継続し、より良い大学教育を実現する。

## 基準2. 内部質保証

### 2-1. 内部質保証の組織体制

#### ①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

##### (1) 2-1の自己判定

「基準項目2-1を満たしている。」

##### (2) 2-1の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

#### 2-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学では、内部質保証のために教育の目的・目標の実現に向けた教育研究活動を行う中で、定期的な自己点検・評価活動を行い、その結果を踏まえた改善・向上方策を学長、副学長、学部長、研究科長、事務局長及び学部教授会等において共有する体制を整備している。

自己点検・評価活動は、評価担当の副学長を責任者とする自己点検評価部会において計画立案し、それを常任部会、教授会、協議会において決定して取り組んでいる。自己点検評価部会は評価担当の副学長が評価部長となり、各学部の学部長と教養教育部長で構成されている。日常的に行われる教育研究活動と自己点検・評価活動の関連性を高め、改善に向けた責任体制を明確にする客観性を担保することができている。

- 【2-1-1】 金沢星稜大学自己点検評価部会規程
- 【2-1-2】 金沢星稜大学におけるステークホルダーの意見等の把握に関する規程
- 【2-1-3】 金沢星稜大学 学修成果の評価に関する方針
- 【2-1-4】 2025 大学運営組織図
- 【2-1-5】 2025 事務組織図
- 【2-1-6】 2025 年度大学管理教員及び各部会・センター等構成委員一覧
- 【2-1-7】 金沢星稜大学自己点検評価部会規程 【2-1-1】と同じ
- 【2-1-8】 金沢星稜大学及び金沢星稜大学女子短期大学部学生支援センター規程
- 【2-1-9】 金沢星稜大学自己点検評価部会規程 【2-1-1】と同じ

## 2-2. 内部質保証のための自己点検・評価

- ①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有
- ②IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

### (1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

### (2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 2-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学の自己点検・評価に関する活動は、「金沢星稜大学自己点検評価部会規程」に基づき、評価部長を責任者とする自己点検評価部会が中心となって行っている。平成 26 (2014) 年度より、日本高等教育評価機構の基準に基づき「自己点検評価書」を作成している。自己点検評価部会は、自己点検・評価の計画を作り、「認証評価に係る検討会」を開催し、必要なエビデンスを記載した自己点検評価書作成マニュアルにより説明を行い、スケジュールに従い自己点検・評価活動を行っている。

このような評価の取組を毎年度実行することで、大学の使命・目的に即した内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価が定着している。また、自己点検評価書には本学独自の基準を設定し、日本高等教育評価機構の基準 1~6 に該当しない教育の特色についても自主的に点検・評価を行っている。

作成した自己点検評価書は、教授会で報告し、意見聴取を行い、協議会を経て学校法人稲置学園自己点検・自己評価委員会に報告している。完成した自己点検評価書は Web サイ

トにより学内外に対して公開している。

また、教員の「教員業績自己点検評価シート」の作成を8月に実施し、研究・教育業績、学内業務、学外での活動等、設定した項目において詳細な自己点検を行い、学部長、評価部長で情報共有している。

## 2-2-② IR (Institutional Research) などを活用した十分な調査・データの収集と分析

大学運営に関する IR 機能を構築するために、平成 30 (2018) 年 9 月に、新しく情報戦略室を設置し、平成 31 (2019) 年 4 月には、ICT 関連業務を担当する情報支援課と IR 担当の情報戦略課の 2 課体制となったが、令和 3 (2021) 年 4 月よりその業務は法人の組織改編に伴い、法人経営企画課に移管されている。令和 5 (2023) 年度は経営企画課と大学の事務局とが連携し、教学 IR に関する情報・データ収集を実施し、その結果を自己点検評価部会で評価し、それを全学的に共有してきた。

- |         |  |            |
|---------|--|------------|
| 【2-2-1】 | 金沢星稜大学自己点検評価部会規程                                     | 【2-1-1】に同じ |
| 【2-2-2】 | 令和 5 (2023) 年度大学独自自己点検評価書                            |            |
| 【2-2-3】 | 2024 年度自己点検評価部会議事録<br>(自己点検評価部会議事要録 2024. 4-2025. 4) |            |
| 【2-2-4】 | 2024 年度会議日程  |            |
| 【2-2-5】 | 金沢星稜大学教学マネジメント委員会規程                                  |            |

## 2-3. 内部質保証の機能性

- ① 学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用
- ② 学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用
- ③ 内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

### (1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

### (2) 2-3 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

学生及び学外関係者の意見・要望を把握するためにこれまで実施してきた様々な取組を今後とも体系的・持続的に内部質保証に反映させていくため、「金沢星稜大学におけるステークホルダーの意見等の把握に関する規程」を策定し、令和 6 年 9 月 4 日施行した。具体的な実施内容については、以下に詳述する。

### 2-3-① 学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

本学では、授業評価アンケートや学生代表者会議、個別面談など多様な手法を通じて学生の意見・要望を把握している。これらのデータを分析することで、授業内容や学習支援体制、キャンパス環境に関する問題点や改善の余地を的確に特定することが可能となる。分析結果は学部や教員会議などで共有し、実際の授業改善、施設整備、学生サポート体制の拡充などに反映している。その効果として、学生がより学修しやすい環境を整備できる

ことはもとより、学生自身が大学運営に積極的に関与し、学習意欲を高める契機ともなっている。結果として、教育内容や学生支援施策の質が高まり、学修成果の向上を目指している。

学修支援、学修環境に関する意見・要望は「きくよ！箱」と「授業評価アンケート」によって把握している。「きくよ！箱」は、本学の学務システムを用いて運用しており、授業のみならず施設やサービスなど学生生活全般に関する意見・要望を毎年投稿できるようにしている。寄せられた意見・要望については内容を評価部長が確認し各課等への割り振りを行い、各課等から当該意見を寄せた学生に回答を行っている。令和5(2023)年度は延べ471件であった。

授業評価アンケートは全ての開講授業で実施されている。アンケート結果(各アンケート項目の平均値、具体的要望についての記述など)については各教員がWeb上でいつでも確認することができ、その結果を次の授業改善に役立てている。なお、令和5(2023)年度全体の回収率は約31%であったことから、回収率向上を図っていく必要がある。

また、大学院においても、学部同様の対応に加え、日頃から指導教員と綿密な相談体制を取っており、研究活動の推進が円滑に行えるような様々な体制を整えている。

健康面・精神面の困難や悩みを抱えた学生に対しては、保健室と学生相談室、アクセシビリティ支援室からなる学生支援センターを置きサポートを行っている。学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用は、次項で説明する「星稜学生アンケート」を活用して実施している。

学修環境に関する学生の意見・要望の把握は、毎年度12月頃に学生全員を対象に実施する「星稜学生アンケート」から総合的に学生の意見・要望を把握している。集計・分析されたアンケート結果により、評価部会及び大学執行部が意見や要望を確認している。教員、事務職員がアンケート結果を共有し、カリキュラム、学生の課外活動(大学祭、クラブ・サークル、学友会等)、施設設備等を検討するときの重要な基礎データとしている。前述の「きくよ！箱」で寄せられた意見・要望のうち、施設やサービスなど学修環境に係る内容で実現可能な事項については直ちに各担当部署において検討し対処している。

### 2-3-② 学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

地域企業や卒業生、専門家など学外の関係者からの意見・要望を収集するために、産学連携協議会、同窓会、保護者会(稲友会)などを定期的で開催している。これらの場では、関係者の具体的な声を集めるとともに、社会や産業界が求める人材像や卒業後の進路に関する動向を正確に把握することを目的としている。収集した情報は丁寧に分析し、大学の教育活動や運営に反映させている。そのことにより、学内での教育課程の設計やカリキュラムの改訂において、実社会との接続を意識した内容を盛り込むことが可能となり、さらには学生が社会で即戦力として活躍できる資質・能力を身につける環境が整備される。併せて、卒業生の活躍状況や企業が求めるスキルセットを把握することで、大学が提供する教育成果を客観的に評価し、さらに改善につなげる継続的な仕組みが形成されている。

また、大学と地域社会との結びつきが強化されることで、協働事業やインターンシップ、新たな学習プログラムの創出が促進されている。これにより、学生の就職率向上のみならず、地域や社会に貢献する教育機関としての役割を果たすことにも寄与している。このよ

うに、学外関係者の声を体系的に収集・分析し、その結果を活用する仕組みは、本学の内部質保証機能を強化し、教育の質を向上させる重要な原動力となっている。

### 2-3-③ 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

大学全体レベルの内部質保証としては次の事項に取り組んでいる。全学的な取組として自己点検・評価報告書を毎年作成しており、各基準項目における責任者を定めて点検・評価を行っている。評価部長により点検・評価スケジュールと責任者が定められ、期日までにその報告書が自己点検評価部会に提出される。自己点検評価部会は副学長が評価部長を兼務し、学部長等が構成員となっている。提出された自己点検評価書は、自己点検評価部会において総括的な検証を行ったのち、各学部の教授会を経て協議会において学長が承認し、その年度の自己点検評価書として完成させている。自己点検評価書の改善・向上方策（将来計画）は中期計画に反映され、大学運営の改善・向上につなげている。

また、令和元（2019）年より新たに学長・副学長らが中心となって学生代表（学友会組織）との懇談会実施など学生の意見を取り入れるようにし、既存の「学生アンケート」などのデータを関連付けた分析を行い大学運営の改善に努めている。

学部・学科の教育プログラムレベルとしての内部質保証としては、PDCA サイクルの要となる三つのポリシーの点検・改訂に重点を置き、令和元（2019）年度に全面改訂、令和 2（2020）年度にその小改訂を行い、令和 4（2022）年度入学生からその小改訂された新しい三つのポリシーが適用された。令和 6（2024）年度からは新たに設置された地域システム学科も加わることとなる。策定された三つのポリシーは、学生には学生便覧、教育職員には教員便覧に掲載し、周知徹底を行っており、学外には本学の Web サイトや入試要項等で公開周知している。

これらのポリシーに基づいて、学科会議及び学部・学科、大学院の FD 活動で教育に関する課題を検討している。学科会議及び FD 活動は原則月 1 回実施し、授業改善のみならず、学科が持つ課題について検討を行っている。学科会議又は FD 活動において把握され検討が進められた課題は、教授会で報告され学部あるいは大学院として改善に取り組んでいる。このように学部・学科及び大学院で定めている三つのポリシーを起点とする内部質保証として、教育の改善・向上に反映させている。更に FD 活動において令和 6（2024）年度は、「アドミッション・プロモーション・プロジェクト」、「学修成果の可視化スキーム」、「高校生とつながる連携・接続ビジョン」、「星稜“STEAM-D”教育ビジョン」、「能登半島の創造的復興、地域創生貢献ビジョン」、「ラーニングコモンズ・プロジェクト」の 6 テーマを設定し、教育の改善・向上に反映させている。

最後に各授業レベルの教育の質保証としては、学生による授業評価アンケートのフィードバック、「きくよ！箱」への投稿への対応をもって改善を図っている。また、教育技法に関する FD 研修を実施し、授業の質の向上につなげている。

また本法人では、令和 7（2025）年 4 月 1 日施行の私立学校法の改正に伴い、「理事の職務の執行が法令及び寄附行為に適合することを確保するための体制の整備（内部統制の整備）」が必要となることから、「学校法人稲置学園内部統制システム整備の基本方針」を新たに制定し、「学校法人稲置学園内部統制に関する体制図」を整備した。本学はもちろんの

こと、法人全体として内部統制システムに基づき、教育研究や大学運営の改善・向上に加え、法人全体の事業活動を健全かつ効率的に運営に関する PDCA サイクルの仕組みを構築した。

- 【2-3-1】 学生の意見・要望くみ上げシステム図
- 【2-3-2】 「きくよ！箱」の設置 学生便覧
- 【2-3-3】 学生と学長との意見交換会 2024\_議事要録
- 【2-3-4】 金沢星稜大学学生会規程
- 【2-3-5】 学外関係者の意見・要望くみ上げシステム図
  
- 【2-3-6】 金沢星稜大学におけるステークホルダーの意見等の把握に関する規程 【2-1-2】に同じ
- 【2-3-7】 教学マネジメント委員会議事録
- 【2-3-8】 自己点検評価部会議事録 【2-2-3】に同じ
- 【2-3-9】 web ページ（授業評価アンケート）学生閲覧用
- 【2-3-a】 2024 年度「授業評価アンケート」実施要領

## 【基準 2 の自己評価】

### (1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学では、学長、副学長及び事務局長等による大学執行部と、学部長、研究科長を交えた常任部会及び教学マネジメント委員会、さらに各部会や運営委員会を中心とした責任体制を整備し、適切な組織運営によって内部質保証に取り組んでいる。具体的には、法人との大学設置校会議において中期計画の実効性を高めるための PDCA サイクルを確立し、継続的な検証、改善及び見直しを実施している。これにより、大学全体のガバナンス体制が明確化され、教育研究の質向上や大学運営の効率化を推進する仕組みが機能している。

授業評価アンケートでは、総合満足度をはじめとする多くの項目について全般に高い評価を得ているが、学生の予習復習時間が少ないという結果を得ている。このため、予習と復習に学生が十分な時間を充てるよう、教員にはシラバスに事前事後学習を明記することを要請している。なお、令和 7（2025）年度は回収率 50%超を目指すこととしている。

今後、学生が学修に対してより主体的に取り組むよう、授業におけるアクティブ・ラーニングの要素のさらなる導入や大人数授業の環境改善についても検討を進めていく。

「きくよ！箱」の運営は人手も時間がかかるが、普段はなかなか聞くことのできない学生の本音の意見・要望を拾い上げるシステムとして機能している。

令和 5（2023）年に自己点検評価書の外部評価員制度を設け、令和 6 年（2024）年度も引き続き外部評価員の評価を得た。今後とも本制度の拡充に努めていくこととしている。また、必要に応じて拡大評価部会を開催し、多角的・多面的視点を持たせることとしている。

### (2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

内部質保証体制の一環として情報戦略室において、大学の各種データを分析してきたが、令和 3（2021）年 4 月からは法人全体としてのデータ収集・分析を行うため、法人の経営企画機能と統合、一本化された。それに伴い、法人と連携した大学としての IR 機能をより効果的に運用していくことが課題である。

### (3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

令和 5 (2023) 年度は経営企画課と大学の事務局とが連携し、教学 IR に関する情報・データ収集を実施し、その結果を評価部会で評価し、それを全学的に共有してきたが、令和 7 (2025) 年度より大学に IR 室を置いた。

## 基準 3. 学生

### 3-1. 学生の受入れ

#### ①アドミッション・ポリシーの策定と周知

#### ②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

#### ③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

##### (1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

##### (2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 3-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

##### 1) アドミッション・ポリシーの策定

令和 2 (2020) 年度に各学部の各学科において三つのポリシーについて見直し及び改定作業が行われ、求める学生像と入学者選抜の基本方針がより具体化された新しいアドミッション・ポリシーが、令和 4 (2022) 年度の入学者より適用されている。

令和 5 (2023) 年度には、令和 6 (2024) 年度からの経済学部地域システム学科新設に向けて、地域システム学科の三つのポリシーを新しく策定するとともに、経済学部内の各学科の教育体系最適化のために経営学科のカリキュラム・ポリシーも一部改正された。ただしアドミッション・ポリシーは継続された。

令和 6 年 (2024) 年度には、人文学部の改組（国際英語学科の新設）に伴う三つのポリシーの改正が行われた。これにより、国際文化学科と国際英語学科のそれぞれの学科の特色に応じた養成する人材像等を明確にし、両学科のアドミッション・ポリシーを新たに策定した。

大学院経営戦略研究科のアドミッション・ポリシーは平成 27 (2015) 年度に制定された。現在においてもそのアドミッション・ポリシーは適正なものと考えられ、本研究科の受入れ方針としては、経済学、経営学及びその関連領域の理論と応用について、高度な専門的知識を得るだけでなく、それらを実践的に活用する力を身につけたいという意欲を持つ人を求めている。

#### 入学者受入れの方針

<経済学部・人間科学部・人文学部>

#### 【経済学部アドミッション・ポリシー】

経済学部では、以下の学力、意欲、興味を持つ人を求めます。

##### 1. 知識・技能

経済・経営事象の問題を認識、分析するために必要な下記のような基礎学力を持つ人。

・日本語や英語の読解力

・数的な処理能力

・科学的な物の見方

・歴史の流れの理解

2. 思考力・判断力・表現力

・社会の動きを経済的視点で探究したい人。

・Think globally act locally、Think locally act globally を実践したい人。

3. 主体性・多様性・協働性

・他者と協力し、組織として取り組む力の大きさを体験したい人。

・自主自律の精神を身につけたい人。

・自分を超越する力を身につけたい人。

[経済学科アドミッション・ポリシー]

経済学科では、以下の3つの意思を強く持つ人を求めます。

1. 知識・技能

経済の専門知識・技能を修得し、ビジネスや行政など社会で活動するための実践的な能力を身につける意思のある人。

2. 思考力・判断力・表現力

経済の専門知識・技能を基に、社会の中で課題を発見し、分析・解決しようとする意思のある人。

3. 主体性・多様性・協働性

自らの意思を持ち、様々な者と協働しながら、社会に貢献しようとする意思のある人。

[経営学科アドミッション・ポリシー]

経営学科では、以下の学力、意欲、興味を持つ人を求めます。

1. 知識・技能

社会の中で働くための専門知識を修得し、ビジネスや行政、地域経済において活躍するための実践的な能力を培うポテンシャルを持つ人。

2. 思考力・判断力・表現力

課題を分析・解決する方法を学び、社会の中でそれらを用いる力を培うポテンシャルを持つ人。

3. 主体性・多様性・協働性

社会から即戦力として期待され、評価される人材たれんとする気概を持った人。

[地域システム学科アドミッション・ポリシー]

地域システム学科では、以下の学力、意欲、興味を持つ人を求めます。

1. 知識・技能

社会の中で働くための専門知識を修得し、ビジネスや行政、地域創生において活躍するための実践的な能力を培うポテンシャルを持つ人。

2. 思考力・判断力・表現力

データ分析に基づいて地域課題を発見・分析し、デジタル技術を用いて地域創生や地域価値の共創に資する解決策を検討し提案する能力を培うポテンシャルを持つ人。

3. 主体性・多様性・協働性

社会から即戦力として期待され、評価される人材たれんとする気概を持った人、地域デジタル人材を目指す人、地域創生・持続可能な地域づくりに関心を持つ人。

【人間科学部アドミッション・ポリシー】

人間科学部は、世界と地域社会が多様に変化する時代にあって、人間科学を探究し「人間力」を高め、すべての人々が共に学び、生きる共生社会の創造に貢献していきたいと考える意欲ある人を求めます。

人間科学部では、スポーツ学科とこども学科の2つの学科を設置し、それぞれスポーツ科学とこども学を修めていきます。そのために専門科目を理論的に修めていくことはもちろんですが、フィールド演習や実習で学外へ出て、地域社会の様々なスポーツイベントや教育、保育、文化活動に参画し、実践的知識を身につけていく学びに特徴があります。ゼミナールではこれら実践的知識を仲間と共有し、課題を分析し、理論と関連づけながら往還的に学びを深めていきます。このように、人間科学部で「誠実にして社会に役立つ人間」として成長していくためには、アクティブな実践力が必要ですし、グローバルな視点も欠かすことができません。また、地域に出れば、異なる世代や立場の人たちと関わり、様々な考えや意見に素直に耳を傾ける姿勢も大切になってきます。

そこで、「人間力」\*の基礎となる以下の資質・能力と意欲をもった人を広く受け入れます。

1. 知識・技能

(1) 高校までの基礎的・基本的な学習内容を理解し、これを活用できる人。

2. 思考力・判断力・表現力

(1) 自分の考えや意思を伝えるために、必要な情報を収集し整理して、相手にわかりやすく表現し伝えることのできる人。

3. 主体性・多様性・協働性

(1) スポーツ、健康、子育て、教育の分野から人間の持っている可能性と社会における人間の在り方を探究したい人。

(2) 仲間と積極的にコミュニケーションをとり、協力して物事をやり遂げる人。

(3) 共生社会の創造と発展にむけて、地域の団体や関係機関で人と関わって活動をしたい人。

(4) 常に自らの生活や学びを振り返り、向上心をもって努力する人。

(5) 人と自然・文化を愛し、自らの人間力を高めたい人。

\*「人間力」とは、考える力（問題を発見・分析し総合的に考える力）、表現する力（自分の意志と思考を表現する力）、思いやる力（人間とその環境を思いやる力）、関係を築く力（人間とその環境にかかわり調整する力）、やり遂げる力（設定した目標と課題をやり遂げる力）であり、社会で調和し活躍するための基礎的な資質や能力のことです。

[スポーツ学科アドミッション・ポリシー]

スポーツ学科では、スポーツに親しむとともに健康の保持増進や体力の維持向上に関心を持ち、生涯にわたり豊かなスポーツライフを自他とともに継続できる「スポーツスペシャリスト」の育成を目指しており、以下のような学生を求めます。

1. 知識・技能

(1) スポーツがすべての人々の権利とされる意義や価値を理解し、スポーツを科学的・社会的・文化的に広く捉えるために必要な基礎的な知識や学力を有している人。

2. 思考力・判断力・表現力

(1) これまでのスポーツ体験をスポーツや健康の科学的な見地から振り返り、科学的

に裏付けられた経験を積み重ねていけるプランを構築し、これを実践できる人。

### 3. 主体性・多様性・協働性

(1) スポーツや健康に関する実践を科学的知見に基づく理論へと融合し、スポーツ科学を深め汎用できる「スポーツスペシャリスト」を目指す人。

(2) これまでに学校体育や部活動、地域のスポーツクラブなどでの活動を通じて、お互いを思いやる力を育み、自他の環境と安全に配慮しながら学習や生活のできる人。

(3) スポーツを愛好し、スポーツに参加する過程でコミュニケーション力を高め、生涯にわたって「する」「みる」「ささえる」の様々な立場から積極的にスポーツと関わりたいと考えている人。

(4) 教員免許状（中学校・高等学校保健体育、特別支援学校）や各種スポーツ指導員（日本スポーツ協会公認スポーツ指導者、障がい者スポーツ指導員、健康運動指導士など）の公認資格を取得し、将来的に社会で自らの経験と資格を活かせる仕事に就きたいと考えている人。

#### 【こども学科アドミッション・ポリシー】

こども学科では、こどもの成長過程と発達段階についての専門的な知見をもつ「こどもスペシャリスト」の育成を目指しており、以下のような学生を求めます。

#### 1. 知識・技能

(1) 教員免許状（小学校、幼稚園）や保育士資格を取得するために必要な基礎的な学力とプレゼンテーションに関する基本的な能力を有している人。

(2) 様々な活動経験から身につけた技芸を、こどもの学びや活動の支援に活かしている人。

#### 2. 思考力・判断力・表現力

(1) コミュニケーションに関する基本的な能力を有し、異なる立場の人たちと関わり、考えや意見に素直に耳を傾ける姿勢をもっている人。

#### 3. 主体性・多様性・協働性

(1) 常に探究心を持ち、学修や研究上の新たな課題を主体的に解決していきたいと意欲あふれる人。

(2) 仲間と協力して物事に取り組むことのできる人。

(3) こどもや地域社会と積極的にかかわり、こどもの視点に立って生涯を通し、子育てや教育に深く関わりたいと考えている人。

(4) 授業や課外活動、社会活動に積極的に参加し、向上心を持って努力する人。

(5) 教員免許状（小学校、幼稚園）や保育士資格を取得し、将来的に自らの経験と資格を活かした仕事に就きたいと考えている人。

#### 【人文学部アドミッション・ポリシー】

人文学部では、以下の学力、意欲、興味を持つ人を求めます。

#### 1. 知識・技能

(1) 世界の動向に興味があり、探究心を持って学習することができる人。

(2) 言語や文化に関心を持ち、積極的に学習することができる人。

#### 2. 思考力・判断力・表現力

(1) 知識・技能を活用して、自ら考え、課題を発見し、課題解決のために探求することができる人。

(2) 課題解決をして得た成果を、他者に報告することができる人。

3. 主体性・多様性・協働性

(1) 高い目標を持って積極的に学ぶ意欲がある人。

(2) 英語の習得とその高度な運用を目指して努力できる人。

(3) 自国や地域社会を含む世界各地の多様な文化に関心を持ち、人々の暮らしや価値観を相手の立場から理解できる人。

(4) 異文化交流に積極的に関わり、地域社会や国際社会に貢献する意欲がある人。

[国際文化学科アドミッション・ポリシー]

国際文化学科では、以下の学力、意欲、興味を持つ人を求めます。

1. 知識・技能

(1) 英語および世界の諸言語に高い関心を持つ人。

(2) 世界の動向に興味があり、探究心を持って学習することができる人。

(3) 言語や文化、環境に関心を持ち、積極的に学習することができる人。

2. 思考力・判断力・表現力

(1) 知識・技能を活用して、自ら考え、課題を発見し、課題解決のために探求することができる人。

(2) 課題解決をして得た成果を、他者に伝えることができる人。

3. 主体性・多様性・協働性

(1) 高い目標を持って積極的に学ぶ意欲がある人。

(2) 英語や様々な言語の習得とその高度な運用を目指して努力できる人。

(3) 自国や地域社会を含む世界各地の多様な文化に関心を持ち、人々の暮らしや価値観を相手の立場から理解できる人。

(4) 異文化交流に積極的に関わり、地域や日本社会、国際社会に貢献する意欲がある人。

(5) 国際平和や地球規模での環境課題に積極的にかかわる意欲がある人。

[国際英語学科アドミッション・ポリシー]

国際英語学科では、以下の学力、意欲、興味を持つ人を求めます。

1. 知識・技能

(1) 実用英語検定2級、もしくは、CEFR B1相当の英語力を持っている人。

(2) 世界の動向に興味があり、探究心を持って学習することができる人。

(3) 言語や文化に関心を持ち、積極的に学習することができる人。

2. 思考力・判断力・表現力

(1) 知識・技能を活用して、自ら考え、課題を発見し、課題解決のために探求することができる人。

(2) 課題解決をして得た成果を、他者に報告することができる人。

3. 主体性・多様性・協働性

(1) 高い目標を持って積極的に学ぶ意欲がある人。

(2) 英語の習得とその高度な運用を目指して努力できる人、英語を駆使して活躍したいと思っている人。

(3) 自国や地域社会を含む世界各地の多様な文化に関心を持ち、人々の暮らしや価値観を相手の立場から理解できる人。

(4) 異文化交流に積極的に関わり、地域社会や国際社会に貢献する意欲がある人。

<大学院経営戦略研究科>

【大学院経営戦略研究科アドミッション・ポリシー】

1. 経済学、経営学およびその関連領域の理論と応用について基礎的な知識や実践能力を有し、その上さらに高度な専門的知識および実践能力を身につけたいという意欲を持つ人。
2. 経済学、経営学およびその関連領域について、旺盛な知的好奇心を持ち、自らの問題意識に基づく修士論文を執筆する意思、資質、さらに能力を有する人。

2) アドミッション・ポリシーの周知

Web サイト、学生募集要項及び学生便覧にアドミッション・ポリシーを明記し、入学者受入方針の周知に努めている。また、オープンキャンパス及び進学説明会等での学部概要説明においてもアドミッション・ポリシーの周知に努めている。

2024 年の新入生アンケートからは、「本学への出願を決める際にアドミッション・ポリシーを読んだ」と回答した学生は70%を超えており、そのうち94%が「共感した」と答えている。

大学院経営戦略研究科においては、Web サイト、学生便覧及び学生募集要項にアドミッション・ポリシーを明記し、入学者受入方針の周知に努めている。また、大学院の進学説明会等においてもアドミッション・ポリシーの周知に努めている。

3-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

<経済学部・人間科学部・人文学部>

1) 令和6(2024)年度入学者選抜

令和6(2024)年度(令和5(2023)年度実施)の大学入学者選抜においては、志願者の「学力の3要素(「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・多様性・協働性)」をより多面的・総合的に評価するため、表5のと通りの選抜区分を設け、学部ごと適切な見直しを図った。

表3 令和7(2025)年度入学者選抜区分

選抜区分	選抜名称	対象学科
学校推薦型選抜	指定校方式	全学科
	公募制方式	全学科
	公募制方式(専門・総合)	地域システム学科・スポーツ学科
	併設校方式	経済学科・経営学科・地域システム学科・スポーツ学科
一般選抜	一般方式A日程	全学科
	一般方式B日程	全学科
	一般+共通テスト併用方式A日程	経済学科・経営学科・地域システム学科・スポーツ学科・こども学科
	一般+共通テスト併用方式B日程	経済学科・経営学科・地域システム学科・スポーツ学科・こども学科
	大学入学共通テスト利用方式A日程	全学科
	大学入学共通テスト利用方式B日程	全学科

## 金沢星稜大学

	大学入学共通テスト利用方式C日程	全学科
	大学入学共通テスト利用併設校方式	全学科
総合型選抜	プラス1方式	全学科
	スポーツ実績評価方式	経済学科・経営学科・地域システム学科・スポーツ学科・こども学科
その他の選抜	外国人留学生選抜	全学科
	社会人選抜	全学科
	併設校編入学選抜（金沢星稜大学女子短期大学部生のみ対象）	経済学科・経営学科・スポーツ学科・こども学科・国際文化学科
	編入学選抜3年次編入	経済学科・経営学科・スポーツ学科・こども学科・国際文化学科
	海外協定校編入学選抜	経済学科・経営学科

学校推薦型選抜においては、学力の3要素を多面的・総合的に評価する観点から、経済学部・人間科学部・人文学部での出願資格や評価項目等の見直しを行い、出願資格である評定平均値の基準を変更した。人文学部においては、公募制方式での出願資格となる英語資格の基準も変更した。

総合型選抜（プラス1方式）においては、アドミッション・ポリシーにもとづいた学科ごとの独自のカラーを鮮明にし、多様な興味関心をもつ受験生を惹きつけ、出願への動機づけを図るため、「総合型選抜（プラス1方式）」で課しているエントリーシートのテーマ（「求める学生像」）を工夫した。まず、全学部学科共通のテーマとして従来から設定している「自分を超越する力」に加え、2024年度選抜（2023年度実施）から「星稜ジャンプ地域活動プロジェクト」を設けた。これにより本学の地域連携プログラムが4年間のゼミ・フィールド活動にどのようにリンクされているかについて興味関心をもってもらう契機とした。さらにすべての学科ごとの特色を打ち出した学部学科別テーマも設定した。さらに、2025年度選抜（2024年度実施）から全学部学科共通のテーマとして「グローバル・コンピテンシー・プログラム」を追加した。

試験方法の工夫としては、各学科のアドミッション・ポリシーにもとづいた選抜方法になっているか、の観点からプレゼンテーション試験の改善と小論文および面接試験の工夫を図った。その結果、「総合型選抜（プラス1方式）」での志願者数が大幅増となった。2023年度選抜では34人の出願に留まっていたが、2024年度選抜では70人に、さらに2025年度選抜では107人と増加し、この3年間で3.1倍となっている。

総合型選抜（スポーツ実績評価方式）においては、対象学科として地域システム学科とこども学科を追加した。

### 2) 入学者受入体制

入学者選抜に関わる者の責務を明確にし、機密性、中立性、公正性の観点から当該入学者選抜の業務を適切に管理・運営するために、令和2（2020）年度に「金沢星稜大学入学者選抜会議規程」（以下「入学者選抜会議規程」）及び「金沢星稜大学入試問題作成委員会規程」（以下「入試問題作成委員会規程」）を制定した。

「入学者選抜会議規程」に基づき、入学者選抜会議（以下、「選抜会議」という。）を置き、入学者選抜に関する事項、選抜区分「総合型選抜（プラス1方式）」に関する事項及び選抜区分「総合型選抜（スポーツ実績評価方式）」に関する事項を審議及び実施している。

また、選抜区分「総合型選抜（スポーツ実績評価方式）」の対象指定クラブの監督及び顧問の意見を聴くため、選抜会議にスポーツ実績評価方式候補者選定委員会を置いた。

令和6（2024）年度入学となる学生募集に関して、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症に移行したことを受けて、オンラインの説明ツールの活用やWeb上で情報発信など感染拡大防止に引き続き注意を払いながら、対面型の説明機会を積極的に増やすよう努めた。

オープンキャンパスについては、「オープンキャンパス活性化プロジェクト」に所属する学生スタッフを中心に、学生主体で企画運営を実施した。令和4（2022）年は計5回実施し参加者数は延べ1,100人、令和5（2023）年は計5回実施し参加者数は延べ1,300人、令和6（2024）年は計5回実施し参加者数は延べ1,400人であった。

推薦入試対策講座と一般入試対策講座については、令和4（2022）年には合わせて253人、令和5（2023）年には合わせて222人の参加数であった。

また、受験生に向けて入学者選抜対策講座を、一般選抜対策はオンラインで、推薦選抜対策は対面で実施した。推薦選抜の対策講座について、令和4（2022）年の参加者数は173人、令和5（2023）年の参加者数は179人、令和6（2024）年の参加者数は189人であった。一般選抜の対策講座は令和4（2022）年の参加者数は80人、令和5（2023）年の参加者数は53人であった。なお、入学者選抜対策講座参加者及び当日参加がかなわなかった申込者には、YouTubeによる入試概要説明動画の公開先を送付した。

高校教員を対象とした進学説明会は令和5（2023）年6月13日（火）に本学にて対面形式で実施した。同時にZoomによるリアルタイム配信も行い、オンライン参加も可能とした。なお、塾・予備校講師等はオンライン参加のみとした。結果、会場参加は教員が36人（前年度：27人）、オンライン参加は教員が19人（前年度：20人）、塾・予備校が10人（前年度：8人）であった。

さらに、令和5（2023）年度も昨年に引き続き、高校生、保護者及び教育関係者を対象にオンライン個別相談（平日10：00～17：00）を開設し、4件の相談があった。

試験問題の作成は、「入試問題作成委員会規程」に基づき、作問要領等を作成した上で大学が自ら行っている。

選抜試験実施については、選抜区分ごとに実施要領及び監督要領を作成し、可否判定に関しては、学則第40条に基づき、教授会の議を経て協議会で審議し決定することとしている。

入学前教育に関しては、学校推薦型選抜、総合型選抜に合格した入学予定者を対象に実施している。令和6（2024）年度入学予定者に対しては、全学科の入学前共通課題として、「星稜ドリル」と称するeラーニング教材にて実施した。人間科学部及び人文学部ではそれらに加えて学部・学科独自の特別課題を課し、学生・教員双方にとってのスムーズな就学導入を目指している。

### 3) 入学者受入れの検証

毎年、出願傾向や志望動機などを把握するとともに、入学後の学修に活かすための「新

入生アンケート」を入学者に対して実施することにより検証している。

<大学院経営戦略研究科>

1) 令和6(2024)年度入学者選抜

本研究科の募集は、1期(令和6(2024)年4月入学)、2期(令和5(2023)年9月入学)において、一般選抜・社会人選抜・外国人留学生選抜及び学内選考によって入学者選抜を実施している。

本研究科の志願者は、目的意識、修学意欲共に極めて高い者が多く、「旺盛な知的好奇心を持ち、自らの問題意識に基づき修士論文を執筆する人」という本研究科のアドミッション・ポリシーに沿った受け入れが行われている。

2) 入学者受入体制及び検証

学生募集に関しては、通常の募集方法に加え、特に税理士志望の社会人に向けて北陸の税理士事務所に隔年で大学院の案内パンフレットを送付し案内している。さらに、本学経済学部学生に対して、大学院の科目を履修可能とする早期履修制度を設けたり、学内説明会を開催したりするなどして、大学院選抜についての情報を発信している。

なお、合否判定に関しては、学則に基づき経営戦略研究科委員会の議を経て協議会で審議し決定している。

また、入学者に対しては、入学前から、主となる指導教員(主査)との研究指導に係る事前相談を実施するなど、円滑に修士論文の作成に取り組めるよう、綿密な指導体制を整えている。

3-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

<経済学部・人間科学部・人文学部>

令和6(2024)年度においては、入学定員の1.05~1.15倍の範囲を目標に入学者選抜を実施した。結果として、編入学を除く学生受入れ数は入学定員658名に対し740名(1.12倍)であり、在籍者数は収容定員2,632名に対して2,794名(1.06倍)となった。令和5(2023)年度において定員割れ(0.92倍)を記録した人文学部においても、令和6(2023)年度には入学定員の1.04倍の学生を受け入れた。令和7(2025)年度に向けては、選抜日程、指定校推薦枠、追加合格の取り扱い等の見直しを引き続き実施し、入学定員の1.05~1.15倍の確保を数値目標とする。

こうした適切な学生受入れの実現に向けた取組は、教育目的に則したアドミッション・ポリシーの策定と運用に基づくものである。令和2(2020)年度には全学部においてアドミッション・ポリシーの見直しを行い、その後も学部改組に応じて改正を実施している。令和6(2024)年度からは経済学部「地域システム学科」を設置し、令和7(2025)年度からは人文学部において「国際英語学科」を新設した。それぞれの改正に際しては、「金沢星稜大学大学院、学部、学科の教育研究上の目的及び三つの方針の制定と運用に関する規程」に基づく運用がなされている。改正されたアドミッション・ポリシーは、Webサイト、学生便覧、学生募集要項などに明記し、オープンキャンパスや進学説明会等でも周知を徹底している。令和2(2020)年度以降、各学部においては三つのポリシーの見直しを継続し、令和3(2021)年度には新たな入学者選抜の基本方針を具体化、令和4(2023)年度入学者か

ら適用を開始した。今後は、「金沢星稜大学入学者選抜会議」が中心となり、受験者や入学者の分析に基づいた実務改善、統計・評価精度の向上に取り組み、入試戦略への反映を図る。

本学の第4次中期計画（2024年度～）では、アドミッション・ポリシーに則した入学者選抜制度の運用により、少子化社会における志願者数の増加と入学者数の確保を目指す方針が明記されている。また、学生募集分析機能の強化とそれに基づく広報戦略の展開も推進し、志願者数4,000人（実人数1,600人）、入学者数は定員の1.05～1.15倍、卒業時点で定員相当の在籍者数を維持することを目標としている。

その一環として、経済学部到新設された「地域システム学科」は、既存2学科（経済学科・経営学科）とは異なる志願者層の拡大を意図し、学科独自のアピールポイントを打ち出している。入学者定員の67%を年内選抜とし、うち20%を総合型選抜（プラス1方式及びスポーツ実績評価方式）に設定した。令和6(2024)年度選抜では、プラス1方式で15名、学校推薦型選抜（指定校・公募）で18名を確保し、令和7(2025)年度にはそれぞれ31名、34名の入学者確保を見込んでいる。

人文学部においても、令和7(2025)年度から「国際文化学科」を再編し「国際英語学科」を新設したが、これは、社会のグローバル化に対応し、学部の特徴である言語領域と文化領域の学びを、全員留学制度とともに地域に定着させ、受験生に明確に訴求することを目的としている。この改革により、令和7(2025)年度の志願者は前年比1.11倍となった。年内選抜の比重が高まる中で、本学も段階的に募集人員を拡充している。年内選抜による入学者数の推移は、令和5(2023)年度が185人(28.1%)、令和6(2023)年度が303人(46.0%)、令和7(2025)年度が311人(47.0%)であり、年明け選抜とほぼ均衡する状況にある。あわせて、評定平均値や試験科目の見直し等により、門戸を広げつつアドミッション・ポリシーに即した受入れを継続していく。

#### <大学院経営戦略研究科>

令和6(2023)年度における学生受入れ数は、入学定員10名に対して6名、在籍者数は収容定員20名に対して14名であった。今後は地域・産業界との連携強化、広報活動の拡充、入学支援策の推進を通じて学生確保を目指す。

本研究科においても、教育目的に則したアドミッション・ポリシーを策定し、Webサイト、学生便覧、学生募集要項にて明記するとともに、大学院概要説明会において周知を図っている。入学者選抜は、一般選抜、社会人選抜、外国人留学生選抜、学内選考を含む多様な方式により実施されており、全てにおいて面接試験を導入することで、ポリシーとの適合性を検証している。

収容定員は概ね妥当であるが、単年度の入学定員を満たせない状況もあり、改善策として大学院の早期履修制度や説明会、情報発信に力を入れている。また、令和6(2023)年度入学者より、修了が2年で困難な場合でも最大4年間履修できる長期履修制度を導入し、柔軟な学びの機会を確保している。

表4 令和5(2023)年度後期入学者及び令和6(2024)年度入学者及び入学者選抜区分

日程	選抜区分名称	対象科
----	--------	-----

1期選抜（4月入学） （2024年度入学者）	学内選考（A日程）	経営戦略研究科
	学内選考（B日程）	
	社会人選抜（A日程）	
	社会人選抜（B日程）	
	一般選抜（A日程）	
	一般選抜（B日程）	
外国人留学生選抜		
2期選抜（9月入学） （2023年度後期入学者）	学内選考	
	社会人選抜	
	一般選抜	
	外国人留学生選抜	

- ・経済学科アドミッション・ポリシー  
[https://www.seiryu-u.ac.jp/u/education/economics/eco\\_06.html](https://www.seiryu-u.ac.jp/u/education/economics/eco_06.html)
- ・経営学科アドミッション・ポリシー  
[https://www.seiryu-u.ac.jp/u/education/economics/busi\\_06.html](https://www.seiryu-u.ac.jp/u/education/economics/busi_06.html)
- ・地域システム学科アドミッション・ポリシー  
[https://www.seiryu-u.ac.jp/u/education/economics/reg\\_06.html](https://www.seiryu-u.ac.jp/u/education/economics/reg_06.html)
- 【3-1-1】 ・スポーツ学科アドミッション・ポリシー  
[https://www.seiryu-u.ac.jp/u/education/human/spo\\_06.html](https://www.seiryu-u.ac.jp/u/education/human/spo_06.html) PDF添付
- ・こども学科アドミッション・ポリシー  
[https://www.seiryu-u.ac.jp/u/education/human/chi\\_06.html](https://www.seiryu-u.ac.jp/u/education/human/chi_06.html)
- ・国際文化学科アドミッション・ポリシー  
[https://www.seiryu-u.ac.jp/u/education/humanities/inter\\_02.html](https://www.seiryu-u.ac.jp/u/education/humanities/inter_02.html)
- ・国際英語学科アドミッション・ポリシー  
[https://www.seiryu-u.ac.jp/u/education/humanities/eng\\_02.html](https://www.seiryu-u.ac.jp/u/education/humanities/eng_02.html)
- 【3-1-2】 金沢星稜大学入学部会規程
- 【3-1-3】 学校法人稲置学園事務組織及び事務分掌規程
- 【3-1-4】 金沢星稜大学入学者選抜会議規程
- 【3-1-5】 金沢星稜大学入試問題作成委員会規程
- 【3-1-a】 令和6年度大学オープンキャンパス参加状況
- 【3-1-b】 2025年度入試結果【学科別・試験区分別】
- 【3-1-c】 2025年度入学者アンケート
- 【3-1-d】 金沢星稜大学 各入試区分における選抜・評価方針について
- 【3-1-e】 星稜ドリル
- 【3-1-f】 学校法人稲置学園 将来ビジョン及び第4次中期計画（2024-2028） 骨子 【資料F-9】に同じ

## 3-2. 学修支援

### ①教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

### ②TA(Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実

#### (1) 3-2の自己判定

「基準項目3-2を満たしている。」

#### (2) 3-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 3-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

<経済学部・人間科学部・人文学部>

本学では学修支援の窓口は教務課となっている。教務課は事務職員が事務的立場から学生に対して日常的な学修支援を行っている。また、金沢星稜大学教務部会規程に基づき、

各学部学科から選ばれた教員が教務課の職員と合同で教務部会を定期的を開催（基本的に月一度）するとともに、緊急的な案件がある場合は学内ネットワークを通じて適宜開催している。教務部会では、教育的見地と事務的見地の両面から、学生の学修支援に関する方針・計画・実施体制について協議するとともに、学生の学修支援に関する個別の事項（履修、単位取得、学修、学外授業、SA（Student Assistant）制度、新入生研修など）について協議し、教務部会重点項目年間スケジュールに基づき執行している。あわせて金沢星稜大学履修規程等の見直し、学生にとっての学修のよりどころとなる学生便覧、教員にとっての授業運営のよりどころとなる教員便覧等の整備に努めている。部会における会議の内容については議事録としてまとめ、重要課題を学部教授会で報告するとともに、学内ネットワークを通じて随時行われる拡大教務部会（各学部長・学科長も参加）で全学的な検討を深めることにより、学修支援や授業改善に関する全学的な共通理解を促している。尚、教務部会の構成としては令和6（2024）年度、教務課の職員数6名、教務部会所属の教員数8名となっている。教員と学生及び保護者（当該学生分のみ）は、Web上でパスワードにより保全されたサイトから単位取得状況、成績、GPA等や出席状況等が把握できるようになっており、学修状況に応じて指導援助を行うための共通理解が図られる体制が整っている。年2回（9月と3月）保護者懇談会を開催し、主に取得単位数が不足傾向の学生や学生生活で悩みを抱えている学生の保護者を対象に、ゼミナール担当教員（以下、「ゼミ教員」）等が保護者と個別面談を行い、退学・休学・留年に至らないよう学生を指導するための相談を実施している。令和3（2021）年度は新型コロナウイルス感染症拡大のため対面での開催を中止し、電話やメール等により対応したが、令和4（2022）年度は参加人数等を制限し感染対策を講じた上で対面により実施、令和5（2023）年度以降は通常に対面方式で実施している。

令和6（2024）年度保護者懇談会の実施状況
<ul style="list-style-type: none"> <li>・9月7日（土） 富山地区保護者懇談会 会場：オークスカナルパークホテル富山 参加：56組（68名）</li> <li>・9月8日（日） 福井地区保護者懇談会 会場：ザ・グランユアーズフクイ（ホテルフジタ福井内） 参加：10組（13名）</li> <li>・9月21日（土） 個別懇談会及び保護者対象就職支援ガイダンス 会場：本学 参加：80組（96名）</li> <li>・3月22日（土） 個別懇談会及び保護者対象就職支援ガイダンス 会場：本学 参加：54組（72名）</li> </ul>
※各ゼミ担当者による事前相談件数も含む

また、上記の定期的な保護者対象の懇談会以外にも、単位取得や学生生活の悩みを抱える学生を対象に、ゼミ教員がオフィスアワーなどを活用し、個別に相談・指導を行っている。退学や休学を希望する学生に対してはゼミナール等担当教員が必ず面談し、学生から事情を詳しく聞き、面談内容を記録に残すことで、退学や休学に至る原因の把握に努めている。中途退学、休学及び留年者については、その実態及び原因分析、改善方策について

毎月の教授会で話し合い今後の指導に生かすように努めている。

< 大学院経営戦略研究科 >

大学院においても、学部同様の対応に加え、日頃から指導教員と綿密な相談体制を取っており、研究活動の推進が円滑に行えるような様々な体制を整えている。また、研究活動におけるその他の学習支援として、本学事務局や図書館において、夜間の講義時等含め、必要な対応に従事している。

3-2-② TA (Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

< 経済学部・人間科学部・人文学部 >

本学では TA 制度も存在するが、大学院生が少ない上に社会人もいるため、大学院生の TA 確保は困難な状況である。そのため一定の条件を満たした学部学生を雇用した SA (Student Assistant) 制度の充実を図っている。また、新入生研修、障がいのある学生への学修配慮などの学修支援体制を整えている。

1) SA 制度

SA の業務内容はグループワーク補助、パソコン操作補助、質疑対応などの授業補助としている。SA の採用基準は厳格に設定され、当該科目 S 又は A 評価で単位取得し、かつ原則 GPA2.5 以上等、所定の条件を満たした学生を SA 採用候補者としている。また、教務部長と教務課職員が採用予定者に事前指導を行っている。SA 制度を利用した教員に対しては、学期終了後に実施報告書の提出を義務付け、SA 制度の改善に役立てている。

令和 5 (2023) 年度に SA 制度を活用した授業は以下のとおり 17 科目あり、延べ 19 人 (実数 18 人) の学生が SA として雇用された。

表 5 令和 6 (2024) 年度授業補助学生 (SA)

区分	科目名	曜日時限	SA 採用人数
通年	保育実習 I 事前事後の指導	火 3	1
1Q	教養ゼミナール A-28	水 2	1
1Q	情報教育の理論と方法 I	火 1	1
2Q	教養ゼミナール B-21	水 1	1
前期	スポーツ実技 (水泳) ②	火 5	2
前期	スポーツ実技 (水泳) ③	火 5	2
前期	視覚障害者教育総論	水 4	1
前期	保育実習 II 事前事後の指導	火 1	1
前期	マーケティング論①	月 2	1
前期	マーケティング論②	火 3	1
前期	Let's Try ICT①	月 2	1
前期	Let's Try ICT②	月 4	1
前期	基礎専門ゼミナール I ⑥	金 2	1
前期	人的資源管理論	火 2	1
3Q	教養ゼミナール C-29	水 1	1
4Q	教養ゼミナール D-23	水 2	1
後期	基礎専門ゼミナール II⑥	金 2	1
後期	Let's Try ICT③	木 3	1
後期	フィールドワーク基礎演習	月 2	2
後期	租税論	金 2	2
後期	生産管理論	火 3	1

区分ごと合計人数  
 通年 1 名  
 1Q 2 名  
 2Q 1 名  
 前期 12 名  
 3Q 1 名  
 4Q 1 名  
 後期 7 名  
 全 21 科目 計 25 名  
 (実数 20 名)

## 2) 新入生研修

新入生に対しては全ての学部で毎年研修を行っている。教員、事務職員及び学生ボランティアが、新入生に対して学修上の相談、質疑等を受け、アドバイスをするなど、入学直後から学修支援を行っている。

令和7（2025）年度の新入生研修は、原則全員参加で実施した。

令和7（2025）年度新入生研修の実施状況
実施日：4月4日（金）、5日（土）
経済学部：山代温泉・山中温泉
経済学科（参加学生数：296名）
経営学科（参加学生数：172名）
地域システム学科（参加学生：97名）
人間科学部：山代温泉
スポーツ学科（参加学生数：69名）
こども学科（参加学生数：82名）
人文学部：学内
国際文化学科（参加学生数：61名）
国際英語学科（参加学生数：32名）
※国際文化学科・国際英語学科については、4月4日に学内で研修を行い、6月に別途1年次宿泊研修として大阪にて研修を実施予定である。

## 3) 障がいのある学生への学修支援

学生支援センターの一部門としてアクセシビリティ支援室がある。アクセシビリティ支援室では、学生支援センター長が、学生の申請に応じて毎年年度当初に障がい学生と個人面談を実施して、各障がい学生のニーズを把握して合理的配慮の提供に努めている（令和6（2024）年5月1日現在の該当学生は5名、令和5（2023）年度の該当学生は23名、令和4（2022）年度は、該当学生は13人いたが、授業に関係した合理的配慮を申請した8名と面談を実施した）。その個人面談で出てきたニーズについては、学生相談室や保健室等の関係部署とも連携をとり、可能な限り学生のニーズに応える対応を全学として取り組んでいる。聴覚障がい学生に対しては、学生支援課とも連携をとりながら、対象学生が希望する授業及び方法で現役学生のノートテイクを配置することや、音声認識・自動文字起こしシステムを利用し、授業における情報保障を実施できるようにしており、令和6（2024）年5月1日現在の該当学生は1名である。

## 4) 中途退学、休学及び留年などへの対応策

年に2回（9月と3月）保護者懇談会を開催し、主に取得単位数が不足傾向の学生や学生生活において悩みを抱えている学生の保護者を対象に、ゼミ担当教員等が個別に面談し、退学、休学、留年へと至らないよう学生を指導していくための相談を行っている（保護者懇談会の実施状況については「2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備」参照）。また、定期的懇談会以外でも、単位取得不足や学生生活の悩みなどの問題のある学生に対して、ゼミ教員等がオフィスアワーなどを利用し個別に相談や指導を行っている。

退学や休学、復学を希望する学生に対しては、ゼミ教員等が必ず面談し、学生からそのような決意に至った事情を詳しく聞き、面談内容を「学籍異動伺」に記述し残している。それにより退学や休学等に至る原因の把握に努めている。

【3-2-1】	金沢星稜大学教務部会規程	【3-2-1】に同じ
【3-2-2】	教務部会議事録	
【3-2-3】	金沢星稜大学教務部会規程	【3-2-1】に同じ
【3-2-4】	授業補助学生（SA）の採用申請等について、SAの選考、実績報告等手順	
【3-2-5】	2025 前期オフィスアワー一覧	
【3-2-6】	金沢星稜大学及び金沢星稜大学女子短期大学部学生支援センター規程	【2-1-8】に同じ
【3-2-7】	学生支援センター委員会議事録	
【3-2-8】	金沢星稜大学常任部会規程	
【3-2-9】	金沢星稜大学学部教授会に関する規程	
【3-2-10】	金沢星稜大学教養教育部教授会に関する規程	
【3-2-a】	令和7(2025)年度新入生研修資料新入生研修資料 (2025年度履修の手引き)	
【3-2-b】	教授会報告資料（稲友会）保護者懇談会での個別面談の実施について (2024.7.3教授会報告)	
【3-2-c】	令和6(2024)年度保護者懇談会 保護者懇談会資料：学長発 保護者宛案内文書（個別懇談）	

### 3-3. キャリア支援

#### ①教育課程におけるキャリア教育の実施

#### ②キャリア支援体制の整備

##### (1) 3-3の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

##### (2) 3-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 3-3-① 教育課程におけるキャリア教育の実施

本学は「金沢星稜大学キャリアセンター規程第2条」に基づき、建学の精神である「誠実にして社会に役立つ人間の育成」を軸にキャリア教育を推進している。

本学が実施している教育課程におけるキャリア教育は、以下のとおりである。

##### 1) キャリア教育科目

大学においては、学年を問わず学生が将来の進路を明確に描きながら学習できる環境を実現することを目指し、共通教育科目の中にキャリア教育科目を設け、学部・学科に関わらず受講できるようにしている。キャリア教育科目として、「キャリア入門Ⅰ」「キャリア入門Ⅱ」「キャリアプランニングⅠ」「キャリアプランニングⅡ」「チームビルディング」「プレゼンテーションスキルズ」「業界課題研究Ⅰ」「業界課題研究Ⅱ」「キャリア実践演習」など、多彩な科目を開講している。

大学院においては、特別なキャリア教育科目を設置していないものの、税理士や企業会計、企業経営、マネジメント分野に関する高度な専門知識を修得し、それを実践に活かせる人材の養成を目指してカリキュラムを構築している。

##### 2) 教職科目

大学においては、将来教職を目指す学生が学部・学科に関わらず中学校及び高等学校教諭免許状を取得できるように共通教育科目の中に教職科目を設けている。

教職科目としては、「教職入門（中等）」「教育学概論Ⅰ（中等）」「教育学概論Ⅱ（中等）」

「特別支援教育（中等）」「教育心理学Ⅰ（中等）」「教育心理学Ⅱ（中等）」「生徒・進路指導論（中等）」「道徳教育の理論と方法（中等）」「教育相談の理論と方法Ⅰ（中等）」「教育相談の理論と方法Ⅱ（中等）」「教育社会学Ⅰ（中等）」「教育社会学Ⅱ（中等）」「介護等体験（事前・事後の指導を含む）」「特別活動及び総合的な学習の時間の指導法（中等）」「教育課程論Ⅰ（中等）」「教育課程論Ⅱ（中等）」「教育方法論（中等）」「情報教育の理論と方法Ⅰ（中等）」「情報教育の理論と方法Ⅱ（中等）」「中等教育実習・事前事後の指導」「中等教育実習Ⅰ」「中等教育実習Ⅱ」「教職実践演習（中等）」の23科目を設けている。

また、中学校及び高等学校教諭の免許状における教科及び教科の指導法に関する科目は、経済学部、人間科学部、人文学部の専門教育科目に配置している。経済学部では中学校教諭1種免許状（社会）及び高等学校教諭免許状（公民）、高等学校教諭1種免許状（商業）に関する科目を設けている。人間科学部スポーツ学科において中学校教諭1種免許状（保健体育）及び高等学校教諭1種免許状（保健体育）、人文学部では中学校教諭1種免許状（英語）及び高等学校教諭1種免許状（英語）に関する科目が配置されている。

小学校教諭1種免許状及び幼稚園教諭1種免許状に関する科目は、人間科学部こども学科に配置している。また、幼保一元化の流れから、こども学科では、保育士資格に関する科目も配置している。さらに、特別支援学校教諭1種免許状に関する科目は、人間科学部スポーツ学科に配置している。

本学では、上記のように、様々な教職や保育職に関する科目を配置することにより、学生自身が多様なキャリアプランを描けるように努め、教育現場や保育・福祉現場の勤務を経験した実務家教員も科目担当者として配置し、実践的な学びにつながるような体制を整えている。

### 3-3-② キャリア支援体制の整備

#### 1) キャリアセンター、教職支援センターの設置・運用

本学のキャリア支援は、キャリアセンターを中心に多面的に展開している。キャリアセンターは、進路支援課とエクステンション課の2課体制となっている。さらに、教職や保育職を目指す学生を支援する教職支援センターと連携しながら、学生の就職・進学に対する相談・助言体制を整備している。

進路支援課では、専任職員6名、キャリアカウンセラー2名の体制で、学生の就職・進学相談に対応している。エクステンション課では、専任職員5名、短時間職員1名の体制で、学生の資格取得支援、公務員、教員、会計専門職合格に向け、必要な試験対策を講じている。教職支援センターは、専任職員1名、短時間職員1名、センター専任の教育職員1名の体制で、学生の教職や保育職に関する資格・免許取得や実習指導等に向け必要な業務を行っている。

キャリアセンター運営委員会は、キャリアセンター長を含む各学科と短期大学部の代表者で構成し、毎月1回の会議を通じて情報共有や課題解決に取り組んでいる。

教職支援センター運営委員会は、教職支援センター長を含む各学科の代表者で構成し、毎月1回の会議を通じて情報共有や課題解決に取り組んでいる。

#### 2) 就職・進学に対する相談・助言体制の整備・運用

進路支援課では、進路・就職に関する相談・ガイダンス（年16回）、学内業界研究会（年

5回)、ハローワーク出張相談会(年4回)などを実施しており、インターンシップやキャリア体験への参加支援も行っている。

本学独自の支援策として、早期就職対策講座として「MOONSHOT 講座」、面接本番に自信をもって臨むための「面接対策自己分析(通称メンタイコ)講座」「面接対策集中講座」などを用意している。また、就職活動を終えた先輩が後輩を支援するアドバイザー制度や、就職活動の体験談をまとめた冊子「CREDO」の作成・配布により、学生同士の相互サポート体制を整えている。多様な背景をもつ学生には、個別面談や行政機関との連携など、個々の状況に応じたきめ細かい支援を実施している。

低学年次には、洋上就職合宿クルーズ「ほし☆たび KOREA」「ほし☆たび屋久島」や、フィリピン・セブ島での短期留学「MOONSHOT abroad!!」を実施するなど、早期から社会人基礎力やグローバルマインドを育む機会を提供している。

卒業生のキャリアの状況についての調査として、卒業生アンケートや企業アンケートを実施、その結果はキャリアセンター運営委員会で共有し、就職支援のみならず教育内容への反映にも役立てている。

教職支援センターでは、教員や保育士に就くための相談や助言だけではなく、専修免許状取得に向け、上越教育大学教職大学院への進学に関するガイダンスや相談を実施している。

### 3) 資格取得支援・各種採用試験対策のための環境整備

正課外における資格取得や国家試験対策については、エクステンション課が年間約60の講座を学内で開講し、検定試験の実施や受験手続のサポートを含む総合的な資格取得支援を行っている。特に公務員採用試験、教員採用試験、税理士試験の合格を目指す学生のために、専門予備校に匹敵するレベルの授業を安価かつ効率的に受講できる「CDP(キャリア・ディベロップメント・プログラム)」を運営している。令和5(2023)年度はコロナ禍からのオンライン授業を継続検証する段階にあるため、ライブ(対面)とオンデマンド配信を組み合わせた「ハイブリッド型」の導入や、面接対策のオンライン化によって学習機会を柔軟に提供していると同時に、業務の効率化を進めている。結果として、公務員・教員試験合格率は高い水準を維持または前年を上回っており、新しい教育環境の有効性を確認できた一方、オンデマンド形式の学習では学習の遅れや優先順位の課題も見られることから、対面授業とのバランスや受講ルールの再検証が必要である。

教職支援センターでは、教員免許状取得に関し、星槎大学と連携し、必要に応じて取得できる体制を整備している。また、大学院においても、修了者へのアンケート実施などの検討や就職先へのヒアリング等を行い、研究活指導等の成果の検証に取り組む必要がある。

【3-3-1】 設置学校・部局等の2025年度事業計画の詳細

【3-3-2】 2025 金沢星稜大学学生便覧 p. 49, pp. 90-110.

【3-3-3】 金沢星稜大学キャリアセンター規程

【3-3-5】 金沢星稜大学教職支援センター規程

【3-3-6】 2025 金沢星稜大学学生便覧 pp133-144.

【3-3-7】 2024 年度進路・就職ガイダンス等の予定

【3-3-8】 2025 年度進路・就職ガイダンス等の予定

【3-3-9】 エクステンション講座 2025 資格講座ガイド

【資料 F-5】に同じ

【1-1-9】に同じ

【1-1-11】に同じ

【資料 F-5】に同じ

【3-3-a】 就職支援 | 金沢星稜大学

【3-3-b】 CDP2024 INTERVIEW CDP 合格者からのメッセージ

### 3-4. 学生サービス

#### ① 学生生活の安定のための支援

##### (1) 3-4 の自己判定

「基準項目 3-4 を満たしている。」

##### (2) 3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学では以下の学生生活の安定のための支援を行っている。

#### 3-4-① 学生生活の安定のための支援

##### 1) 学生サービス、厚生補導のための組織

学生個人あるいは学生間にトラブル等が発生した場合は、学生支援課の事務職員と学生会構成員の教員が、事実関係の確認・把握を行って適切な解決策について協議し、安全安心の確保に努めている。また、定期試験時は教務部会と連携し不正行為の防止に努めている。

自動車通学の学生について、学生支援課より駐車許可証の手続・発行を行っている。近年駐車場を増設し、現在では 3 か所の学生駐車場で合計 404 台駐車可能になっている。十分駐車スペースを提供できるようになったため、過去まれに発生することがあった未登録車の近隣の迷惑駐車の問題もなくなってきている。

令和 4（2022）年度入学生までは、学生教育研究災害傷害保険と学生教育研究賠償責任保険に加え、学生・こども総合保険にも全員加入している。学生・こども総合保険は、学生教育研究災害傷害保険制度で対象とする「学校管理下」のみならず、日常生活を含む様々なケガを補償する傷害保険制度であり、それによって、学生生活を送っている間、学内外の様々な傷害に関して補償されるようになっている。

令和 5（2023）年度入学生からは、学生が正課中などの事故により負傷した場合に、学生の治療費の負担を軽減するため、学生教育研究災害傷害保険および中高連傷害保険制度に全員加入している。また、金沢星稜大学・金沢星稜大学女子短期大学部負傷学生に対する治療費給付に関する規程を定め、学生が負傷した場合に本学が行う治療費の給付についての支援策を講じている。加えて正課中などに他人にけがを負わせたり他人の財物を損壊したことにより生じる損害賠償責任に備え、学生教育研究賠償責任保険にも全員加入している。

##### 2) 学生に対する経済的な支援

本学は日本学生支援機構（JASSO）の給付型奨学金制度の機関要件に該当している。学生に対する経済的な支援として、日本学生支援機構（JASSO）が行う奨学金制度の募集説明会を 4 月上旬に、新入生に対して予約採用説明会を 2 回、新入生を含む全学生に対して新規採用説明会を 2 回、計 4 回行っている。日本学生支援機構の奨学金貸与者は全学生の約 37%

にあたる。また令和 2 (2020) 年度からスタートした住民税非課税世帯・準ずる世帯の学生を対象にした「高等教育の修学支援新制度」の給付対象者は、近年でも令和 4(2022 年度)234 名、令和 5 (2023) 年度 247 名、令和 6 (2024) 年度 260 名と数を増やしている。令和元 (2019) 年度から、石川県外の居住者を対象に通学、住居、食事にかかる費用をサポートする特待生制度、CLS (Campus Life Support) 制度を設けた (令和 2 (2020) 年度までの入学者が対象)。令和 3(2021)年度からは、家賃・遠距離通学費支援制度として石川県内の遠隔地居住者にもその対象を広め、通学、住居にかかる費用のサポートを行うこととし、対象地域が広がった分に対し、令和 5(2023)年度には、その選考人数の変更を行うこととなったが、地域に限らない成績優秀対象者特待生の数を拡大し、経済的支援を保持している。

#### <海外研修及び渡航留学等における支援体制>

本学の人文学部では、原則、全員が初年次教育として、1 年次後期後半より渡航留学 (約 4 ヶ月～8 ヶ月) することを方針の 1 つとして掲げている。海外協定校への渡航留学の支援として、日本学生支援機構 (JASSO) の海外留学支援制度を活用している。2024 年度は「学生交流推進タイプ (B タイプ)」にて「人文学部国際文化学科留学プログラム」が採択され、6 名が採用された。

また、本学の海外研修・研修制度において実施した海外研修等には、助成金規程に則って参加した学生全員に対して、助成金を給付している。(「B-1-② 大学独自の海外研修プロジェクトの推進」に後述)

#### <短期留学生受入の支援体制>

海外協定校との協定内容に基づき、留学生区分「短期交換留学生」と「短期私費留学生」の内、「短期交換留学生」においては、海外協定校短期留学生規程に則り、授業料を免除することとしている。ただし、1 学期間で受講できる単位数は、計 14 単位までとする。また、短期交換留学生奨学金規程に基づき、覚書を交わした協定校に対し、学業成績が優秀且つ協定校が推薦する者に対し渡航に係る往復の旅費の補助 (上限 20 万円) 及び生活費補助として月額 5 万円最大 11 か月間の給付支援を行っている。

#### <正規課程私費外国人留学生への支援体制>

協定校から本学の正規課程に入学及び編入学を許可された私費留学生に対し、有為な人材の育成に資することを目的として入学金 100%の減免措置を行い、また、当該年度の授業料及び在学中の授業料についても授業料の 30%の減免措置を行っている。ただし、学生の身分で亡くなった場合、在留資格「留学」の資格を失った場合、本学則の規程により懲戒処分となった場合等には、支援を取り消すこととする。加えて、学業成績優秀且つ受講態度が良好な私費留学生においては、2 年次～4 年次、編入学生の場合は 4 年次において、月額 5 万円の奨学金を給付している。この場合の奨学金は返還を不要としている。

#### <留学生への宿舍支援体制>

本学が受け入れた留学生に対して、生活面での支援措置として学生宿舍 (学生宿舍せいりょう及びシェアハウスせいりょう) の指定宿舍を提供している。宿舍は、受入れから原則 6 か月以内とし、授業終了月の末日までの入居を可能としている。入居費用については、金沢星稜大学学生宿舍管理規則第 3 条に定めたとおりとしている。

また、当該宿舍を利用するにあたり、本学が指定する協定校からの留学生については、

宿泊補助支援として、月額2万円の宿泊助成金を給付している。ただし、給付期間は最長1年間とし学生の生活面でのサポート体制を築いている。

### 3) 学生の課外活動への支援

学友会（学生自治会）を中心とし、体育会（スポーツ系クラブ組織）、文化サークル連盟（文化系クラブ組織）及びその他同好会やサークル団体が、傘下の課外活動組織としてあり、これらのクラブ活動の自主的な活動を支援している。毎年2月頃には、クラブ組織の発展・育成・改善等を目的として「サークルリーダー研修」を実施している。

毎年実施している流星祭（金沢星稜大学大学祭）においては、流星祭実行委員と学生会との密な連携により、企画、実施及び評価を行っている。

令和元（2019）年度まで実施していたボランティア、国際交流、地域貢献及び大学活性化などをテーマとした「Seiryō Jump Project」を、令和2（2020）年度にリニューアルし、地域の活性化を図ることを目的とした「星稜ジャンプ地域活動プロジェクト」（以下「ちいプロ」）として新たにスタートを切り、学生の自主活動の支援を行っている。ちいプロは、「地域に向き合い、地域に学ぶ」を目標として行う地域課題解決や社会貢献活動に励む学生を支援することを目指しており、学生より応募のあった企画が採択されれば、活動資金の一部又は全額が支援される。令和4（2022）年度は新たに7団体を採択した。また令和5（2023）年度には、産学地域連携ポリシーの主旨に基づき、支援対象にゼミ活動の発展版ともいえる「ゼミプラス」を加えるなど制度の多様化を図ったことにより、ちいプロの採択件数が13件とほぼ倍増した。令和6（2024）年度の実施（新規採択、継続を合算）件数も10件と良好である。採用団体には年度末に成果報告会を義務づけ、継続・非継続の判断材料としている。（詳細については『A-1-②大学独自の地域連携活動の推進』を参照）なお、ちいプロの運営体制は、地域連携センターが主催し学生支援課がサポートする体制となっている。

### 4) 学生に対する健康相談、心的支援、生活相談

健康面・精神面の困難や悩みを抱えた学生に対して、保健室と学生相談室、アクセシビリティ支援室からなる学生支援センターを置き、サポートを行っている。保健室には2人の保健師が常駐し、毎月100件から150件程度の利用に対応している。学生相談室には、臨床心理士と公認心理師の資格を持つ心理カウンセラー2人が交互に平日の午後に常駐し、毎月20件から40件程度の心理相談に対応している。保健室と学生相談室は、学生支援センター長が統括している。学生支援センター長は、大学の各学部各学科から1人ずつと短期大学部からの1人で構成されている学生支援センター運営委員会を毎月1回開催して、全学的に質の高い学生サービスが提供できるように情報共有と課題解決に努めている。なお、令和6（2024）年度の利用件数及び利用者数（令和7（2025）年3月31日現在）は、保健室の利用件数が3,314件（利用者数2,575人）、学生相談室の利用件数が355件（利用者数162人）であった。アクセシビリティ支援室の利用学生人数は令和7（2025）年3月31日現在18名である。

## 金沢星稜大学

【3-4-2】	金沢星稜大学及び金沢星稜大学女子短期大学部学生支援センター規程	【2-1-8】に同じ
【3-4-3】	金沢星稜大学学生会規程	【2-3-4】に同じ
【3-4-4】	金沢星稜大学及び金沢星稜大学女子短期大学部学生支援センター規程	【2-1-8】に同じ
【3-4-5】	星稜ジャンプ地域活動プロジェクト(ちいプロ)企画募集要項	
【3-4-6】	サークルリーダー研修実施要項	
【3-4-7】	金沢星稜大学家賃・遠距離通学費支援制度規程	
【3-4-8】	金沢星稜大学特待生規程	
【3-4-9】	金沢星稜大学特待生選考要領	
【3-4-10】	C D P 特待生選考基準	
【3-4-11】	金沢星稜大学海外協定校短期交換留学生奨学金規程	
【3-4-a】	学生便覧 2025 年度入学者用	【資料 F-5】に同じ
【3-4-b】	「高等教育の修学支援新制度」の給付対象者	
【3-4-c】	長期履修制度	
【3-4-d】	2024 年度学生支援センター利用状況	
【3-4-e】	金沢星稜大学・金沢星稜大学女子短期大学部負傷学生に対する治療費給付に関する規程	

### 3-5. 学修環境の整備

#### ①校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

#### ②図書館の有効活用

#### ③施設・設備の安全性・利便性

##### (1) 3-5 の自己判定

「基準項目 3-5 を満たしている。」

##### (2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 3-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な管理運営

校舎の学修環境としては、一般教室、情報演習室のほか、各種スポーツ施設（体育館、星稜スポーツセンター、稲置学園総合運動場、稲置学園テニスコート）、ピアツァ工房（表現、リズム、あそび、ナースリー、クッキング、実験、造形の七つの専用工房）などの実習施設や図書館を整備している。

教室は講義室、演習室及び実習室を整備し、各教室は必要な設備を整えている。講義室、演習室に液晶モニター若しくはプロジェクターとスクリーンを備えている。大中講義室だけではなく、小講義室においてもワイヤレスマイクやブルーレイディスクプレイヤーを設置している。また、演習室には可動式で軽量の机と椅子を配置し、取り外し可能なホワイトボードも設置し、グループワークにも適切な環境となっている。

教室全体は教務課が中心に管理・運営を行っており、授業の割当ては担当教員の意見を反映させながら適切に行っている。また、大教室の机・椅子を固定式のものから移動式のものに切り替えるなどの改修を行い、教育環境の改善を実施した。

情報演習室は M 館に 6 室、G 館に 1 室（3-5-③参照）あり、342 台のパソコンを設置している。授業のない時間帯は自習室として利用することができ、M 館の情報システム部（情報道場）では職員が常駐し、学生へのサポート体制が確立されている。また、令和 3（2021）年度より、新入生全員を対象として「e 生活文具」と称して「iPad」の貸与を開始した。卒業までの 4 年間、遠隔授業以外にも学務システム（dotCampus）を通して事前・事後学習や

科目のレポート課題作成等に広く活用している。令和6(2024)年度には全学生が「e生活文具(iPad)」を活用する教育環境となり、iPadの利用増加や動画配信システムの運用に伴うWi-Fi環境強化の整備としてアクセスポイントの増設を継続して行っている。

ピアツァ工房は演習、実習及び調査等こども学科の中心的な学びの場として、また、実際の子育ての場としても地域に開放している。2年・3年次のフィールド演習では、学生と地域の交流を育むことを目的に、地域社会を一つの学びのフィールドとして活用している。

スポーツ施設として、稲置学園総合運動場のほか、体育館には2階メインアリーナにバスケットコート2面、1階に人工芝のテニスコート2面と最大酸素摂取量等が計測できるスポーツ実験室を設置している。星稜スポーツセンターにはトレーニングジム、ダンススタジオ、剣道場、武道場及び卓球場を設置している。稲置学園テニスコートは屋外に人工芝のコート6面を有する。これらのスポーツ施設は、スポーツ実技の授業をはじめ、運動部の課外活動及び学内外の各種イベント等において活用している。

### 3-5-② 図書館の有効活用

図書館は、メディアライブラリー1階・2階に位置している。座席数は270席となっており、蔵書数は179,623冊、うち洋書が27,114冊、冊子体定期刊行物の年間購読は132種、うち外国雑誌は20種である。視聴覚資料は2,912点、電子ジャーナルは外国タイトルが556タイトル、国内タイトルが1タイトル、このほか「日経テレコン21」等、10種のデータベースが利用可能である。また、電子ブックは327点利用可能である。

令和6(2024)年度の開館日数は274日、入館者数は70,183人であり、年間図書貸出冊数は、13,541冊であった。開館時間は、授業時が平日は8時40分から20時まで、土曜日は8時40分から16時までとなっており、授業時以外は原則として、平日が8時40分から19時まで、土曜日が8時40分から12時までとなっている。

近年の異常気象及び、令和6年能登半島地震の影響もあり、図書館書庫等施設内でカビの発生が確認され、除去作業を実施した。

学生・教員が教育研究上必要となる図書・視聴覚資料については、教員からは「教職員推薦図書購入申込」を、学生からは「学生購入希望図書申込(学生リクエスト)」により購入希望を随時受け付けている。また、ゼミナール所属の学生による選書については、コロナ禍以前に戻し、書店ツアー限定で企画・実施した。学術雑誌及びデータベースについては、毎年、学生の利用促進を第一として、教職員に希望調査を依頼・実施しており、継続的に提供している。

令和6(2024)年度から、図書館と教職員間においてWeb上に業務スペースを立ち上げ、情報・サービスの提供の効率化を進めている。また、学生への広報においても、学務システム(dotCampus)を積極的に活用し、イベント等への参加を促した。

### 3-5-③施設・設備の安全性・利便性

本学の施設・設備は、本館(A館)、稲置記念館(B館)、キャリアデザイン館(C館)、メディアライブラリー(M館)及びグローバルコモンズ(G館)からなり、各棟は法令上の耐震基準を満たしており、安全性を確保している。また、施設の各種保守点検作業は専門

性を有する業者（学内常駐）に外部委託し、安全な管理運営を実施している。メインキャンパスの主要施設の A 館、B 館、C 館、M 館、体育館及びサービス施設（食堂、旅行会社、郵便局、コンビニ等）について、各館の連絡は、2 階、3 階の渡り廊下で連結され、各棟の中心部分である B 館 3 階に大学事務局を置くなど、施設間の移動や施設の利用への利便性を確保している。

施設・設備面における障がい者への配慮については、スロープの設置や障がい者用のトイレとエレベーターの整備などバリアフリー化が進んでいる。また、学生が休憩時間等に一人で過ごせる場の提供として A 館、C 館に一人用ブースを設置している。

情報関連設備としては、教育環境整備のための Wi-Fi の増強、回線の高速化(10Gbps)をはじめ教育研究・業務運営のためにも安定した情報インフラ整備を継続して進めている。また、ウィルス対策や巧妙な標的型攻撃への備えとして、システム上のセキュリティ対策を施し、教職員にはリテラシー教育として情報管理研修をおこない、学生には新入生ガイダンス時に情報倫理テストを課している。システム面と教育面の両面から情報セキュリティ対策をおこなっている。

【3-5-1】	学校法人稲置学園事務組織及び事務分掌規程	【3-1-3】に同じ
【3-5-2】	学生便覧 2025 年度入学者用 (pp. 171-179 : 大学校舎配置図)	【資料 F-5】に同じ
【3-5-3】	金沢星稜大学図書館規程	【1-1-6】に同じ
【3-5-4】	web ページ (メディアライブラリー) <a href="http://media.seiryu-u.ac.jp/">http://media.seiryu-u.ac.jp/</a>	
【3-5-5】	建物の耐震化率 <a href="https://www.seiryu-u.ac.jp/u/outline/seismic-resistance-rate.html">https://www.seiryu-u.ac.jp/u/outline/seismic-resistance-rate.html</a>	
【3-5-6】	学生便覧 2024 年版 (p. 169 e 生活文具 iPad)	【資料 F-5】に同じ

### 【基準 3 の自己評価】

#### (1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学では、教育目的に即したアドミッション・ポリシーを学部・学科ごとに策定し、それに基づいて入学者選抜を適正な体制の下で公正かつ妥当な方法により実施してきた。令和 2 (2020) 年度には全学部でポリシーの見直しを行い、その後、令和 6 (2024) 年度には経済学部において地域システム学科を新設、さらに令和 7 (2025) 年度には人文学部において国際英語学科を新設するなど、教育研究の目的や社会的ニーズの変化に応じた柔軟な対応を進めている。これらの変更は、「金沢星稜大学大学院、学部、学科の教育研究上の目的及び三つの方針の制定と運用に関する規程」にもとづいてなされたものであり、学生便覧や Web サイト、学生募集要項等を通じて積極的な情報発信がなされている。

入学者の受け入れについては、令和 4 (2022) 年度以降、ポリシーを反映した新たな入学者選抜制度を適用しており、入学定員に即した学生数の維持にも努めている。第 4 次中期計画 (2024 年度～) においては、少子化時代に対応しつつ志願者数の増加を図り、入学者数を定員の 1.05～1.15 倍とする数値目標を明示している。その具体的な成果として、令和 6 (2024) 年度に新設された地域システム学科では、年内選抜で 67% の募集を行い、うち 20% を総合型選抜 (プラス 1 方式およびスポーツ実績評価方式) に割り当てた結果、プラス 1 方式で 15 人、学校推薦型選抜で 18 人の入学者を確保した。翌令和 7 (2025) 年度には、プラス 1 方式で 31 人、学校推薦型選抜で 34 人と、順調な増加が見込まれている。

また、国際英語学科においては、早期全員留学制度をはじめとする言語と文化に関する特色ある教育の魅力を積極的に訴求した結果、令和7(2025)年度の志願者数は前年比1.11倍に達した。こうした年内選抜の強化は全国的な動向とも整合しており、本学でも年内選抜の比率は令和5(2023)年度の28.1% (185人) から、令和6(2024)年度には46.0% (303人)、令和7(2025)年度には47.0% (311人) へと段階的に増加している。

学修支援体制についても、教職協働による運営のもと、オフィスアワー制度やSA(チューデント・アシスタント)制度が整備・活用されており、とくにSA制度については、令和3(2021)年度からクォーター制への対応を可能とし、制度活用の利便性を高めた。また、令和6(2024)年度には対価単価を1時間あたり1,050円から1,100円へ引き上げるなど、制度の持続的な活性化が図られている。

障がいのある学生への支援や、中途退学・休学・留年に対するきめ細かな対応も充実している。ゼミナール担当教員による個別面談を基軸とした支援体制が成果を上げており、退学・除籍者の合計は、令和元(2019)年度の47人から、令和4(2022)年度には27人まで減少した。直近の令和6(2024)年度には41人とやや増加に転じたものの、長期的には改善が見られる結果となっている。

## (2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

コロナ禍を経た令和4(2022)年度以降、本学では「アフター・コロナ」の学修環境再建を重要な課題と捉え、「絆キャンパス」構想を策定し、キャンパスを学生が集うハブ(中心)として再位置づける試みを進めている。この構想においては、キャンパスを起点とした対面授業や活動が「多様な学び」の基盤となること、また、人と人との関わりから知が発見・創造されるという理念を掲げている。

この理念に基づき、学内外の学修環境のフィジカル及びサイバー両面での再整備を進める中で、いくつかの課題が顕在化した。そのひとつは、重点地域(石川県・富山県)を中心とした学生募集活動の一層の強化である。とくに、高等学校と連携した出前講座の実施を通して、本学の学びの魅力や教育内容を高校生に具体的に伝え、進学意欲の喚起につなげる必要がある。

また、学生生活の質の向上も課題として挙げられ、とくに診断名の有無にかかわらず修学や生活に困難を抱える学生、LGBTQ+を含む多様な学生への包括的な支援が求められている。この点については、令和6(2024)年4月に制定された「障がいを理由とする差別の解消に関する教職員対応要領」に基づき、全学的な推進体制の整備が進められている。

加えて、進路支援体制においては、正課・正課外の学びの相乗効果を意識した体制の構築と、支援成果を活かした広報戦略の策定が重要視されている。学修支援に関しても、2023年度入学生において修得単位が14単位以下の学生が経済学科で11%、経営学科で12%、スポーツ学科で7%を占めるなど、学修の初期段階でつまづく学生に対するガイダンスと早期支援体制の強化が喫緊の課題となっている。

施設・設備面では、図書館や学生ホールをはじめとするキャンパス空間を「ラーニング commons」として再編し、学修・交流の場として機能するよう改善を進める必要がある。すでに、学食2階を改装して学習スペースと一体化した広いラウンジを設置する計画や、B館前中庭に常設の屋外テラス(テント)を新設し、メディアライブラリーや他館とをつ

なく居場所として活用するなどの具体的な取り組みが進行している。

### (3) 課題などに対する改善状況と今後の取り組み予定

令和6(2024)年度には、全学FD分科会において前述の課題について教員と職員が共通理解を深め、具体的な改善策を立案する機会を設けた。その中で、産学地域連携や学生募集の戦略的運用と連動させた高大連携活動の充実、障がい学生支援要領を踏まえた全学的な支援体制の確立、就職活動の早期化に対応した低学年次からのキャリア支援体制の構築が進められている。

また、学修支援の面では、1年次の履修指導に際しての個別面談、夏季の稲友会保護者懇談会での面談実施、さらには学業に困難を抱える在学生へのゼミ教員による個別対応と学科会議への報告など、段階的かつ継続的な支援の仕組みが整備されつつある。

施設整備についても、ラーニングスペースの再配置や機能強化が進行しており、学びと交流を支える学内環境の質的向上が図られている。これら一連の取り組みは、学生の多様なニーズに対応し、よりよい学修・生活環境を構築するための重要なステップであり、今後も不断の見直しと改善を継続していく。

## 基準4. 教育課程

### 4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

#### ①ディプロマ・ポリシーの策定と周知

#### ②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

##### (1) 4-1の自己判定

「基準項目4-1を満たしている。」

##### (2) 4-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 4-1-①ディプロマ・ポリシーの策定と周知

<経済学部・人間科学部・人文学部>

学部・学科のディプロマ・ポリシーは、建学の精神を踏まえて策定している。全学生に配付している学生便覧に掲載し、Webサイトへの公開により周知している。以下に示す学部・学科のディプロマ・ポリシーは2020年6月に改訂を行い、2021年度入学生から適用されている。

##### 1) 経済学部ディプロマ・ポリシー

経済学部では、学士課程教育を通じて、以下の[知識・理解][汎用的技能][態度・志向性][統合的な学修経験と創造的思考力]を修得した学生に、経済学科は学士(経済)、経営学科は学士(経営学)、地域システム学科は学士(経済)、の学位を授与します。

[知識・理解]

経済事象の問題点を認識し、情報収集、分析、解決策の提案に必要な知識と能力が身に

っている。

[汎用的技能]

組織の一員としての判断力、行動力、コミュニケーション能力を身につけ、自らの考えを的確に表現することができる。

[態度・志向性]

社会の一員としてグローバル社会及び地域社会の課題を連関したものとしてとらえ、持続可能な社会づくりに向けその解決に積極的に関与していく姿勢・態度が身についている。

[統合的な学修経験と創造的思考力]

経済・経営にかかわる諸活動を理論、政策、歴史の観点から学び、論理的な思考と全体を総合的・俯瞰的に把握し、それを文章に書くことができる。

[経済学科ディプロマ・ポリシー]

経済学科では、以下の資質を身につけた学生に学士（経済）の学位を授与します。

[知識・理解]

(1) 幅広く深い教養を身につけ、また経済分析をするために必要な経済学及び、商学、法学など関連科目の基礎的知識を身につけている。

(2) 経済的事象を統計・理論、政策、地域、国際、歴史など様々な側面から捉え、また家計、企業、政府、外国など異なった立場から捉えるための応用的知識を身につけている。

[汎用的技能]

(1) 経済学及び関連科目で得た技能を用いて、社会的課題を発見・分析し、解決方法を導き出すことができる。

(2) 日本語や外国語を用い経済的事象について体系的に整理し、矛盾や飛躍がないよう筋道を立てて表現できる。

[態度・志向性]

(1) 倫理性と責任感を持ち、目標達成のために自己管理能力を備えている。

(2) 意見の違いや立場の違いを理解し、社会のなかで協働できる。

[統合的な学修経験と創造的思考力]

(1) 社会の中で経済学科で得た知識や技能を活かすことができる。

(2) ビジネスなど営利を目的とした場だけではなく、行政など営利を目的としない場でも自ら課題を発見し、課題解決のための仮説を立て、それを検証し、自分の意見を伝えることができる。

経済学を学んだ立場から地域社会に貢献する。

[経営学科ディプロマ・ポリシー]

経営学科では、以下の資質を身につけた学生に学士（経営学）の学位を授与します。

[知識・理解]

幅広く深い教養を身につけ、また、経営学の専門知識を理解している。

[汎用的技能]

地域におけるビジネスや行政の場で、経営学の知識に基づいて経営課題を発見・分析し、解決方法を導き出すことができ、また、的確なコミュニケーションをとることができる。

[態度・志向性]

高い倫理性を指向し、目標達成のために自己管理能力を備え、チームワークを発揮できる。

[統合的な学習経験と創造的思考力]

学修を通じて身につけた知識、汎用的技能、および態度を統合して、課題解決につながる創造的なアイデアを生み出すことができる。

[地域システム学科ディプロマ・ポリシー]

地域システム学科では、以下の資質を身につけた学生に学士（経済）の学位を授与します。

#### 1. 知識・理解

(1) 地域社会が直面する複雑かつ多様な諸課題を深く考えるうえでの基盤となる幅広い教養を身につけるとともに、地域課題の解決に応用するための経済学・経営学の基礎的・基本的知識を理解している。

(2) 地域の諸課題や潜在的価値を多角的視点から考えるための基礎的・基本的知識を修得するとともに、地域の動向や事象等を的確にとらえるための基本的な調査手法を身につけている。

#### 2. 汎用的技能

(1) 関連する学問領域の調査研究手法と情報通信技術（ICT）を組み合わせ、多様な情報を論理的に収集・分析し、地域の動向・潜在的価値・課題などを的確に発見し、適正に判断して情報を効果的に活用できる。

(2) 他者の意見を取り入れ、自らの考えを的確に表現・伝達できる能力を身につけている。

#### 3. 態度・指向性

(1) 地域社会の一員としての責任感と倫理観を持ち、持続可能な社会の発展に積極的に関与していく姿勢・態度を身につけている。

(2) 目標の実現のため、自己管理能力と他者に対する共感力に基づく適切なリーダーシップを発揮し、他者と協調・協働して行動できる。

#### 4. 統合的な学習経験と創造的思考力

(1) 学修を通じて身につけた知識、汎用的技能及び態度・志向性を総合的に活用し、地域の諸課題の解決や価値創造につながるアイデアを生み出すことができる。

### 2) 人間科学部ディプロマ・ポリシー

人間科学部は、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に挙げた能力を学生に身につけさせるため、以下の教育課程を編成し、実施します。

#### 1. 教育課程の編成の方針

人間科学部では、「人間力」を向上させ、ディプロマ・ポリシーに掲げる目標を達成するために、スポーツ学科においては「スポーツ科学」に関する、こども学科においては「こども学」に関するそれぞれ専門教育を行うために、教養教育や教職課程と有機的に関連

させながら体系的な教育課程を編成しています。

## 2. 教育内容・学修方法に関する方針

(1) 1～2年次においては、アカデミックスキルを習得するための基礎力を培います。教養科目や外国語科目を中心とした共通教育科目を配置するとともに初年次教育の中核として「基礎ゼミナール」を位置づけています。ここではアカデミックスキルの基礎を身につけるとともに、自ら調べ考え、プレゼンテーションやディスカッションといった能動的・協働的な学びにも取り組み、大学生としての学修方法を身につけます。また、課題について共同思考したり、協働して取り組んだりすることで、社会性や協働性を身につけます。あわせてキャリア形成の基礎として、様々なフィールドを訪問し、見識を深める活動も行います。

(2) スポーツ学科に「スポーツ科学」と「教育科学」、こども学科に「教育科学」と「保育科学」のそれぞれ専門科目群を配置し、1年次では幅広い基礎知識、理論や技能を中心に身につけ、2～4年次にかけて知識や理論を深め、技能を活用していけるような連続的なカリキュラム体系をとっています。それぞれの分野ごとに体系性と段階性を示したカリキュラム・マップが作成されているので、幅広い分野から学際的に専門性を探究していける工夫がされています。

(3) 2～3年次では、「フィールド基礎演習」、「スポーツフィールド演習」（スポーツ学科）、「こどもフィールド演習」（こども学科）の演習科目を配置し、地域社会のスポーツ、教育・保育、施設、行政機関、企業、地域社会等の現場で、実際の活動に参画しながら多くの人々と関わり、課題を発見し、解決する実践力を身につけます。

(4) 教員免許状や保育士資格を取得するための必要な教職関連科目が配置されています。スポーツ学科では、中学校教諭一種免許状（保健体育）、高等学校教諭一種免許状（保健体育）、特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者・肢体不自由者・病弱者）を、こども学科では、小学校教諭一種免許状、幼稚園教諭一種免許状、保育士資格を、それぞれ必要な科目を修めることで取得できます。

(5) 4年次に「専門ゼミナール」と「卒業研究」を必修にしています。フィールド演習や実習から得た実践的知識と、講義・演習等で獲得した理論的知識を汎用し、問いや課題を持ち、卒業研究テーマとして取り組み、理論と実践を往還的に探究していきます。その成果を卒業研究報告書としてまとめ、発表する一連の研究活動を通して、探究する力、洞察する力、分析する力、多面的・多角的に考察する力、批判的に思考する力等を養います。

## 3. 学修成果の評価の方針

(1) 講義科目においては、試験およびレポート等により知識・技能の習得に関する到達度を評価します。

(2) 演習および実習科目においては、実際の活動場面、事前学習や準備の取り組み状況、事後の振り返りや成果発表までの一連の学修活動について、関心・意欲・態度の観点と課題発見力・課題解決力の観点から総合的に評価します。

[スポーツ学科ディプロマ・ポリシー]

スポーツ学科では、高い創造性や社会性を持ち、スポーツのプロモーションに誠実かつ、

主体的に関わることのできる「スポーツスペシャリスト」としての能力を身につけた学生に学士（人間科学）の学位を授与します。

#### 1. 知識・理解

(1) スポーツの様々な場面における指導者などを目指す「スポーツティーチング」、「スポーツコーチング」、組織等の運営を目指す「スポーツマネジメント」において、高度な専門知識と技能を身につけるとともに、複眼的かつ学際的な視点で幅広く現代社会の課題を捉える力をもっている。

(2) スポーツを通じて人間の多様性や多文化への尊敬と理解を深め、共生社会の実現に貢献できる力をもつとともに、グローバルな課題を見つけながら、問題解決にあたることができる。

#### 2. 汎用的技能

(1) 競技スポーツ、学校体育、地域スポーツ、アダプテッドスポーツなど様々な領域において、スポーツの経験、技能および高度な専門知識を活かすことができる。

(2) スポーツにおけるフェアプレーの精神と、人間の多様性の価値を広め深めることを通じて、自己を偽りなく開き、環境や他者を理解しながらコミュニケーションができる。

#### 3. 態度・志向性

(1) 生涯にわたって心身の健康を保持増進する意識を持ち、スポーツを楽しむことができる。

(2) スポーツクラブの運営、体育・スポーツ施設の管理、プロスポーツチームの経営、健康づくりの事業などスポーツマネジメントに主体的に参画できる。

#### 4. 統合的な学修経験と創造的思考力

(1) 教員免許（中高保健体育および特別支援教育）や各種スポーツ指導員（日本スポーツ協会公認スポーツ指導者、障がい者スポーツ指導員、健康運動指導士など）の資格を取得し、指導の現場で活かすことができる。

(2) 「スポーツスペシャリスト」として、幅広い教養と専門知識を身につけ、現代社会の多様なニーズに対する科学的探究に意欲を持つことができる。

[こども学科ディプロマ・ポリシー]

こども学科では、教育や保育を取り巻く現代の諸課題と真摯に向き合い、こどもの成長過程と発達段階で生じる様々な事象に専門的な知見をもって対応できる「こどもスペシャリスト」としての能力を備えた学生に学士（人間科学）の学位を授与します。

#### 1. 知識・理解

(1) 「こども」概念の多義性についての基礎的な理解をもとにして、こどもの成長過程と発達段階とその課題についての実践的な知識を修得している。

(2) 自らの教育実践や保育実践を俯瞰して捉えることのできる教育者・保育者として、必要な教育科学および保育科学の専門的な知識を修得している。

#### 2. 汎用的技能

(1) 広く豊かな発想力によってアイデアを生み、グローバルな視点で物事を理解し論点を整理して、適切に表現できる技能を有している。

(2) 地域社会の諸課題を把握し、現場において他者と適切なコミュニケーションを図りながら協働して企画、実践、評価、そして改善に取り組むことができる。

### 3. 態度・志向性

(1) こどもへの共感と愛情にあふれ、常にこどもの最善の成長・発達を願い、その成長過程と発達段階に応じた支援をすることができる。

(2) 常に学び続ける姿勢をもち、自ら率先垂範して誠実に仕事に取り組むことができる。

### 4. 統合的な学修経験と創造的思考力

(1) 教員免許状（小学校、幼稚園）や保育士資格を取得し、地域や学校、関係機関の現場に貢献できる。

(2) 「こどもスペシャリスト」として、地域社会の新たな課題を主体的に解決していくための思考やプランニングができる。

## 3) 人文学部ディプロマ・ポリシー

人文学部では、学士課程教育を通じて、以下の能力を身に付けた学生に、学士（人文学）の学位を授与します。

### [知識・理解]

(1) 自国を含む世界各地の文化に触れ、異なる生活様式や価値観を理解することができる。

(2) 様々な英語の学習を通して、CEFR B2以上の英語運用能力を習得することができる。

(3) 世界の人々と対話をし、自国や地域の文化を発信する英語コミュニケーションスキルを持っている。

### [汎用的技能]

(1) 他人の意見を理解できるとともに、自らの意見を論理的な文書や口頭による説明としてまとめることができる。

(2) 課題発見や課題解決、および、情報収集と分析などの手法を用いて様々な課題を解決することができる。

### [態度・志向性]

(1) 困難な課題に直面しても、論理的に考え、課題解決に向けて相手と粘り強く交渉する態度を身につけている。

(2) 周囲の状況を鑑み、自らの長所を活かすための行動を考え、それを実行できる態度を持っている。

### [統合的な学修経験と創造的思考力]

(1) 時代を拓く新たな発想を展開できる知性と教養を身につけている。

(2) 習得した知識と技能を生かし、積極的に地域社会や国際社会に貢献することができる。

(3) 教員免許状や様々な資格を取得することによって、幅広く社会に貢献できる能力を身につけている。

### [国際文化学科ディプロマ・ポリシー]

国際文化学科では、学士課程教育を通じて、以下の能力を身に付けた学生に、学士（人文学）の学位を授与します。

1. 知識・理解

(1) 自国を含む世界各地の文化に触れ、異なる生活様式や価値観を理解することができる。

(2) 世界の人々と対話をし、自国や地域の文化を発信するコミュニケーションスキルを持っている。

2. 汎用的技能

(1) 文献調査、資料収集を通して情報知識を整理し、分析することができる。

(2) フィールド・リサーチのスキルを実践的に運用し、課題の発見や解決ができる。

(3) 他者の意見を理解できるとともに、自らの意見を論理的な文書や口頭による説明としてまとめることができる。

3. 態度・志向性

(1) 困難な課題に直面しても、論理的に考え、課題解決に向けて相手と粘り強く交渉する態度を身につけている。

(2) 周囲の状況を鑑み、自らの長所を活かすための行動を考え、それを実行できる態度を持っている。

(3) 多様な文化を背景に持つ人々と共存関係を築き、地球規模でのさまざまな問題を克服するためにパートナーシップやリーダーシップを発揮して行動できる。

(4) さまざまな学問分野を横断する幅広い知識と視点に基づいて人間とは何かを問い、世界や社会の持続可能性のために働くことができる。

4. 統合的な学修経験と創造的思考力

(1) 時代を拓く新たな発想を展開できる知性と教養を身につけている。

(2) 習得した知識と技能を生かし、積極的に地域、日本社会、国際社会そして地球環境に貢献することができる。

[国際英語学科ディプロマ・ポリシー]

国際英語学科では、学士課程教育を通じて、以下の能力を身につけた学生に、学士（人文学）の学位を授与します。

1. 知識・理解

(1) 「国際共通語としての英語」の概念を理解し、様々な英語の学習を通して、CEFR B2以上の英語運用能力を習得することができる。

(2) 英語は「国際共通語」として理解することと合わせ、世界の様々な言語への関心を持ち、多言語・多文化の理解をすすめることができる。

(3) 世界の人々と対話をし、自国や地域の文化を発信する英語コミュニケーションスキルを持っている。また、自国を含む世界各地の文化に触れ、異なる生活様式や価値観を理解することができる。

2. 汎用的技能

(1) 英語を実践的に運用できる。

(2) 他者の意見を理解できるとともに、自らの意見を論理的な文書や口頭による説明としてまとめることができる。

(3) 課題発見や課題解決、および、情報収集と分析などの手法を用いて様々な課題を解決することができる。

### 3. 態度・志向性

(1) 困難な課題に直面しても、論理的に考え、課題解決に向けて相手と粘り強く交渉する態度を身につけている。

(2) 周囲の状況を鑑み、自らの長所を活かすための行動を考え、それを実行できる態度を持っている。

### 4. 統合的な学修経験と創造的思考力

(1) 時代を拓く新たな発想を展開できる知性と教養を身につけている。

(2) 習得した知識と技能を生かし、積極的に地域社会や国際社会に貢献することができる。

(3) 教員免許状や様々な資格を取得することによって、幅広く社会に貢献できる能力を身につけている。

#### <大学院経営戦略研究科>

経営戦略研究科のディプロマ・ポリシーは次のとおりである。

#### 学位授与の方針

・会計、税務、企業経営等に関する専門知識を十分に取得し、その知識を様々な問題、課題の解決のために応用する力を身に付けていること。

・取得した専門分野に関し、新たな問題、課題に直面した時に、その内容を分析し、それに基づいて解決策を立案し、さらにその解決策を実行していく力を身に付けていること。

経営戦略研究科のディプロマ・ポリシーは学生便覧に掲載し、経営戦略研究科の Web サイトへの公開により周知している。

#### 4-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知、厳正な適用

本学は学位授与・単位認定・成績評価等に関する方針について、学部・学科・研究科の理念・目的を実現するために、「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」を定めている。これに基づき、「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」を定め、教育課程を体系的に編成し、その内容にふさわしい授業科目を開設している。「アセスメント・ポリシー」では、教育改善を継続的に実施する目的で、学生の学修成果を評価する方針を定めている。「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」「入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）」「アセスメント・ポリシー」は全て大学の Web サイトで公開している。

学位認定・単位認定（他の大学又は短期大学における授業科目の履修において修得した単位の認定を含む）・成績評価については、学則、履修規程及び学位規程等の定めに基づき実施するとともに、学生便覧、教員便覧、Web サイト、学内ポータルサイト等に明記している。各科目の成績評価基準はシラバスに明記し、授業科目ごとに成績評価方法、単位認定基準、授業の方法、目的及び授業計画等を記載した「シラバス」を作成し、学生に対して公表している。シラバスの作成に当たっては、必要な記載事項を定めた「シラバス作成マニュアル」を教務部及び教務課で作成し、学内ポータルサイトを通じて授業担当者に示

している。また、適用に関しては、各学部において適正になされている。

単位認定は、学生からの成績疑義申し立ての制度を設け、成績評価の厳正な運用に努めている。卒業認定は、教務部会で原案を作成し、教授会及び協議会の議を経て、学長が承認している。

経営戦略研究科においては修士論文の指導は主査1名と副査2名の3名体制で行っている。修士論文提出までに、中間報告会と最終報告会で発表しなければならない。中間報告会で発表するためには「研究指導Ⅰ」「研究指導Ⅱ」「研究指導Ⅲ」の単位の取得が義務付けられている。修士論文提出後は、提出された論文がディプロマ・ポリシーを満たしているかを確認するため、主査1名と副査2名が口頭試問を行い、その口頭試問結果を踏まえ、研究科委員会で修士論文合否判定を行い、最終的に学長が承認している。

- ・経済学科ディプロマ・ポリシー  
[https://www.seiryu-u.ac.jp/u/education/economics/eco\\_06.html](https://www.seiryu-u.ac.jp/u/education/economics/eco_06.html)
- ・経営学科ディプロマ・ポリシー  
[https://www.seiryu-u.ac.jp/u/education/economics/busi\\_06.html](https://www.seiryu-u.ac.jp/u/education/economics/busi_06.html)
- ・地域システム学科ディプロマ・ポリシー  
[https://www.seiryu-u.ac.jp/u/education/economics/reg\\_06.html](https://www.seiryu-u.ac.jp/u/education/economics/reg_06.html)
- 【4-1-1】 ・スポーツ学科ディプロマ・ポリシー  
[https://www.seiryu-u.ac.jp/u/education/human/spo\\_06.html](https://www.seiryu-u.ac.jp/u/education/human/spo_06.html)
- ・こども学科ディプロマ・ポリシー  
[https://www.seiryu-u.ac.jp/u/education/human/chi\\_06.html](https://www.seiryu-u.ac.jp/u/education/human/chi_06.html)
- ・国際文化学科ディプロマ・ポリシー  
[https://www.seiryu-u.ac.jp/u/education/humanities/inter\\_02.html](https://www.seiryu-u.ac.jp/u/education/humanities/inter_02.html)
- ・国際英語学科ディプロマ・ポリシー  
[https://www.seiryu-u.ac.jp/u/education/humanities/eng\\_02.html](https://www.seiryu-u.ac.jp/u/education/humanities/eng_02.html)
- 【4-1-2】 金沢星稜大学学則 【資料 F-3-1】に同じ
- 【4-1-3】 金沢星稜大学大学院学則 【資料 F-3-2】に同じ
- 【4-1-4】 金沢星稜大学三つの方針に関する規程
- 【4-1-5】 金沢星稜大学大学院、学部、学科の教育研究上の目的及び三つの方針の制定と運用に関する規程
- 【4-1-6】 学生便覧 2025 年度入学者用 (pp. : ディプロマ・ポリシー) 【資料 F-5】に同じ
- 【4-1-7】 新入生研修資料 【3-2-a】に同じ
- 【4-1-8】 金沢星稜大学学位規程
- 【4-1-9】 学生便覧 2025 年度入学者用 【資料 F-5】に同じ
- 【4-1-10】 金沢星稜大学学位論文取り扱い内規
- 【4-1-11】 卒業研究報告書要項全学部
- 【4-1-12】 学生便覧 2025 年度入学者用 (pp. 【資料 F-5】に同じ
- 【4-1-13】 金沢星稜大学教務部会規程 【3-2-1】に同じ
- 【4-1-14】 金沢星稜大学常任部会規程 【3-2-8】に同じ
- 【4-1-15】 金沢星稜大学学部教授会に関する規程 【3-2-9】に同じ
- 【4-1-16】 金沢星稜大学協議会規程

## 4-2. 教育課程及び教授方法

- ①カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- ②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- ③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- ④教養教育の実施

## ⑤教授方法の工夫と効果的な実施

### (1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

### (2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 4-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

＜経済学部・人間科学部・人文学部＞

学部・学科のカリキュラム・ポリシーは、建学の精神及び教育の目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシーに基づいて策定している。

カリキュラム・ポリシーは、全学生に配付している学生便覧に掲載し、Web サイトへの公開により周知している。以下に示す学部・学科のカリキュラム・ポリシーは 2020 年 6 月に改訂を行い、2021 年度入学生から適用されている。

#### 1) 経済学部カリキュラム・ポリシー

経済学部は、教育研究上の目的を達成し、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に挙げた資質を学生に身につけさせるため、以下の方針により教育課程を編成し、実施します。

##### 教育課程の編成の方針

経済学部の教育課程は、共通教育科目及び専門教育科目から構成します。共通教育科目は、職業をはじめ人生のあり方を学ぶ「キャリア教育科目」、幅広い教養とアカデミックスキルを身につける「教養教育科目」、及び教職免許状を取得するための「教職科目」から成り、1～2 年次を中心に配当します。専門教育科目は経済学・経営学の専門的な内容を学ぶ科目であり、2～4 年次を中心に配当します。

1～4 年次にゼミナールを配置し、1 年次のゼミナールは教養教育科目に、2～4 年次のゼミナールおよび「卒業研究」は専門教育科目に含めます。

##### 教育内容・学修方法に関する方針

##### ＜共通教育科目＞

・「人文」「社会」「自然」等を基盤とした多彩な教養教育科目を配置する教養教育科目として、専門教育とのゆるやかな融合と啓発、人、モノ、コト、情報に対する相対化の過程を学生に与え、学生自らが比較し、分析し、総合し、主体的に考えながら学ぶことのできる機会を多様にしていくための現代的な科目群を配置します。

・より広い視野と国際感覚を身につけるため、英語を中心とする体系的な外国語教育科目を配置します。

・キャリア形成に必要な能力や態度を育成するためのキャリア教育科目を配置します。

・基礎的な情報技術の取得と学修へ応用するための情報教育科目を配置します。

##### ＜専門教育科目＞

入門レベルの「学部必修科目」・「学科必修科目」、その応用にあたる「学科選択必修科目」、関連領域に関する「学科選択科目」・「学部選択科目」を設置し、入門から応用へと段階的に学べるように専門教育科目を配置します。「学部必修科目」及び「学部選択科

目」は経済学科、経営学科、地域システム学科に共通とします。

<ゼミナール>

1~4年次ゼミナール及び卒業研究報告書を作成する「卒業研究」を必修とします。

学生は、段階的に次のような能力を身につけるべく、学修を進めます。

- ・課題抽出・分析・解決能力
- ・ディスカッション能力
- ・文書構成・プレゼンテーション能力
- ・チームワーク能力

1年次「教養ゼミナール」では、大学生として学ぶ力（アカデミックスキル）を身につけます。2年次「基礎専門ゼミナール」では、地域社会、グローバル社会における諸課題をテーマとして、研究スタイルを学びます。3・4年次「専門ゼミナール」および「卒業研究」では、専門分野の基礎学修から発展学修を経て、卒業研究に取り組み、卒業研究報告書の作成と発表を行います。卒業研究報告書の作成は必須とします。

学修成果の評価の方針

- ・講義科目においては、試験およびレポート等により知識・技能の習得に関する到達度を総合的に評価します。
- ・ゼミナールや実習科目においては、事前学習や準備、活動の取り組み、活動の取りまとめや成果発表までの各段階について、関心・意欲・態度・課題発見力・解決力・コミュニケーション能力などの観点から総合的に評価します。

[経済学科カリキュラム・ポリシー]

経済学科では、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に挙げた能力を学生に身につけさせるため、以下の方針により教育課程を編成し、実施します。

1. 教育課程の編成の方針

経済学部の教育課程の編成の方針に準じます。

2. 教育内容・学修方法に関する方針

経済学部の教育内容・学修方法に関する方針に準じます。経済学科の学科必修科目、学科選択必修科目、及び学科選択科目は、以下のような科目により編成します。

<学科必修科目>

経済学の入門的内容から進んだミクロ経済学とマクロ経済学の理論分析を加えた科目群と、経済社会における諸課題をテーマとして、少人数で基礎的研究スタイルを学ぶ演習科目より構成されています。

<学科選択必修科目>

学部必修科目や学科必修科目で学んだ経済理論や経済分析手法を基礎として、現実の経済制度の仕組みや経済の諸問題などを学ぶ科目。学生が学びやすいように、以下の3つの領域に区分します。

- ・統計・経済理論系：経済理論や経済分析手法を学ぶための科目
- ・経済政策・応用経済学系：政策、地域、及び国際の各分野に属する科目
- ・歴史系：歴史分野に属する科目

<学科選択科目>

商学系、法学系および教職系の科目

### 3. 学修成果の評価の方針

経済学部学修成果の評価の方針に準じます。

[経営学科カリキュラム・ポリシー]

経営学科では、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に挙げた能力を学生に身につけさせるため、以下の方針により教育課程を編成し、実施します。

#### 1. 教育課程の編成の方針

経済学部の教育課程の編成の方針に準じます。

#### 2. 教育内容・学修方法に関する方針

経済学部の教育内容・学修方法に関する方針に準じます。経営学科の学科必修科目、学科選択必修科目、および学科選択科目は、以下のような科目により編成します。

<学科必修科目>

経営学の入門的内容に実践例を含む応用的科目。会計学の基礎となる簿記原理を学ぶ科目

<学科選択必修科目>

学部必修科目や学科必修科目で学んだ経営学や会計学を基礎として、現実の企業経営や社会的諸活動の仕組みなどを学ぶ科目。学生が学びやすいように、以下の3つの領域に区分します。

・マネジメント系：企業経営におけるマネジメントだけでなく、マーケティングなどの実践手法を学ぶための科目

・会計系：財務や管理会計にとどまらず、より高度な簿記の知識や経営分析などを学ぶための科目

・法学系：企業経営を実践するうえで必要とされる様々な法律を学ぶための科目

<学科選択科目>

観光系の科目、教職系の科目

### 3. 学修成果の評価の方針

経済学部学修成果の評価の方針に準じます。

[地域システム学科カリキュラム・ポリシー]

地域システム学科では、教育研究上の目的を達成し、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に挙げた資質を学生に身につけさせるため、以下の方針により教育課程を編成し、実施することとします。

#### 1. 教育課程の編成の方針

経済学部の教育課程の編成の方針に準じます。

#### 2. 教育内容・学修方法に関する方針

経済学部の教育内容・学修方法に関する方針に準じます。地域システム学科の学科必修科目、学科選択必修科目及び学科選択科目は、以下のような科目により編成します。

<学科必修科目>

・学修の目的、学修分野、学修方法等に対する理解を深めるための基盤・基軸となる基礎的・基本的な知識を修得させるための科目

・地域社会が直面する複雑かつ多様な諸課題を考えるうえでの基盤となる経済学・経営学の基礎的・基本的知識を修得させるための科目

・地域の動向や事象等を的確にとらえるための基本的な調査手法の基礎を修得し、地域の多面的な現状と諸課題に対する認識を深めるための科目

<学科選択必修科目>

・学部必修科目・学科必修科目で学んだ経済理論、地域調査手法及び地域に関連する基礎的・基本的な知識を基礎として、地域の諸課題や潜在的価値を多角的視点から考えるために必要な地域の経済、歴史、文化、福祉、環境等に関する理論・政策・歴史等の基礎的・基本的知識を論理的に修得させるための科目。

・地域経済・地域データ分析系：経済理論に基づく思考と地域経済の調査分析手法に関する知識・技能を修得させ、地域の動向・潜在的価値・課題などを的確に発見し分析するための科目

・公共政策系：地域の諸課題について多角的視点から学修し、それを地域問題の解決に応用する政策的手法に関する基本的な知識を修得させるための科目

・観光・地域経営系：地域の持続可能な発展の基軸となる地域の歴史や文化などの地域資源とその保全及び活用に関する基本的知識を修得させるための科目

<学科選択科目>

・他者と協働して地域調査の諸活動を主体的かつ計画的に実践し、地域の多様な実情を理解して地域課題の解決を図る学修を通して専門的な知識と技能の総合的深化を図り創造的な能力と態度を育てる科目

### 3. 学修成果の評価の方針

経済学部の学修成果の評価の方針に準じます。卒業研究については、4年間の総括的な学修成果として全学生に課される卒業研究報告書の作成とその発表について、教員による口述試験を行った上で評価を実施し、ディプロマ・ポリシー（DP）に示された資質・能力等の達成状況を総合的に評価します。学科のカリキュラム改善に向けたPDCAサイクルの一環として、卒業時に質問紙法や面接調査法を用いた総括的な調査を行います。

## 2) 人間科学部のカリキュラム・ポリシー

人間科学部は、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に挙げた能力を学生に身につけさせるため、以下の教育課程を編成し、実施します。

### 1. 教育課程の編成の方針

人間科学部では、「人間力」を向上させ、ディプロマ・ポリシーに掲げる目標を達成するために、スポーツ学科においては「スポーツ科学」に関する、こども学科においては「こども学」に関するそれぞれ専門教育を行うために、教養教育や教職課程と有機的に関連させながら体系的な教育課程を編成しています。

### 2. 教育内容・学修方法に関する方針

(1) 1～2年次においては、アカデミックスキルを習得するための基礎力を培います。教養科目や外国語科目を中心とした共通教育科目を配置するとともに初年次教育の中核として「基礎ゼミナール」を位置づけています。ここではアカデミックスキルの基礎

を身につけるとともに、自ら調べ考え、プレゼンテーションやディスカッションといった能動的・協働的な学びにも取り組み、大学生としての学修方法を身につけます。また、課題について共同思考したり、協働して取り組んだりすることで、社会性や協働性を身につけます。あわせてキャリア形成の基礎として、様々なフィールドを訪問し、見識を深める活動も行います。

(2) スポーツ学科に「スポーツ科学」と「教育科学」、こども学科に「教育科学」と「保育科学」のそれぞれ専門科目群を配置し、1年次では幅広い基礎知識、理論や技能を中心に身につけ、2～4年次にかけて知識や理論を深め、技能を活用していけるような連続的なカリキュラム体系をとっています。それぞれの分野ごとに体系性と段階性を示したカリキュラム・マップが作成されているので、幅広い分野から学際的に専門性を探究していける工夫がされています。

(3) 2～3年次では、「フィールド基礎演習」、「スポーツフィールド演習」(スポーツ学科)、「こどもフィールド演習」(こども学科)の演習科目を配置し、地域社会のスポーツ、教育・保育、施設、行政機関、企業、地域社会等の現場で、実際の活動に参画しながら多くの人々と関わり、課題を発見し、解決する実践力を身につけます。

(4) 教員免許状や保育士資格を取得するための必要な教職関連科目が配置されています。スポーツ学科では、中学校教諭一種免許状(保健体育)、高等学校教諭一種免許状(保健体育)、特別支援学校教諭一種免許状(知的障害者・肢体不自由者・病弱者)を、こども学科では、小学校教諭一種免許状、幼稚園教諭一種免許状、保育士資格を、それぞれ必要な科目を修めることで取得できます。

(5) 4年次に「専門ゼミナール」と「卒業研究」を必修にしています。フィールド演習や実習から得た実践的知識と、講義・演習等で獲得した理論的知識を汎用し、問いや課題を持ち、卒業研究テーマとして取り組み、理論と実践を往還的に探究していきます。その成果を卒業研究報告書としてまとめ、発表する一連の研究活動を通して、探究する力、洞察する力、分析する力、多面的・多角的に考察する力、批判的に思考する力等を養います。

### 3. 学修成果の評価の方針

(1) 講義科目においては、試験およびレポート等により知識・技能の習得に関する到達度を評価します。

(2) 演習および実習科目においては、実際の活動場面、事前学習や準備の取り組み状況、事後の振り返りや成果発表までの一連の学修活動について、関心・意欲・態度の観点と課題発見力・課題解決力の観点から総合的に評価します。

[スポーツ学科カリキュラム・ポリシー]

スポーツ学科の専門教育科目は、スポーツを科学的に捉え、人間に対する深い理解に基づき、スポーツティーチング、スポーツコーチング、スポーツマネジメント領域を中核に幅広い基礎的知識・専門的知識を学修します。そうした理論的知識と、参画したフィールド活動で獲得した実践的知識とを社会で汎用し、活用していく力を習得するための教育課程を、次のような方針のもとで編成しています。

#### 1. 教育課程の編成の方針

人間科学部の教育課程の編成の方針に準じます。

## 2. 教育内容・学修方法に関する方針

(1) 基礎専門教育として1年次と2年次に学科必修科目群を配置し、スポーツの価値や意義を科学的、社会的および文化的に探究していくために必要な基礎的知識と技能を修得します。

(2) 地域社会における様々なスポーツ・教育活動に参画し、フィールド活動を通して実践的知識を身につけるために、2年次に「フィールド基礎演習」、3年次に「スポーツフィールド演習」を配置しています。

(3) 実学を重視し「スポーツ実技」科目は1年次から配置しています。各実技種目は3年次に「スポーツ指導」科目に発展します。

(4) スポーツ科学と教育科学の領域を有機的に連携させ、中学校教諭一種免許状（保健体育）、高等学校教諭一種免許状（保健体育）、特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者・肢体不自由者・病弱者）を取得することができます。また各種スポーツ指導員（日本スポーツ協会公認スポーツ指導者、障がい者スポーツ指導員、健康運動指導士など）資格取得に必要な授業科目を開設しています。

(5) インクルーシブな視点を持つ「スポーツスペシャリスト」として、スポーツ教育、スポーツ方法、スポーツマネジメント、アダプテッドスポーツ、スポーツ医科学などの専門分野から様々な運動やスポーツの諸課題を把握し、その解決・改善に主導的役割を果たせるようなキャリア形成を図ります。

(6) フィールド活動、各種の講義や演習によって得た実践的知識を発展させながら、「専門ゼミナール」では運動やスポーツの諸課題について自ら問いを設定し、教員の指導下で客観的に検証していきます。問いに対する答えは「卒業研究」としてまとめます。

## 3. 学修成果の評価の方針

人間科学部の学修成果の評価の方針に準じます。

[こども学科カリキュラム・ポリシー]

こども学科の専門教育は、こどもを科学的に捉え、人間に対する深い理解に基づき、教育科学・保育科学の幅広い基礎的知識・専門的知識を学修します。そうした理論的知識と、参画したフィールド活動で獲得した実践的知識とを社会で汎用し、活用していく力を習得するための教育課程を、次のような方針のもとで編成しています。

### 1. 教育課程の編成の方針

人間科学部の教育課程の編成の方針に準じます。

### 2. 教育内容・学修方法に関する方針

(1) 基礎専門教育として、1年次と2年次に「こども学基礎理論」科目群と「こども学アート」科目群を配置し、「こども学」に必要な基礎的知識と技能を修得します。

(2) 「こどもスペシャリスト」として、グローバルな視野に立って社会の諸課題を把握し、その解決・改善に主導的役割を果たせるようなキャリア形成を図るため、1年次に「国際教育」「国際教育演習」、2年次に「フィールド基礎演習」、3年次に「こどもフィールド演習」を配置しています。そこでは、海外や地域社会における様々な教育・文化活動へ参画したりボランティア活動を行ったりして、こどもを取り巻く環境や人、地域

社会の在り方、教育実践・保育実践の在り方を体験的に学んでいきます。

(3) 教育科学と保育科学の領域を有機的に連携させ、小学校教諭一種免許状、幼稚園教諭一種免許状、保育士資格を取得することができます。

(4) こどもの成長・発達とその課題について、「専門ゼミナール」で教育科学、保育科学などの各専門領域から追究し、個別の研究テーマにもとづき「卒業研究」としてまとめます。

### 3. 学修成果の評価の方針

人間科学部の学修成果の評価の方針に準じます。

## 3) 人文学部のカリキュラム・ポリシー

人文学部は、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に挙げた能力を学生に身につけさせるため、以下の教育課程を編成し、実施します。

### 1. 教育課程の編成の方針

人文学部では、世界がグローバル化していく中で、多様な社会に対応できる人材を育成することを目指しています。これを達成するために、卒業までに高い英語運用能力を身につけることができる英語教育課程や、留学による異文化体験を通して、地域の文化や生活について理解を深めることができる教育課程を編成しています。

### 2. 教育内容・学修方法に関する方針

(1) 1年次においては、留学前の準備として EAP（アカデミック英語）プログラムを設定し、英語力の向上を目指しています。また、教養ゼミナール、専門基礎科目や Study Abroad の授業を通してアカデミック・スキルを学び、留学前に必要な知識の習得を目指し、留学の意識付けを行なっています。

(2) 2年次においては、留学帰国後に国際文化学科、国際英語学科それぞれのコア科目を中心に専門科目の学修が始まります。また、専門分野の研究をどのように進めていくのかに関して学習する「リサーチリテラシー」、レポートや卒業研究報告書を英語で書くために必要な知識を学ぶ「アカデミックライティング」を履修します。

(3) 3～4年次においては、各学科の専門科目を中心に学修します。専門科目の中には、価値観の異なる人々との協調・協働を促進させるため、幅広い教養を身につけることができる科目が多くあります。国際文化学科では、宗教、世界の諸地域、文化の諸相、観光・フィールド演習の4つの区分の中に、また、国際英語学科では応用系、実践系、教職専科系の3つの区分の中に様々な科目が用意されています。専門ゼミナールでは、各自でテーマを設定し、それについてさらなる研究を進めていきます。卒業研究報告書は、専門領域の研究内容を国際文化学科は日本語で、国際英語学科は英語で、それぞれ執筆します。

### 3. 学修成果の評価の方針

(1) 講義演習科目においては、試験およびレポート等により知識・技能の習得に関する到達度を評価します。

(2) 実習科目においては、事前学習や準備の取り組み状況、事後の振り返りや成果発表までの一連の学習活動について、関心、意欲、態度の観点と課題発見力、課題解決力の観点から総合的に評価します。

[国際文化学科カリキュラム・ポリシー]

国際文化学科は、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に挙げた能力を

学生に身につけさせるため、以下の教育課程を編成し、実施します。

### 1. 教育課程の編成の方針

国際文化学科では、社会がグローバル化していく中で、多様な文化を理解し対応できる人材を育成することを目指しています。これを達成するために、卒業までに高い英語運用能力を身につけることができる英語教育課程や、留学による異文化体験を通して、世界の文化的多様性について理解を深めることができる教育課程を編成しています。

### 2. 教育内容・学修方法に関する方針

(1) 1年次においては、留学前の準備として EAP(アカデミック英語)プログラムを設定し、英語力の向上を目指しています。また、教養ゼミナール、比較文化、言語文化論をはじめとする専門基礎科目やアカデミックスキルを学び、言語を通じた文化的多様性の理解を深めます。さらに Study Abroad の授業を通して、留学前に必要な知識の習得を目指し、留学の意識付けを行ないます。

(2) 2年次においては、留学帰国後に人文社会科学系のさまざまな専門科目の学修が始まります。まず、専門分野の研究をどのように進めていくのかを学ぶ「リサーチリテラシー」、そして民族的多様性を持つ現代社会において必要なスキルを身につける「多文化共生論」の学修を進めます。さらに「地域研究」や「グローバル・イシューズ」などを通して、世界の諸地域における文化的多様性とそれらの社会間にある相互作用や権力関係、そして世界への影響に関する知見を深めていきます。

(3) 3-4年次においては、各自が選択した専門ゼミを中心に学修をさらに深めます。デジタル人文学科目として、国際関係やメディアなどに関する専門科目が用意され、さらに地域社会研究、比較宗教学、ジェンダー、思想史、観光などの様々な分野の専門科目が開講されます。これらの学びを通して、文化や価値観の異なる人々と交渉、対話し、協調・協働を促進させるため、幅広い知見に基づいて、自らの思考力・判断力を育みます。専門ゼミナールでは、各自でテーマを設定し、それについてさらなる研究を進め、他者に伝わるようにプレゼンテーションするスキルも身につけることができます。

### 3. 学修成果の評価の方針

(1) 講義演習科目においては、試験およびレポート等により知識・技能の習得に関する到達度を評価します。

(2) 実習科目においては、事前学習や準備の取り組み状況、事後の振り返りや成果発表までの一連の学習活動について、関心、意欲、態度の観点と課題発見力、課題解決力の観点から総合的に評価します。

[国際英語学科カリキュラム・ポリシー]

国際英語学科では、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に挙げた能力を学生に身につけさせるため、以下の教育課程を編成し、実施します。

### 1. 教育課程の編成の方針

国際英語学科では、世界がグローバル化していく中で、多様な社会に対応できる人材を育成することを目指しています。これを達成するために、卒業までに高い英語運用能力（IELTS 6.0 以上、TOEIC 800 点以上、CEFR B2 以上）を身につけることができる英語教育課程や、留学による異文化体験を通して、地域の文化や生活について理解を深めることができる教育課程を編成しています。

## 2. 教育内容・学修方法に関する方針

(1) 1年次においては、留学前の準備としてEAP(アカデミック英語)プログラムを設定し、「話す・聞く・読む・書く」の4技能をバランスよく備えた英語力の向上を目指しています。また、教養ゼミナール、専門基礎科目やStudy Abroadの授業を通して、アカデミック・スキルを学び、留学前に必要な知識の習得を目指し、留学の意識付けを行なっています。

(2) 2年次においては、専門分野の研究をどのように進めていくのかに関して学習する「リサーチリテラシー」や、レポートや卒業研究報告書を英語で書くために必要な知識を学ぶ「アカデミックライティング」、および学科の専門科目の履修にはいっていきます。グローバル化社会で活躍するための英語ユーザーと成り得る英語力を身につけるための科目、言語の仕組みやその背景にある文化、思考法などについて幅広い知識の修得や理解を深めるための科目があります。3～4年次においては、さらに専門科目を中心に学修します。専門科目は英語使用を中心とした形式で構成されており、応用系として、英語学や第二言語習得などの理論科目、実践系として、ディベートや通訳などの運用科目、教職専科系として英語科教育法など、様々な科目が用意されています。専門ゼミナールでは、英語教育学、英語学、社会言語学などの分野で各自テーマを設定し、さらなる研究を進めていきます。卒業研究報告書は英語で執筆し、専門領域の研究内容を英語で発信します。

## 3. 学修成果の評価の方針

(1) 講義演習科目においては、試験およびレポート等により知識・技能の習得に関する到達度を評価します。

(2) 実習科目においては、事前学習や準備の取り組み状況、事後の振り返りや成果発表までの一連の学習活動について、関心・意欲・態度の観点と課題発見力・課題解決力の観点から総合的に評価します。

### <大学院経営戦略研究科>

経営戦略研究科のカリキュラム・ポリシーは次のとおりであり、学生便覧に掲載し、Webサイトへの公開により周知している。

#### ① 教育課程

主として以下の分野において、高度な専門知識を有し高い実践力のある人材を養成するためのカリキュラムを構築する。

##### 「職業会計人」

税理士や企業会計の専門家を養成する目的に沿って、税務および会計の諸領域に属する専門科目(税法研究、税務会計研究、財務会計研究、会社法研究等)を配置し、専門基礎理論と先端理論について研究課題、演習課題、ケーススタディ等を用いて体系的に授業を行う。

##### 「アドバンスト・マネジメント」

企業経営、マネジメントに関する高度な知識を基にそれを実践していく人材を育成する目的に沿って、経営学の諸領域に属する専門科目(経営戦略研究、経営分析研究、生産管理研究、マーケティング研究等)を配置し、専門基礎理論と先端理論について研究課題、演習課題、ケーススタディ等を用いて体系的に授業を行う。

## ② 指導方針

本研究科では、学生の能力、意欲を最大限引き出すため、また、学位論文審査体制を充実させるために、複数の教員による指導体制をとることとする。修士論文の指導教員（主査）は1年次に、副指導教員（副査2名）は1年次の後期に決定する。修士論文は、2年次における2回の報告会における報告を経て、公開の最終審査において合否の判定がなされる。

### 4-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

<経済学部・人間科学部・人文学部>

ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーは、専門知識の修得とそれを生かす力を最重視している点で一貫している。

専門知識を身に付けるための専門教育科目が学部・学科で配置され、専門教育科目の中に専門知識を得るためだけではなく、討論したり研究や調査したりする場である専門ゼミナールと「卒業研究」が必修化されている。経済学部でのゼミ名称は「専門ゼミナールⅠ・Ⅱ」「専門ゼミナールⅢ・Ⅳ」となっている。

<大学院経営戦略研究科>

経済学や経営学及びその関連分野に関する高度な専門知識を身に付けるための科目が主に「経営」「会計・税務」「経済」の三つの分野に分けられ、バランスよく配置されている。高度な専門知識を得るためだけではなく、得た専門知識に基づいて修士論文を作成するための「研究指導Ⅰ～Ⅳ」「論文完成指導」という授業科目が設けられている。

### 4-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

<経済学部・人間科学部・人文学部>

本学では学部・学科のディプロマ・ポリシーに掲げられた教育目標を達成するため、それぞれのカリキュラム・ポリシーを定め、より専門性の高い独自の教育課程を編成している。

学部・学科のカリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成は、学生便覧に科目配当表とともにカリキュラム・マップとして示し、運用している。さらに、カリキュラム・マップの履修指示をシラバスにも記載し、学生への周知を図っている。

シラバスについては、全教員に教員便覧とともにシラバス作成マニュアルを配付している。作成後は教務部会が内容をチェックし整備している。シラバスは、学務システム上で学生が自由に閲覧できるようになっている。

また、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、本学履修規程第4条において1年間に履修できる単位数の合計を、一部例外を除き44単位とするキャップ制を設けている。

<大学院経営戦略研究科>

経営戦略研究科では高度な専門知識を有し高い実践力のある人材を養成するため、「職業会計人」と「アドバンス・マネジメント」の二つの分野に分かれている。「職業会計人」

では、税理士や企業会計の専門家を養成する目的に沿って、税務及び会計の諸領域に属する専門科目（税法研究、税務会計研究、財務会計研究、会社法研究等）を配置している。また、「アドバンスト・マネジメント」では企業経営、経営学の諸領域に属する専門科目（経営戦略研究、経営分析研究、生産管理研究、マーケティング研究等）を配置している。

#### 4-2-④ 教養教育の実施

本学では、教養教育を重視している。「金沢星稜大学倫理要綱」の「4. 行動規範（1）学生の行動規範」にある「②勉学に励み、現代社会に生きる素養と能力を身につけ、何事も意欲的に行動し人間力の向上に努める。」と述べているように、学年に関わらず「現代社会に生きる素養」として教養を身に付ける機会を提供している。具体的には、全学共通で開設の「共通教育科目」の中の「教養教育科目」として教養教育を編成し、教養教育と専門教育の双方をバランス良く学年進行とともに配置している。

また、「金沢星稜大学倫理要綱」の「2. 目指すべき大学像」には「多様な教育研究活動を実現する」ことや「多様な人材を育成する」ことが謳われており、その基盤としての多様な学びを担保できるように教養教育科目の編成を目指している。特に、令和6(2024)年度からの教養教育は、現代化、多様化、協同化を旨として一般科目を1単位化した。これにより幅広い領域にわたる分野で構成されている教養科目群から、多様な科目を受講しやすい環境を整えた。

「金沢星稜大学倫理要綱」の「4. 行動規範（1）学生の行動規範「② 勉学に励み、現代社会に生きる素養と能力を身に付け、何事にも意欲的に行動し人間力の向上に努める。」及び「④未来が自己の双肩にかかっていることを自覚し、グローバルな視野と長期的展望をもって思考し実践する人物に成長するよう努力する。」に鑑み、「意欲的に行動」できるような態度と姿勢を育み、「グローバルな視野」をもって思考する手段として、外国語を重要視し、英語だけでなく初修外国語として6カ国語を科目として開講している。経済学部と人間科学部では、1年次に英語を必修とし、2年次まで選択科目としての英語を含めて最大20単位分まで学ぶことができる。初修外国語は全学部を開講し、また集中的に学べるようにクォーター制を導入している。クォーター制は、ほかの「教養教育科目」でも導入され、短期・中期の留学等も計画しやすい環境を創出している。

ゼミナール教育を教養教育の中でも行っている点が大きな特徴である。経済学部では「教養ゼミナールA、B、C、D」（1年次）、人文学部では「教養ゼミナールA、B」（1年次）が必修化されている。教養教育の中で開講されるゼミナールでは、主にアカデミックスキルの習得を目指しながら、学生の多様な学びと教員の協同的な教育が行える設計が成されている。特に経済学部における「教養ゼミナール」では、各クォーターで担当教員が変わるため、多様な教員と関わり、幅広い学問領域に触れることが可能な設計になっている。

令和4(2022)年度から共通教育科目の選択科目として新たに開設した「数理・データサイエンス・AIリテラシー」科目は、令和5(2023)年度に文部科学省数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度（approved program for mathematics, data science and AI smart higher Education: MDASH）のリテラシーレベルに認定され、令和6(2024)年度からは「MDASHリテラシーⅠ」「MDASHリテラシーⅡ」として名称変更してオンデマンド型授業で展開している。またこれら2科目と合わせて「情報リテラシーⅠ」を含めて必修化

し、データサイエンスや情報教育を重点化している。

#### 4-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

＜経済学部・人間科学部・人文学部＞

一方向型の講義スタイルから、できるだけ双方向型となるようアクティブ・ラーニングを意識して教授方法の工夫・開発を進めている。「基礎ゼミナール」「教養ゼミナール」「フィールド演習」「専門ゼミナール」など演習形式の授業では、課題解決型のアクティブ・ラーニングを取り入れている。例えば、地域の町おこしプランの作成、地元企業への新商品の提案、教育機関での実践的学び、スポーツ施設の運営サポートなど、学生自らが課題を見付け出し、課題について調査・研究し、解決策等を提案するという流れでアクティブ・ラーニングを実践している。

令和元(2019)年度のシラバスより、実務経験のある教員がその実務経験を十分に活かした授業を展開することを授業方法や内容、到達目標等と併せて明記している。また、実務経験のある教員が直接の担当でなく、オムニバス形式で企業等から講師を招いて実践的教育を行う場合も記載している。さらに事前事後学習や教室外学習の指示、成績評価のフィードバック、アクティブ・ラーニングの要素等についてもシラバスへ記載し、徹底させている。

令和3(2021)年度の学部横断全学共通FDにおいて「大学の授業と著作権について」「数理・AI・データサイエンス教育とオンデマンド授業」についての研修を実施した。

また、令和4(2022)年度の学部横断全学共通FDにおいては、学内の教員のオンデマンドの事例を共有し、文部科学省「持続的な産学共同人材育成システム構築事業」「大学等における教育FD動画コンテンツ」の視聴による研修を行った。令和5(2023)年度より、14回+1回(オンデマンド)の授業とし、オンデマンドを効果的に取り入れることを行っている。

令和5(2023)年度より、より柔軟な学事暦の運用を目指し、授業期間について、「10週又は15週」の原則を維持しつつ、従来主流であった「週1コマ、15週」の講義を中心とした授業のあり方の多様化を行った。すなわち、アフターコロナの「新しい学び」に対応させ、かつ平成28(2016)年の大学設置基準の改正(学事暦の柔軟な運用)にも則し、14週の学事暦を対面授業14回+オンデマンド授業1回の計15回で組んだ。余裕をもたせた1週分を地域へのフィールド演習を集中的に組んだり、留学生との交流や各種のワークショップ、学部学科での学修成果の発表会等を実施したりすることで、本学の目指す「地域の中核となる大学」として、フィールドを活用した理論と実践の往還的な学びを促進している。

また、オンデマンド授業を計画的に組むことによって、全学生がdotCampusをプラットフォームにしたCLEVAS(動画配信システム)を効果的に活用して多様な学びが促進されることとなった。この点は、大学教育のDX化を促進するためにe生活文具と称して導入したiPadを活用した“新しい時代の学びスタイル”の定着化と深化という方向性にも軌を一にする取り組みとなる。

令和5(2023)年度の学部横断全学共通FDにおいては、分科会「AI時代の“大学での学び”～レポートをめぐる問題と対策～」「大学教育のDX化～MDASHリテラシーレベルプラスへ～」において教学での取り組みをまとめている。ChatGPTやBingチャットのような

テキストを生成する人工知能の利活用が広まる中、大学教育においてこれら AI とどう対峙していけばよいのかを検討した。これを踏まえ、令和 5(2023)年 7 月に「学修における生成 AI の利活用に関するガイドライン」を定めた。

また、分科会「メジャー・マイナー制あるいは学部横断的プログラムの開発」においては、所属する学部学科の学修（「主専攻」）の垣根を越えて、特定のテーマや課題を追求するために体系づけられた科目群（「副専攻」）を学際的、横断的に学修するプログラムの開発について議論を重ねた。その結果、以下のような副専攻プログラムや教育プロセスを積極的に整備していくこととなった。

近年、学部学科の枠を超えた文理横断的なカリキュラムを主専攻／副専攻（メジャー／マイナー）として活用することが大学改革のトレンドとなってきた。また、「文理横断・文理融合教育」は、STEM (science, technology, engineering and mathematics) と Art (Arts)：芸術・リベラルアーツとを繋げた STEAM 教育として統合的な学びを深化する方向でも推進されようとしている。このような大学教育を取り巻く改革の方向性に鑑み、本学においても学部学科の専門領域の学修に加え、それらの垣根を越えたある特定の科目群を「副専攻」として学際的、横断的に関係付け、視野を広げ柔軟な発想力や応用力を養うことを目的とした副専攻プログラムを整備していくこととなった。そして、副専攻「グローバル・コンピテンシー・プログラム:Global Competency Program (GCP)」を令和 6(2024)年入学生から運用することとした。これまで本学が整備してきた国際交流センターの主催する海外留学制度に、共通教育科目群の外国語（英語等）や学部の専門科目群を組み合わせることで履修することにより、異文化や多様な考え方についての理解を深め、新たな価値を生み出す力を身につけさせることをねらいとしている。そのために必要な規程類を整備し、「金沢星稜大学学則」第 8 条に「第 8 条の 3」として追記、および新規に「金沢星稜大学副専攻プログラムに関する規程」を設けた。同時に、副専攻プログラムに係る授業科目および修得しなければならない単位数、資格要件等の詳細については、プログラムごとに『学生便覧』に記載し学生に周知することとした。

#### <大学院経営戦略研究科>

経営戦略研究科では複数の教員による指導体制をとっている。修士論文の指導教員（主査）は 1 年次に、副指導教員（副査 2 名）は 1 年次の後期に決定する。修士論文は、2 年次における中間報告会と最終報告会における報告を経て、最終審査において合否の判定がなされる。

- ・経済学科カリキュラム・ポリシー  
[https://www.seiryu-u.ac.jp/u/education/economics/eco\\_06.html](https://www.seiryu-u.ac.jp/u/education/economics/eco_06.html)
- ・経営学科カリキュラム・ポリシー  
[https://www.seiryu-u.ac.jp/u/education/economics/busi\\_06.html](https://www.seiryu-u.ac.jp/u/education/economics/busi_06.html)
- ・地域システム学科カリキュラム・ポリシー  
**[4-2-1]** [https://www.seiryu-u.ac.jp/u/education/economics/reg\\_06.html](https://www.seiryu-u.ac.jp/u/education/economics/reg_06.html)
- ・スポーツ学科カリキュラム・ポリシー  
[https://www.seiryu-u.ac.jp/u/education/human/spo\\_06.html](https://www.seiryu-u.ac.jp/u/education/human/spo_06.html)
- ・子ども学科カリキュラム・ポリシー  
[https://www.seiryu-u.ac.jp/u/education/human/chi\\_06.html](https://www.seiryu-u.ac.jp/u/education/human/chi_06.html)
- ・国際文化学科カリキュラム・ポリシー

[https://www.seiryu-u.ac.jp/u/education/humanities/inter\\_02.html](https://www.seiryu-u.ac.jp/u/education/humanities/inter_02.html)

・国際英語学科カリキュラム・ポリシー

[https://www.seiryu-u.ac.jp/u/education/humanities/eng\\_02.html](https://www.seiryu-u.ac.jp/u/education/humanities/eng_02.html)

【4-2-2】	金沢星稜大学教務部会規程	【3-2-1】に同じ
【4-2-3】	金沢星稜大学常任部会規程	【3-2-8】に同じ
【4-2-4】	金沢星稜大学学部教授会に関する規程	【3-2-9】に同じ
【4-2-5】	金沢星稜大学協議会規程	【4-1-16】に同じ
【4-2-6】	金沢星稜大学三つの方針に関する規程	【4-1-4】に同じ
【4-2-7】	金沢星稜大学大学院、学部、学科の教育研究上の目的及び三つの方針の制定と運用に関する規程	【4-1-5】に同じ
【4-2-8】	学生便覧 2025 年度入学者用	【資料 F-5】に同じ
【4-2-9】	カリキュラム・マップ（各学科および共通教育科目）	
【4-2-10】	カリキュラム・ツリー（各学科）	
【4-2-11】	ナンバリングの表記について（各学科および共通教育科目）	
【4-2-12】	金沢星稜大学履修規程	
【4-2-13】	履修登録上限制度を超過した単位の削除について（要領）	
【4-2-14】	金沢星稜大学教職課程履修規程	
【4-2-15】	金沢星稜大学保育士養成課程履修規程	
【4-2-16】	金沢星稜大学教務部会規程	【3-2-1】に同じ
【4-2-17】	金沢星稜大学常任部会規程	【3-2-8】に同じ
【4-2-18】	金沢星稜大学学部教授会に関する規程	【3-2-9】に同じ
【4-2-19】	金沢星稜大学協議会規程	【4-1-16】に同じ
【4-2-20】	金沢星稜大学シラバス作成マニュアル 2025 年度版	
【4-2-21】	2025 教員便覧でのシラバスの記述.	
【4-2-22】	金沢星稜大学学則(第 2 章第 4 条、第 3 章第 8 条、第 7 章第 34 条、第 35 条)	【資料 F-3-1】に同じ
【4-2-23】	金沢星稜大学教養教育部教授会に関する規程	【3-2-10】に同じ
【4-2-a】	2023 全学共通 FD 報告書	

#### 4-3. 学修成果の把握・評価

##### ①三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

##### ②教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

###### (1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

###### (2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 4-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

本学では、設置母体である学校法人稲置学園の建学の精神に基づき本学の教育全体の根幹を示すものとして、また、教育研究上の目的の実現のための具体的な取り組みとして「三つの方針」（三つのポリシー）を策定し学内外へ周知している。（「金沢星稜大学大学院、学部、学科の教育研究上の目的及び三つの方針の制定と運用に関する規程」に定めるところによる「金沢星稜大学三つの方針に関する規程」中の「別表」。）なお、同規定で定める本学の「三つの方針」（三つのポリシー）の呼称は、ディプロマ・ポリシーを「卒業認定・学位授与の方針」、カリキュラム・ポリシーを「教育課程編成・実施の方針」、そしてアドミ

ミッション・ポリシーを「入学者受入れの方針」とそれぞれ表記している。ディプロマ・ポリシーにおいて、教育研究上の目的を踏まえ教育の質保証の起点となるものとして、どのような力を身に付ければ学位を授与するのかを定める基本的な方針と学修成果の目標を定めている。

学修成果の点検・評価については、「金沢星稜大学 学修成果の評価に関する方針（アセスメント・ポリシー）」（以下、アセスメント・ポリシー）に基づき、測定データの集計・集約を行い、「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」の達成状況を把握し、「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」の適切性を評価している。本学では、ディプロマ・ポリシーに定める学生が修得すべき能力に対して、大学（機関）レベル、「学部・学科（教育課程）レベル」、「授業科目レベル」の3つのレベルを設定し、それぞれ入学時（アドミッション・ポリシーに対応）、在学時（カリキュラム・ポリシーに対応）、そして卒業時（ディプロマ・ポリシー）の時系列に応じて学修成果を測定している。具体的な測定データは、アセスメント・ポリシーの「別表 学修成果・教育成果の評価レベル及び測定データ一覧表」に示されている。主な教学的な指標としては、単位修得状況、GPA および GPA 分布、副専攻プログラム履修状況、教職課程および保育士養成課程の履修状況、実習およびインターンシップ等の参加者数、外部語学検定試験の結果、海外留学プログラム参加者数、科目ごとの成績分布状況による到達目標の達成状況、「授業評価アンケートの結果」等である。これらに加え、人文学部では、留学前に IELTS (International English Language Testing System) のテスト結果を用いて、英語能力の伸長度を測定している。

全ての学生の取得単位数や GPA などの学修状況は、全教員と教務課職員が学務システムで確認できるようになっている。また、「授業評価アンケート」は全ての授業で実施され、教員はアンケート結果（各アンケート項目の平均値、具体的要望についての記述など）を学務システムで確認することができる。

卒業時および卒業後には、学生が卒業までの学修成果をどのように自己評価しているかを把握するための「卒業時アンケート」を実施している。令和6(2024)年度卒業生の場合、質問項目：「学んだ分野に応じた力の実感」で、学ぶ内容や領域の相違など学科の特性により差異はみられるが、卒業生全体として「とても高い」と「やや高い」を足した肯定的な回答をした学生の割合は88%を超え（2023年度は87%）ている。学科別にみても、経済学科91%、経営学科84%、スポーツ学科89%、こども学科98%、国際文化学科86%と、全体的に高い評価をしている。また、質問項目：「ゼミ・フィールド活動への満足度」では、卒業生全体として「とても高い」と「やや高い」を足した肯定的な回答をした学生の割合は80%となっており、学科別にみても、経済学科91%、経営学科91%、スポーツ学科89%、こども学科では100%、国際文化学科91%といずれも高い評価となっている。

そのほか、就職率および進学率、主な就職先および進学先、企業へのアンケート、卒業生へのフォローアップ調査、等を行っている。

#### 4-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

学生の取得単位の状況は、年度末の卒業判定にかかる各学部教授会において、全ての専

任教員に報告される。また、GPA を含めた学生の学修状況を学務システムで随時確認できることや、「授業評価アンケート」を学期中でも中間評価として実施することが可能なことから、それらの結果を見て教員は直ちに学修指導の改善に反映させることができる。

令和元(2019)年度から、シラバスにおいて学生に対する学修成果のフィードバックの方法を記載することとし、学修の改善につながるよう配慮している。

令和6(2024)年度から、内部質保証体制を確立するための全学的な組織として「教学マネジメント委員会」を立ち上げ、学修成果・教育成果の把握・可視化とその検証を行っている。特に、令和5(2023)年度に整備されたカリキュラム・マップとカリキュラム・ツリーの運用について、大学Webサイトおよび学務システム等にて公表し学生の履修計画に資する体制を整えた。また、授業科目ごとの成績状況の可視化について、今後、学生へ GPA 分布を公表することを前提に「何の指標を、どのようなフォーマットで」表記すべきであるかについて検討しつつ、科目ごとの成績評価の適正化と公平性について担保すべくその指針を全学的に共有している。

- |          |   |             |
|----------|---|-------------|
| 【4-3-1】  | 学修成果・教育成果の評価レベル及び測定データ一覧表<br>金沢星稜大学 学修成果の評価に関する方針（アセスメント・ポリシー）  |             |
| 【4-3-2】  | <a href="https://www.seiryu-u.ac.jp/u/education/hv857g00000001f5-att/e2qmm00000000d3.pdf">https://www.seiryu-u.ac.jp/u/education/hv857g00000001f5-att/e2qmm00000000d3.pdf</a> |             |
| 【4-3-3】  | 学生便覧 2025 年度入学者用 (p.)<br>学修における生成 AI の利活用に関するガイドライン   | 【資料 F-5】に同じ |
| 【4-3-4】  | <a href="https://start.seiryu-u.ac.jp/information/2025/knu9ff0000000769.html">https://start.seiryu-u.ac.jp/information/2025/knu9ff0000000769.html</a>                         |             |
| 【4-3-5】  | 金沢星稜大学 学修成果の評価に関する方針（アセスメント・ポリシー）   |             |
| 【4-3-6】  | 金沢星稜大学学業成績優秀者の認定に関する規程  |             |
| 【4-3-7】  | 金沢星稜大学教務部会規程  | 【3-2-1】に同じ  |
| 【4-3-8】  | 金沢星稜大学常任部会規程  | 【3-2-8】に同じ  |
| 【4-3-9】  | 金沢星稜大学学部教授会に関する規程   | 【3-2-9】に同じ  |
| 【4-3-10】 | 金沢星稜大学協議会規程   | 【4-1-16】に同じ |
| 【4-3-11】 | 金沢星稜大学教学マネジメント委員会規程   | 【2-2-5】に同じ  |
| 【4-3-12】 | 学修成果・教育成果の評価レベル及び測定データ一覧表   |             |
| 【4-3-13】 | 2024 授業評価アンケート結果  |             |
| 【4-3-14】 | 金沢星稜大学教学マネジメント委員会議事録  | 【2-3-7】に同じ  |
| 【4-3-15】 | 金沢星稜大学自己点検評価部会議事録<br>(自己点検評価部会議事要録 2024. 4-2025. 4)   | 【2-2-3】に同じ  |
| 【4-3-16】 | 2024 免許・資格取得状況  |             |
| 【4-3-17】 | 2024 就職状況   |             |

## 【基準 4 の自己評価】

### (1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学は、「三つのポリシー」に基づく教育課程の編成と、自己点検・評価の結果を踏まえた教育研究活動の不断の見直しを行ってきているところである。令和5(2023)年度中に、各授業科目がディプロマ・ポリシーとどう関係しているのかについてのカリキュラム・マップを、学科の教育課程が各科目の総体としてどのように体系づけられているのかについてのカリキュラム・ツリーとナンバリングを整備し運用しているところである。また、教育研究活動等について継続的な見直しを行うために、アセスメント・ポリシー（学修成果

評価の方針) を策定し、これにもとづく測定・評価の結果を踏まえ教育活動の見直しのための協議機関として「教学マネジメント委員会」を立ち上げている。

さて、ディプロマ・ポリシーを踏まえた学位授与の方針と単位認定の基準が整備されていることは教育の質保証の基盤であり、本学において適切かつ厳正な運用に努めている。まず、ディプロマ・ポリシーにおいては教育研究上の目的を踏まえ卒業認定・学位授与の方針が示され、学生の学修成果の目標としている。ディプロマ・ポリシーで示された資質・能力が授業科目ごとの学修目標(知識・技能・態度等)とどう対応しているかについてはカリキュラム・マップで示されている。本学ではナンバリングで付した番号と共に、ディプロマ・ポリシーの各項目との対応関係を示すマトリックスの形で表示し、学生へ公開している。

次に、教育課程については、カリキュラム・ポリシーに則り、共通教育科目(教養教育)と専門教育のバランスを重視しながら体系的に編成している。1年間に履修できる単位数を原則44単位とする上限を設け、計画的かつ効果的な学修を促進している。シラバスに関連するディプロマ・ポリシーの項目との対応を明示し、成績評価のフィードバック実施を明記するなど、学生が自身の学修状況を把握しやすい仕組みづくりを進めている。

教授方法においては、コロナ禍以後、「対面授業」を中心とした“多様な学び”の充実、を授業実施方針として示し、学生の主体的な学修を支援しながら、iPadを活用した“新しい時代の学びスタイル”の定着と大学教育のDX化を促進する体制と整えている。一方向型の講義からアクティブ・ラーニングを意識した双方向型の授業へ移行するため、シラバスにおいても、アクティブ・ラーニングの要素(事前学習型授業 / 反転授業 / 調査学習 / フィールドワーク / グループワーク / ロールプレイ / プレゼンテーション / 模擬授業 / 問題解決型学習等を記述し、学生の主体的能動的な授業参加を促している。また、こうした教授方法の工夫についてFD(ファカルティ・ディベロップメント)活動などを通じて教職員間で研修と情報交換を行い改善に努めている。

こうして学修者本位の大学教育を実現するための諸制度と規程類の下、教育と研究の成果を地域社会に還元していく「知と人材の集積拠点」としての立場から“星稜の強み”である「経済」「国際」「人間」「データサイエンス」「地域」をカリキュラムの中に“見える化”できるよう、次のような特色ある取り組みを行っている。

第一に、学位プログラムの中で履修モデルを作成し「身につく力」の具体像とそのためのプランを提示し、かつ、ディプロマ・ポリシーを強化できる外部試験の活用や海外留学プログラムなどを組み合わせ、重点的に身につけられるような履修指導を行っている。

第二に、学部学科の枠を超え「特定の課題や学際的な分野等に関する体系的な学修プログラム」としての「副専攻プログラム」(学則第8条の3)を設置したことである。これにより学生は、学際的横断的に学修しながら視野を広げ、自身の専攻分野をより深め、得意分野や強みをもつ機会が増す期待がある。(令和6(2024)年度入学生から、副専攻「グローバル・コンピテンシー・プログラム:Global Competency Program(GCP)」を開設。)

第三に、身につけた知識・スキル・経験を学修成果の可視化ツールとして活用するためにオープンバッジの制度を導入した。これは、対象となるプログラムを修了した学生に対し、修了証明書に代わる証明(デジタル証明書)として発行することで、どのような科目、単位を修得してきたかの学修履歴だけでなく、どのような資質・能力を修得したのかを証

明することをねらいとしている。現時点では、令和 5(2023)年度に開講した MDASH 関連科目、および 2024 年度入学生から適用される副専攻「グローバル・コンピテンシー・プログラム」を対象にしているが、今後、「金沢星稜大学「オープンバッジ」(デジタル証明書)に関する規程」にもとづき、学修者自身が学びの深化を実感し学修成果を可視化できるプログラム等に対して「オープンバッジ」発行のプログラムとして認定していく予定である。

学修成果の評価と点検に際しては、アセスメント・ポリシーに示しているように、科目の成績評価に加え、授業評価アンケートや資格取得状況、就職状況、卒業時アンケート等を活用し、それらの測定データを教学マネジメント委員会で全学的に集約しながら、随時教育内容や手法の改善を図る仕組みを整え、質の高い教育の実現に向けた取組を特色ある形で推進している。

## (2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

三つのポリシーに基づく教育課程の編成と、自己点検・評価、認証評価の結果を踏まえた教育研究活動について不断の見直しは、本学においてようやく緒に就いたばかりである。

各授業科目がディプロマ・ポリシーとどう関係し、それが学科の教育課程の総体としてどのように体系づけられているのかについては、確かにカリキュラム・マップとカリキュラム・ツリーによって示すところとなり、またシラバスにおいても周知できる段階にきている。しかしながら、この仕組みが学生当人にとってどのように身に着く力として自覚され、学びのアウトプットとしてストックされ活用されていけば良いのか、については今後の課題となる。また、学修履歴を学生-教員が共有し、個に応じた動機づけができることで、個々の学びへのモチベーションもさらに向上できると期待される。

## (3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

成績評価や授業評価アンケート、資格取得・就職状況のモニタリング等を通じて教育の質を継続的に点検し、教学マネジメント委員会から教授会および学科会議等へ、得られた結果を迅速にフィードバックしていくように各種の会議媒体を有機的に結んでいく工夫を行っているところである。

令和 7(2025)年度中に、本学の教育目的の達成のためにひとりひとりの学生が学位プログラムを通じて得た自らの学びの成果(学修成果)をエビデンスとして自覚できるような可視化のシステムを整えていく準備を開始する。学務システムの更新が令和 8(2026)年度より行われるので、その機会を活用し、学内での議論を深めていく予定である。

## 基準 5. 教員・職員

### 5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性

- ①学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- ②権限の適切な分散と責任の明確化
- ③職員の配置と役割の明確化

#### (1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

大学の意思決定と教学マネジメントについて、学則第 27 条第 1 項にて「学長は学務を総覧し、所属職員を統督する。」と定めている。この規定により、学長が大学運営の権限を有し、責任を負っている。学長が適切なリーダーシップを発揮するために、副学長を 3 名配置している。学長を補佐する副学長の組織上の位置付け及び役割は、学則第 27 条第 2 項に「副学長は学長を助け、命を受けて校務をつかさどる」と定めている。具体的には、「金沢星稜大学副学長に関する規程」で役割について次のように定め、それぞれの業務を担うことで、学長を補佐する体制が機能している。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 学務に関すること</li> <li>(2) 入試戦略に関すること</li> <li>(3) 研究支援に関すること</li> <li>(4) 地域貢献に関すること</li> <li>(5) 国際交流に関すること</li> <li>(6) キャリア教育に関すること</li> <li>(7) 自己点検評価及び教員業績に関すること</li> <li>(8) ファカルティ・ディベロップメントに関すること</li> <li>(9) その他学長が必要と認めた業務</li> </ul> |
|--|

また、法人部門で設置校全体の IR に係る施策をつかさどる経営企画部経営企画課と連携し、教学運営に必要な各種情報の収集、調査などによる客観的なデータ分析を行うことで、学長はもとより大学の意思決定を支援している。

5-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化

5-1-①で示したとおり、学長はトップとしての意思決定の権限と責任を有し、教学マネジメントの適切な運営に取り組んでいる。

また、教学、教育研究に関する重要事項の審議については「金沢星稜大学学則」及び「金沢星稜大学大学院学則」において、次のように定めている。

- |   |
|---|
| <p>「金沢星稜大学学則」</p> <p>第 28 条 本学に、本学の教学に関する重要事項を審議し、学長に意見を述べるものとし、又は学長の求めに応じ意見を述べるができる機関として協議会を置く。</p> <p>第 29 条 協議会は、学長が招集し、その議長となり、次の事項を審議し、学長に意見を述べるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了</li> <li>(2) 学位の授与</li> <li>(3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、協議会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの</li> </ul> <p>2 協議会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事</p> |
|---|

項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

第 32 条 学部の教授会は学部長が招集し、その議長となって次の事項を審議する。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

第 35 条 教養教育部の教授会は教養教育部長が招集し、その議長となって教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるものの審議をし、学長に意見を述べるものとする。

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

「金沢星稜大学大学院学則」

第 35 条第 4 項 研究科委員会は次の事項を審議し、学長に対して意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で研究科委員会の意見を聞くことが必要なものとして、学長が定めるもの

同条第 5 項 研究科委員会は第 4 項に定めるもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

上記の審議機関のほか、大学に教務部会、学生部会、入学部会、自己点検評価部会、図書委員会、総合研究所運営委員会、SDGs 産学地域連携センター運営委員会、国際交流センター運営委員会、キャリアセンター運営委員会、学生支援センター運営委員会、教職支援センター運営委員会及び総合情報センター運営委員会の 4 つの部会と 8 つの委員会を各規程により置くことを定め、各部会、委員会において各規程に則り、教育研究に関する事業の実施や教育研究内容、運営に関する協議を行っている。

### 5-1-③ 職員の配置と役割の明確化

大学の使命・目的を達成するため、事務職員の組織・体制を構築し、学校法人稲置学園事務組織及び事務分掌規程により職制の権限と所管業務の範囲を定め、業務を遂行している。

5-1-②で示した協議会は、学長のリーダーシップの下に教育研究に関する重要な事項を審議し、教学マネジメントを機能させるための最高機関であり、副学長、各学部長等、学科長等及び事務局長を構成員として配置し、事務局各課長等の同席を可能としている。各教授会や 12 の部会・委員会には、関係各課の事務職員が参画し、説明や意見を述べるなど教職協働による運営を行っている。

金沢星稜大学常任部会規程の定めにより、学長、副学長、各学部長等、事務局長を構成

員とする常任部会を置き、事案に係る部会・委員会の部長等並びに事務局課長等が適時参画している。

これらの運営を通して、大学全体で教学及び管理運営の方向性の共有を図り、業務遂行の迅速化を可能としている。

【5-1-1】	2025_大学運営組織図	【2-1-4】	に同じ
【5-1-2】	金沢星稜大学協議会規程	【4-1-16】	に同じ
【5-1-3】	金沢星稜大学学則	【F-3】	に同じ
【5-1-4】	金沢星稜大学大学院学則	【F-3】	に同じ
【5-1-6】	金沢星稜大学副学長に関する規程 学則 26 条、27 条		
【5-1-7】	金沢星稜大学学部教授会に関する規程	【3-2-9】	に同じ
【5-1-8】	金沢星稜大学教養教育部教授会に関する規程	【3-2-10】	に同じ
【5-1-9】	2024 年度会議日程	【2-2-4】	に同じ
【5-1-10】	経済学部教授会 2024 年度経済学部教授会日程及び議題		
【5-1-11】	人間科学部教授会 2024 年度人間科学部議題		
【5-1-12】	人文学部教授会 2024 年度人文学部議題		
【5-1-13】	教養教育部教授会 2024 年度教養教育部教授会日程及び議題		
【5-1-14】	大学院研究科 2024 年度研究科委員会議題		
【5-1-15】	金沢星稜大学学生懲戒規程		
【5-1-16】	2025 事務組織図	【2-1-5】	に同じ
【5-1-17】	学校法人稲置学園事務組織及び事務分掌規程	【3-1-3】	に同じ
【5-1-18】	学校法人稲置学園人事評価制度規程		
【5-1-19】	学校法人稲置学園就業規則		
【5-1-20】	学校法人稲置学園 事務職員の採用選考等に関する取扱い規程		

## 5-2. 教員の配置

### ①教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

#### (1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

#### (2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 5-2-① 教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

令和 7(2025)年 5 月 1 日現在における学生数 2,936 人に対する専任教員数は 89 人であり、教授数は 5 月 1 日現在 1 人不足しているが、9 月 1 日付で採用が内定しており、大学設置基準を満たす予定である。大学院担当教員は、経済学部の専任教員が兼務している。カリキュラムにおける授業科目は、担当可能な教育研究実績を有する教員を適切に配置している。

また、附属施設の国際交流センター、教職支援センター、総合情報センターに当該センター等所属の専任教員又は特任教員を置き、当該センター等業務や授業、研究活動を行っている。実習系の授業科目を持つ人間科学部のスポーツ学科、こども学科には、授業の補助を行う助手を配置し、実技・実習系授業がスムーズに行われるようにしている。

教員の採用・昇任に関しては、「金沢星稜大学教育職員の資格審査に関する規程」におい

て定め、採用と昇任を決定している。採用に係る募集方法や審査方法等の細則に関しては「金沢星稜大学採用選考等に関する取扱要領」において定め、昇任に係る審査基準や審査方法等の細則については「金沢星稜大学資格審査に関する要領」で定め、運用している。

また、教員の「教員業績自己点検評価シート」の作成を8月に実施し、研究・教育業績、学内業務、学外での活動等、設定した項目において詳細な自己点検を行っている。

- 【5-2-1】 金沢星稜大学教育職員の資格審査に関する規程
- 【5-2-2】 金沢星稜大学教育職員の資格審査に関する規程 【5-2-1】に同じ
- 【5-2-3】 金沢星稜大学資格審査に関する要領
- 【5-2-4】 教員業績自己点検評価シート

### 5-3. 教員・職員の研修・職能開発

#### ①FDをはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

#### ②SDをはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

##### (1) 5-3の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

##### (2) 5-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

FD・SDについては、「金沢星稜大学及び金沢星稜大学女子短期大学部 FD・SD 委員会規程」を制定し、当該規程に基づき実施している。

#### 5-3-① FDをはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

FD は FD 担当副学長が中心となって年間活動計画を立案するとともに全教員に周知し、全体研修や分科会研修を組織的に行っている。11月に成果報告会を実施し、研究科・学部・学科のFD活動については、次年度の全体会で成果と計画を報告している。

平成30(2018)年度からは、研究科・学部・学科のFDに加えて、全学の教員の代表がメンバーとなり学部横断的な課題に取り組む共通FDを設定しているが、令和4(2022)年度の共通FDでは、文部科学省「持続的な産学共同人材育成システム構築事業」「大学等における教育FD動画コンテンツ」のオンデマンド視聴を全学教員が行い、フィードバックレポートをフォームで提出した。令和5(2023)年度は学部横断型のFDとし、「メジャー・マイナー制あるいは学部横断的プログラムの開発」「MDASH リテラシーレベルプラスにおける情報教育の在り方」「AI時代の“大学での学び” ～レポートをめぐる問題と対策～」 「ナンバリング、カリキュラム・マップ、カリキュラム・ツリーの策定」の4つのテーマにおいて、各学部の教員が入り交じり、事務職員も加わり議論を行った。同年11月には、各テーマのFDの報告会を開催し、当日は67名の教員と22名の事務職員が出席し、それぞれのテーマにおける検討課題や今後の進め方などを共有し、今後の活動に向けての共通認識を深めた。令和6(2024)年度は「アドミッション・プロモーション・プロジェクト」「学修成果の可視化スキーム」「高校生とつながる連携・接続ビジョン」「星稜“STEAM-D”教育ビジョン」「能登半島の創造的復興、地域創生貢献ビジョン」「ラーニングコモンズ・プロジェクト」の6

つのテーマにおいて FD が学部横断、また事務職員との協働で行われた。11月の報告会では92の出席において、すべての報告がなされ議論の結果や今後の方向性を認識しあった。

令和4(2022)年10月1日付けにて改正された大学設置基準の内容に基づき、令和5(2023)年度からの授業実施方針に関する説明と他大学に先駆けて全科目において15回授業のうち、1回のオンデマンド型授業を取り入れて実施する取組について報告があった。

また、本学としてのオンデマンド型授業の実施事例として、情報系科目担当教員より、本学の学修支援システム(LMS)を通して事例紹介を行い、次年度実施に向けて広く周知案内を行った。

### 5-3-② SDをはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

本法人では、法人職員としての社会的使命を自覚するとともに法人及び本学のビジョンや中期計画を実現すべく、事務職員においては2024年度から人事評価制度(人事考課、目標管理、人材育成プログラム)を正式に導入し、これらの制度等を通して職員一人ひとりがその職責を着実に果たすための資質・能力向上等に取り組んでいる。

具体的には、新任研修として、新卒の教職員を対象に社会人としての心構えや基本スキルを修得するためのe-learning研修(令和6(2024)年度は大学教育職員対象者なし)を行っている。併せて、中途採用者を含む新任の事務職員を対象に毎年、学園理解研修及び就任2年目の事務職員との合同研修を実施し、建学の精神、財務状況及び設置校(大学、短大、高校、中学校、幼稚園)の教育に対する共通理解を図り、事務職員としての自覚や帰属意識の向上、職員間の交流促進を図っている。

人事考課制度により、各職位に求められる役割、責任、能力等の職務要件を明示・共有し、職位や勤務年数等に応じたe-learning研修を実施している。その他、毎年日本私立大学連盟の各種研修に自主的に参加しており、日本私立学校振興・共済事業団の職員研修に推薦し参加をしている。また、令和5(2023)年度からの目標管理制度の実施により、事業計画及び業務課題等を共有の上、目標を設定し、面談を通して、能力開発や組織の目標達成に向けた知識・スキル等の習得の意識付けを行っている。これらの自主的な取り組みを支援するため、自主研修補助制度も整備している。

全体研修として、法人の全教職員に対し、法令順守に係る研修を毎年実施している。令和6(2024)年度は、情報管理を目的として「学校法人稲置学園情報セキュリティ基本規程」及び「学校法人稲置学園個人情報の保護に関する規程」に基づく情報管理研修や学園グループウェア(ガルーン)の効果的な使用に係るガイダンスを実施している。ハラスメント防止に関する研修については、本学の教育職員を講師として実施し、ハラスメントの認識と意識の向上を図っている。また、理事長方針として教育現場や職場におけるハラスメントの撲滅や職場環境改善を掲げ、毎年、全教職員、派遣職員、業務委託職員を対象に「ハラスメントに関するアンケート」を実施しており、令和5(2023)年度からは、「職場改善のためのアンケート」として、ハラスメントを含む職場環境の実態把握とその対応を行った。大学では、FD及びSD研修として、弁護士によるハラスメント研修を実施するとともにハラスメント防止ポスター及びリーフレットを作成し、学生にも配付する等、大学内において防止の意識を高める取り組みを行っている。また合理的配慮の必要な学生に対する支援についても研修を行っている。

役員においては、日本私立学校振興・共済事業団のリーダーズセミナーや学校運営に関するセミナーに参加している。また、私学経営研究会のセミナーに適宜参加し、学校運営の高度化やガバナンスの強化等に努めている。

- 【5-3-1】 金沢星稜大学及び金沢星稜大学女子短期大学部 FD・SD 委員会規程
- 【5-3-2】 2024 年度 FD の実施報告書
- 【5-3-3】 学校法人稲置学園人事評価制度規程 【5-1-18】 に同じ
- 【5-3-4】 人材育成プログラムについて
- 【5-3-5】 2024 年度研修実施報告
- 【5-3-6】 1. 2024. 6. 21 「学園理解研修」
- 【5-3-7】 2. 2024 年度～「 e-learning 研修」
- 【5-3-8】 3. 2024 年「人事考課研修」
- 【5-3-9】 4. 2024 年度「情報管理研修」
- 【5-3-10】 5. 2024 年度「学園全体ハラスメント研修」
- 【5-3-11】 6. 「IT パスポート試験」
- 【5-3-12】 7. 2024 年度「自主研修実施要領」

#### 5-4. 研究支援

##### ①研究環境の整備と適切な管理運営

##### ②研究倫理の確立と厳正な運用

##### ③研究活動への資源の配分

###### (1) 5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

###### (2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 5-4-① 研究環境の整備と適切な管理運営

専任の教員には、講義準備はもとより個々の研究活動に利用可能な、書架を備えた床面積約 25～30 m<sup>2</sup> の研究室を割り当てている。特任教員においても、特任共同研究室を用意している。研究室がある校舎の A 館、G 館への入退館は、職員証によるカード式の電子錠を用いることで行うことができ、休日も研究室を利用することができる。

大学院生には共同利用の院生研究室を用意し、研究活動の自由を保証している。

全ての専任教員と特任教員には、パソコンと卓上ディスプレイを貸与している。全館内に無線 LAN が整備され、教員研究室にある有線 LAN とともに常時接続可能な状態にある。また、各館各階の教員研究室付近には、教員共用設備としてデジタル複合機を設置している。

教育・研究用の情報データベースとしては、教員推薦に応じて、欧米有料電子ジャーナルが 36 誌、第一法規（株）が提供する法情報データベース「D1-law.com」と税務・会計情報データベース「D1-law.com 税務・会計法規」、JST(科学技術振興機構)が提供する科学技術全般の文献情報データベースサービス「JDream III」、(株)プロネクサスが提供する企業情報データベースサービス「eol」、(株)丸善が提供する学術図書に特化した電子書籍配信サービス「Maruzen eBook Library」などが用意され、教育・研究に活用している。

令和4(2022)年度には、教育職員学術研究研修規程を制定し、国内派遣研修・海外派遣研修制度の改正を行い、本学の教員が多様な形で学外での研究活動に従事することが可能になった。従来の規程よりも、研修に従事できる年齢の制限を緩和するとともに、学外の研究機関に所属しなくても研修を行うことが可能になった。また、科学研究費助成事業の国際共同研究加速基金などといった研究資金を取得することで、海外での研修を行うことも可能になった。

研究に係る予算申請、外部資金申請、予算執行及び出張関連手続きなど、研究活動に関わる事務業務は全て総合研究所に一元化し管理の適切化を図っている。研究費の執行に関しては、その煩雑さに研究者である教員から苦情が寄せられることもあるが、ある程度厳密な手続きを求めることは、研究費の適切、公正な運用を行っていくためにはやむを得ない。本学では研究費の適切、公正な運用とその使いやすさの間のトレード・オフのバランスを取るために、アンケート調査等を通じた研究者からの意見を基に、随時研究費執行手続きの改善に努めている。また、「研究活動補助費取扱要領」を作成し、運用方法を明示している。

#### 5-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

本学では、研究活動が社会の信頼と負託の上に成り立っていることを自覚し、建学の精神の下、研究倫理の徹底を図っている。具体的には、平成22(2010)年に「学校法人稲置学園公的研究費取扱規程」を定め、その後、平成27(2015)年にそれに代わる「学校法人稲置学園公的研究費の取扱い及び研究活動の不正防止に関する規程」を定めた。さらに、これらの規程を補うものとして、平成24(2012)年に「金沢星稜大学及び金沢星稜大学女子短期大学部研究倫理規程」と「金沢星稜大学及び金沢星稜大学女子短期大学部研究倫理委員会規程」を、平成29(2017)年に「学校法人稲置学園における研究データ等の保存及び管理に関する規程」を制定し、これらの規程を中心に、より厳格な研究倫理の確立に向けた取組を進めている。また、関連する規程として平成24(2012)年に「金沢星稜大学及び金沢星稜大学女子短期大学部「人を対象とする研究」倫理審査規程」を制定し、本規程を中心に、研究活動における個人情報等の取扱い等に関しても最大限の注意を払っている。加えて、令和7(2025)年1月には、研究不正行為への一層厳格な措置等が求められる近年の傾向を踏まえ、研究活動における不正行為への対応体制を強化した。具体的には、「学校法人稲置学園公的研究費の取扱い及び研究活動の不正防止に関する規程」を文部科学省が示す「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に準拠して全部改正し、「学校法人稲置学園における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」とした。

研究倫理は、研究者一人ひとりの常日頃からの心掛けに負うところが大きいですが、本学としても、常に研究者にその重要性の自覚を促すために、毎年1回、全研究者参加の研究倫理研修会を開催している。本研修会においては、研究倫理を巡る最近の動向を紹介するとともに、令和5(2023)年度まではAPRINの、令和6(2024)年度からはロバスト・ジャパンのeラーニングプログラムの受講を課している。このプログラムを受講することは、科学研究費補助金(以下「科研費」という。)の申請のみならず、本学の研究費を申請するための要件にもなっており、研究に際して必ず受講しなければならないようになっている。

また、「学校法人稲置学園における研究活動不正防止計画」及び「公的研究費の不正防止計画」を策定し、責任体制の明確化、研究成果・研究データの保存・開示の明確化と徹底及び不正行為の告発等の窓口の周知徹底等を進めている。責任体制の明確化としては、前述したように、最高責任者、統括責任者及び研究倫理教育責任者を設置し、その職務・責任も明確化した。研究成果・研究データの保存・開示に関しては、前述の「学校法人稲置学園における研究データ等の保存及び管理に関する規程」を制定し、その保存対象及び期間を明確化し、その徹底を図っている。不正行為の告発等の窓口に関しては、研究活動上の不正行為に関わる告発・相談窓口（コンプライアンス窓口）を設置し、研究活動上の不正行為（その疑いがあるものを含む）に関わる学内外からの告発・相談を受け付ける体制を整備した。

さらに、令和 3(2021)年度からは、学生に対する研究倫理教育についてもより一層の充実を図るため、金沢星稜大学大学院経営戦略研究科の学生に対し、教職員同様に令和 3(2021)年度から APRIN の、令和 6(2024)年度からはロバスト・ジャパンの e ラーニングプログラムの受講を課している。

#### 5-4-③ 研究活動への資源の配分

本学の研究費の配分対象となる研究者は、毎年研究者として総合研究所に申請し登録を行う必要がある。研究の進捗状況に関しては、毎年中間報告書を提出することを義務付けており、年度末には最終報告書を提出することになっている。この報告書は、総合研究所において年報としてまとめ公表している。

個人研究費は、申請に基づき一人当たり 30 万円を基本額として配分している。これに、前年度の外部資金への申請・採択状況、成果の公表などの研究実績等に応じ、加算している。この加算制度は、一層の研究活動及びその成果発表を促すためのインセンティブを付与することを目的としたものである。令和 6(2024)年度は、87 名の教員と 3 名の事務職員が採択を受けている。

個人研究費とは別に、学内外の研究者 2 人以上で組織する研究グループを対象に、1 件 50 万円を限度とする「共同研究」と、学内の研究者 3 人以上で組織し、研究助成期間を 4 年間とする大型の研究助成（年間 100 万円）「プロジェクト研究所」を整備している。令和 5（2023）年度の申請数と採択件数は、「共同研究」が申請 6 件で採択 6 件、「プロジェクト研究所」が申請 3 件で採択 2 件（継続 1 件）となっている。また、令和 6(2024)年度は、プロジェクト研究所申請 0 件（継続 2 件）、共同研究申請 9 件で、共同研究は、8 件が採択された。当該年度は、共同研究の申請件数が増加したことから、これらの研究助成の本来の目的である研究活動の活発化が見込まれる。

本学では、令和 2(2020)年度からは、これまで本学の課題であった大型の競争的外部資金、例えば科学研究費助成事業（科研費）の基盤研究（S）・（A）・（B）の獲得状況を改善するために、プロジェクト研究所において大型研究費取得に向けた申請要件を設けている。また、共同研究においては、採択する課題について枠組みを設定した。具体的には、教育職員の博士号取得を促すための若手奨励研究枠、学部や部署間で連携した研究を行うための分野横断型研究枠、この二つの枠には当てはまらない研究のための自由課題枠の三つの枠を設けた（各研究枠で採択できる課題の数は原則 2 件）。

研究者の研究成果の発表は、それぞれが所属する学会での発表、ジャーナルへの掲載、図書の出版等が中心となるが、本学教員と学生で構成される「金沢星稜大学学会」が発行する紀要を通じて研究成果を発表することもできる。同学会の経済部会から『金沢星稜大学論集』（令和6[2024]年度で通巻58巻2号）、人間科学部会から『人間科学研究』（同18巻第2号）、人文学部会から『人文学研究』（同9巻第1号）が発行されており、また、短期大学部会からは『星稜論苑』（同53巻）が発行されている。これらの紀要に収録された論文で、平成12（2000）年度以降出版のものについては本学のWebサイト上で公開されている。また、学内研究として本学から研究費の助成を受けた研究成果の概要は、総合研究所において『年報』として冊子にまとめ公表している（同43巻）。さらに、研究成果を図書として出版する場合には、その費用の一部（上限80万円）を本学が助成する制度を平成25（2013）年度から設けており、当該年度以降毎年度1～3件の図書出版を助成している。令和5（2023）年度は、2件の申請があり、2件採択している。同様に、令和6（2024）年度も2件の申請があり2件の採択となっている。

科研費については、表に示したように、申請が「基盤C」と「若手研究」（あるいは「若手B」）に偏ってはいるものの、令和3（2021）年度より採択率が上昇しており、令和5（2023）年度の18.75%を除けば採択率が20%を越えるようになった。令和6（2024）年度には、本学ではじめて「基盤研究（C）における独立基盤形成支援」が採択された。また、令和6（2024）年度までの10年間を見ると、「若手研究」の分野での申請の採択率が比較的高い。最近3年間では、令和4（2022）年度は5件申請の中で2件、令和5（2023）年度は、5件中3件、令和6（2024）年度は4件中3件が採択されている。申請区分に関しては多様であるが、「経済政策」、「経営学関連」、「スポーツ科学関連」、「文化人類学および民俗学関連」、「公法学関連」、「観光学」の分野への申請が複数採択されている。今後も総合研究所では、研究者へのきめ細やかな公募内容の周知と申請支援を行い、申請数、採択数の増加を図っていくこととしている。

さらなる科研費獲得にむけての基盤整備として、令和6（2024）年度には科研費の受入れから支出処理、各種報告書の作成までの業務の効率化及び適正管理を目的とした執行・管理システム導入、科研費申請支援（専用システム kaken.org を介した研究計画調書のレビュー）の強化、公的研究費補助金等の間接経費の一部を研究者が活用できる制度を制定した。

- [5-4-1] 学内研究費執行に伴う手続きの効率化に向けた事前調査結果  
文書名 27\_160328\_常任部会議案-2
  - [5-4-2] 金沢星稜大学・金沢星稜大学女子短期大学部における競争的資金制度  
に基づく公的研究費補助金等の間接経費執行に関する内規
  - [5-4-3] 金沢星稜大学及び金沢星稜大学女子短期大学部研究倫理規程
  - [5-4-4] 金沢星稜大学及び金沢星稜大学女子短期大学部研究倫理委員会規程
  - [5-4-5] 金沢星稜大学及び金沢星稜大学女子短期大学部「人を対象とする研究」倫  
理審査規程
  - [5-4-6] 学校法人稲置学園における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関  
する規程
  - [5-4-7] 学校法人稲置学園研究活動補助費規程
  - [5-4-8] 金沢星稜大学・金沢星稜大学女子短期大学部における競争的資金制度  
に基づく公的研究費補助金等の間接経費執行に関する内規
- [5-4-2] に同じ

- 【5-4-9】 科研費関連案内メール  
(科研費申請講演会録画配信および添削サービスのご案内メール)
- 【5-4-10】 科研費申請支援 (レビュー) 資料
- 【5-4-11】 科研費採択状況 (科研費申請数と採択率)
- 【5-4-a】 ロバスト・ジャパン eラーニングプログラムのご案内

【5-4-10】に同じ  
(同一メールでの案内)

## 【基準5の自己評価】

### (1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学は学長がリーダーシップを発揮できるように副学長制度の体制を整備するとともに、各部会・委員会運営にも事務職員を配置することで教職協働を確立している。教員の配置についても、大学設置基準をはじめ、教育目標、教育課程に即した採用・昇格は、規程に基づき行っている。教職員の研修体制についても、特にハラスメント研修については継続的に行うこととしており、全学的、組織的に実施している。

研究支援については、研究環境の整備や研究倫理の確立、研究費の配分も厳正に行っている。

FDは、学部・教養教育部、学科においての固有の問題を取り上げて、教育内容・方法等の改善・向上に取り組んできた。

人材育成については、令和6(2024)年度に、職位に応じた職務要件等に基づき、必要とされる能力・資質の向上及び知識・スキル等の修得等多様な分野で活躍できるよう、キャリアパスを見据えた体系的な人材育成プログラムを構築し、11月より研修を開始した。また当該プログラムのe-learning研修においては、階層に応じた研修だけでなく、大学における動向や時流テーマなど職員の興味関心に応じ様々な研修を自由に受講できるようにしている。

### (2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

本学が地域社会・ステークホルダーから支持される教育機関として持続可能な経営基盤を構築するためには、多様化する社会が求める人材を育成するためのカリキュラムや教育環境の再構築等により、教育の質保証・充実・発展に努めていく必要がある。研究成果の社会還元のあるあり方として、総合研究所が助成する共同研究とプロジェクト研究所については、公開型の研究成果報告会が行われているが、さらなる社会的認知を高めるために、毎年発行している金沢星稜大学総合研究所年報のWebサイト上での成果の公開などを検討する。また、市民公開講座の改善、機関リポジトリ (オープンアクセス) の構築・導入等に関しても、具体的な検討を重ねる。

ちなみに、このほか総合研究所運営委員会では、研究倫理教育の促進、効率的かつ適正な研究資金の配分方法、あるいは科研費申請における学内チェック方法の再検討 (希望者による書類チェックとチェック方法の細分化・専門化) などについて議論が行われた。

現在3学部からなる本学は、多様な分野の研究者が集まっている。こうした環境を生かして、研究の国際化をはじめ、学際的な研究をより活発にする仕組みを作っていく。また近年、研究活動における不正行為への対応が強く求められるようになったことを踏まえて、現行の研究における倫理規程の改正について検討を重ねていく必要がある。

今年度より始動した人材育成プログラムについては、研修等の内容が適正であるかの検証や受講管理を含む運用の整備等に取り組んでいく必要がある。

また、必要教授数の確保について、教授職の新規採用に加え、研究環境の整備等教授職への内部昇格者増につながる取り組みが必要である。

### (3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

人材育成プログラムについては、各職員からの研修報告や受講状況等を検証し、研修内容の見直しや改善、運用整備に取り組みながら、大学運営の高度化に対応できる職員の育成や能力開発を図っていく。

## 基準 6. 経営・管理と財務

### 6-1. 経営の規律と誠実性

#### ①経営の規律と誠実性の維持

#### ②環境保全、人権、安全への配慮

##### (1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

##### (2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 6-1-① 経営の規律と誠実性の維持

「学校法人稲置学園寄附行為（旧）」（以下「旧寄附行為」という。）第 3 条に掲げる目的を達成するため、「学校法人稲置学園倫理綱領」（以下「倫理綱領」という。）を制定している。「倫理綱領」では、「学校法人稲置学園の使命は、教育基本法、学校教育法及び私立学校法に従い、健全な学校経営を推進し達成されるものである。このため学校法人に課せられた極めて公共性の高い使命と公的・社会的性格を認識するとともに、倫理性、社会性を強く念頭において建学の精神を活かした学校運営に努めなければならない」と定めている。また、「法人の役員、職員、期限付き職員等全構成員が自覚と責任ある行動に留意し、公正な職務を遂行する」ことを求めている。

経営の規律と誠実性を維持するために、私立学校法第 47 条及び 63 条の 2 に規定している書類、名簿並びに学校教育法施行規則第 172 条の 2 で規定している教育研究活動等の状況についての情報及び教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 に規定している教員の養成の状況についての情報について、Web サイトで公開している。併せて、「旧寄附行為」を始めとする諸規則・諸規程は学内グループウェア上に掲載し、全ての教職員がいつでも閲覧できる環境を整備しており、常に情報共有している。

令和 7(2025)年 4 月 1 日施行の私立学校法の改正に伴い、「旧寄附行為」の変更及び関連規則・規程の制定及び改正を行った。「旧寄附行為」の変更においては評議員会に諮問し、理事会の決議を得て、文部科学省に変更申請を行い、令和 6(2024)年 12 月 19 日付で認可された。令和 7(2025)年 4 月 1 日施行の「学校法人稲置学園寄附行為（新）」（以下「新寄附行為」という。）は、「旧寄附行為」とともに学園 Web サイトですでに公開している。また、私立学校法の改正に伴い、「理事の職務の執行が法令及び寄附行為に適合することを確

保するための体制の整備（内部統制の整備）」が必要となることから、「学校法人稲置学園内部統制システム整備の基本方針」を新たに定め、建学の精神「誠実にして社会に役立つ人間の育成」のもと、時代の変化に対応し、継続・発展を目指すため運営体制の確立を進めている。加えて、「学校法人稲置学園コンプライアンス規程」「学校法人稲置学園公益通報等に関する規程」「学校法人稲置学園リスク管理規程」を制定・改正し、内部統制システムの基本方針との整合性を図り、学内外に対する危機管理体制が適切に機能するための基盤を整えた。

#### 6-1-② 環境保全、人権、安全への配慮

環境保全については、ごみの分別、空調設備運転の効率化、LED 照明への交換など消費電力の低減、メディアライブラリー及びグローバルコモンズにおいては、屋上の緑化を行い環境改善に努めるとともに、全教授会で会議システム導入による学内におけるペーパーレス化を実施している。また令和 5(2023)年度に引き続き、評議員会・理事会・常務理事会等においても会議システムを導入し、法人全体でのペーパーレス化を推進している。

令和元(2019)年6月5日付の労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法の改正、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法の施行により、「学校法人稲置学園ハラスメント防止等に関する指針」及び「学校法人稲置学園ハラスメント防止等に関する規程」を改正し、ハラスメント防止対策の強化を図っている。また、ハラスメント相談に対し、迅速な対応と早期解決をはかるため、ハラスメント相談員の具体的な対応及び設置校の役割等について見直しを行い、ハラスメント事案発生後の対応フローを整備した。従来から全職員を対象に行っていた「ハラスメントに関する調査」の対象範囲を拡大し、「職場環境改善に関する調査」として令和 5(2023)年度より実施し、令和 6(2024)年度においても継続実施した。本調査により、ハラスメントのみならず職場環境全体の改善に向けた取り組みを実施することに加え、ハラスメント防止等の研修を継続することにより、教育現場や職場におけるハラスメント等の撲滅を目指し、職場環境の改善に努めている。

ハラスメントを含め法人全体の危機事象に対応する危機管理室においては、リスク管理統括課及び広報課に業務を分掌し、法人のリスクマネジメント及びコンプライアンス等並びに危機広報・学園広報及び情報の管理・統制等を行っており、体制は整備されている。また、情報漏えいや不正アクセス等を未然に防止するため、「学校法人稲置学園情報セキュリティ基本規程」の制定、「学校法人稲置学園個人情報保護に関する規程」の更新及び個人情報、機密情報等を一元管理とした情報管理台帳の整備等、個人情報保護等の情報関連の制度の体制確立に取り組んでいる。

令和 5(2023)年度に大規模地震を想定した防災訓練を全学的に実施したが、令和 6 年能登半島地震における初動対応等の反省を踏まえ、令和 6(2024)年度においては現状の問題・課題を整理し、BCP（事業継続計画）を策定中である。今後はBCPにもとづき防災訓練等を実施し、BCP をより実効性のあるものとする事で災害時における危機管理体制をこれまで以上に整備していく予定である。また、設置校ごとに必要な防災備蓄品の点検を行い、今後数年をかけて防災備蓄品の拡充を行っていくことを計画している。

また、評議員会及び理事会においてはすでに取り組んでいるペーパーレス化推進のみならず、リモート参加可能な環境整備や電子署名を利用した議事録の電子化等の実現を目指

し、業務効率化及び生産性向上を図りつつ、万が一に備えた事業継続体制の構築に取り組んでいく。

- 【6-1-1】 学校法人稲置学園倫理綱領
- 【6-1-2】 学校法人稲置学園倫理綱領施行規程
- 【6-1-3】 学校法人稲置学園情報の公開及び開示に関する規程
- 【6-1-4】 <https://www.seiryu-u.ac.jp/u/outline/data.html>
- 【6-1-5】 <https://www.seiryu.jp/disclosure/finance.html>
- 【6-1-6】 学校法人稲置学園内部統制システム整備の基本方針
- 【6-1-7】 学校法人稲置学園内部統制システムに関する体制図
- 【6-1-8】 学校法人稲置学園コンプライアンス規程
- 【6-1-9】 学校法人稲置学園公益通報等に関する規程
- 【6-1-10】 学校法人稲置学園リスク管理規程
- 【6-1-11】 学校法人稲置学園ハラスメントの防止等に関する指針
- 【6-1-12】 学校法人稲置学園ハラスメントの防止等に関する規程
- 【6-1-13】 学校法人稲置学園情報セキュリティ基本方針
- 【6-1-14】 学校法人稲置学園情報セキュリティ基本規程
- 【6-1-15】 学校法人稲置学園個人情報の保護に関する規程
- 【6-1-16】 学校法人稲置学園リスク管理規程 【6-1-10】に同じ
- 【6-1-17】 危機管理基本マニュアル
- 【6-1-18】 金沢星稜大学及び金沢星稜大学女子短期大学部危機管理に関する規程

## 6-2. 理事会の機能

### ①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

### ②使命・目的の達成への継続的努力

#### (1) 6-2の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

#### (2) 6-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 6-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

理事会は、設置学校の長（「旧寄附行為」第7条第1項第1号）が3人、評議員からの選任者（「旧寄附行為」第7条第1項第2号）が2人、学識経験者（「旧寄附行為」第7条第1項第3号）が5人の合計10人（2024年9月1日時点）で構成されている。

理事会は、原則月1回開催され、開催1週間前に各理事及び監事に対し議案を送付している。理事は理事会をやむを得ず欠席する場合には議案の賛否だけでなく、意見表明欄を設けた委任状を提出している。また監事は理事会に陪席し、必要に応じた適切な意見を述べている。

なお、理事会の決議及び協議事項は、「学校法人稲置学園理事会規程」第8条において次のとおり規定されている。

- (1) 本法人及び設置する学校の管理・運営の基本方針に関する事項
- (2) 本法人及び設置する学校の将来計画に関する事項
- (3) 理事（役付理事を含む）、評議員及び理事長の選任及び解任に関する事項

- (4) 学長、校長及び園長の選任及び解任に関する事項
- (5) 評議員会に付議すべき事項
- (6) 本法人及び設置する学校の運営の根幹に関する重要な規程の制定及び改廃に関する事項
- (7) 本法人諸規程（各部門の規程を含む。）に定める事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、本法人の業務に関する重要又は異例事項

経営の最高意思決定機関を理事会と定めているが、常務理事会は同会の機能に加えて、自主性及び規律性並びに戦略的機能を兼ね備え、あらかじめ理事会において専決事項として決議した重要事項を迅速に決議するための役割を担っている。また常勤監事が陪席し必要に応じて意見を述べている。「旧寄附行為」第3条に定める目的の達成及び「学校法人稲置学園常務理事会規程」に定める経営全般における諸施策の執行並びに法人や設置校全体の経営管理・統括等に係る審議等を行っている。さらに、重要事項は評議員会に諮問し運営の適正性・公共性をより高めている。なお、評議員会には毎回監事が陪席し、理事の業務執行の状況等について、必要に応じて意見を述べている。

令和7(2025)年4月1日施行の私立学校法の改正に伴い、「学校法人稲置学園理事会規程」を全部改正し、新たに「学校法人稲置学園理事会運営規則」を制定し、理事会の役割、権限及び体制をより明確にした。常務理事会においては「学校法人稲置学園常務理事会規程」を一部改正し、構成、決議方法等を変更し、本会が迅速かつ適切に運営できるよう定めた。また、理事の選任については「新寄附行為」第8条に定めるとともに、「学校法人稲置学園理事選任機関運営規程」を新たに制定し、評議員会の意見聴取を行った上で選任することとしている。

#### 6-2-② 使命・目的の実現への継続的努力

令和2(2020)年より常務理事会を毎週開催し、学内外の社会情勢や経済情勢を踏まえた経営や教学の政策論議を行い、理事会及び評議員会に法人の使命・目的の実現に向けた各種取り組みを提案している。令和6年(2024)年度より、大学長、短期大学部学長、中学・高等学校長を構成員として加え、重要議案の決議案・協議案の提議及び事業報告を行い、学園全体の経営方針や経営状況を踏まえながら必要な措置等を講じられる体制を構築している。その他に、令和6年(2024)年度より、経営執行責任者である常務理事が議長となる学園経営協議会を設置し、法人の適切な経営管理の機能を有効に発揮するために、法人及び設置校の内部管理体制を整備し、業務の健全性・適切性の担保に係る方策の立案・検証及び執行・評価を担っている。

令和6(2024)年6月10日に新たな理事長が選任され、「各設置校における教育の質の保証及び他校と差別化できる教育の独自性の確立」を経営課題の一つとして掲げている。第4次中期計画の2年目となる2025年度事業計画においては、「自然科学・応用科学領域をカバーする新学部構想の検討」や「教育の内部質保証体制の構築」をはじめとした9事業に継続して取り組むこととしており、教育の質の保証及び独自性の確立を推進していく予定である。特に、新学部構想においては、理事長が議長となり、常勤理事、大学長、短大部学長、学部長等を構成員とした「大学・短大新領域学部検討委員会」を発足させた。本会の下部組織として、大学内に「大学・短大新学部設置準備委員会」を置き、新学部のビ

ジョン策定や独自性のあるカリキュラム開発等を行っている。「大学・短大新領域学部検討委員会」では、「大学・短大新学部設置準備委員会」の議論に加え、学園全体の永続性等を意識した経営的な観点をもってより議論を深め、社会の変化に対応した独自性のある教育の実現について検討を進めていく。なお、本事業は「令和6年度大学・高専機能強化支援事業（学部再編等による特定成長分野への転換等に係る支援）」に選定されている。

【6-2-1】	法人会議体（2024.04.01）	
【6-2-2】	24.3.22-2_理事会議事録	
【6-2-3】	24.5.28-1_理事会議事録	
【6-2-4】	24.7.26-2_理事会議事録	
【6-2-5】	25.2.28-2_理事会議事録	
【6-2-6】	学校法人稲置学園理事会規程（旧）	
【6-2-7】	学校法人稲置学園理事会運営規則（新）	
【6-2-8】	学校法人稲置学園理事選任機関運営規程	
【6-2-9】	24.5.28-1_理事会議事録	【6-2-3】に同じ
【6-2-10】	24.6.10_臨時理事会議事録	
【6-2-11】	24.5.28-1_理事会議事録	【6-2-3】に同じ
【6-2-12】	学校法人稲置学園 役員一覧	

### 6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能

#### ①法人の意思決定の円滑化

#### ②評議員会と監事のチェック機能

##### (1) 6-3の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

##### (2) 6-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 6-3-① 法人の意思決定の円滑化

「旧寄附行為」第24条に定めるとおり、必要に応じて、理事会は評議員会の意見をあらかじめ聴取した上で法人としての意思決定を行っている。令和6(2024)年度においては、臨時開催を含め、理事会14回・評議員会8回を開催し、理事会においては決議事項83件・協議事項14件・報告事項83件、評議員会では諮問事項14件・報告事項15件の審議等を行い、理事会と評議員会の意思疎通と連携は適切に行われている。また、理事会の議案に関しては、常務理事会や学園経営協議会等での審議・決定を経た上で提議しており、設置校の提案や意見等を十分に汲み上げることができている。

なお、理事会には学長及び事務局長が理事として、評議員会には副学長及び事務局長が構成員として出席しており、法人の管理運営等についても意見交換している。法人と大学の意思疎通と連携は適切に行われており、相互チェックの機能を果たしている。

大学事務局においては、事務局長、副局長及び各課長などで構成する事務調整連絡会を毎週2回開催しており、各課の報告、課題の意見交換等を行い、情報を共有することによって、大学事務運営の円滑化を図っている。

大学の管理運営については、毎週1回、学長、副学長、事務局長、副局長による執行部

会が開催され、大学全体の課題とその対策について常に検討している。これらの検討課題は、学部又は学科、部会、委員会、事務局と共有し、具体的な対策については必要に応じて学科会議、意見交換会、常任部会において検討あるいは対策が講じられており、教授会、協議会で報告及び審議され、学長が決定している。これらにより、法人と大学間での組織的な意思決定は、緊密かつ円滑に行える体制を整えている。

### 6-3-② 評議員会と監事のチェック機能

理事会は、本学の運営に関する法的な責任があることを認識し、私立学校法第36条第2項の規定に基づき、「旧寄附行為」第17条第2項に「学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」と規定し、理事の職務執行を監督している。「旧寄附行為」第17条第3項乃至第13項の規定に基づき、理事長があらかじめ常務理事会で審議・決定した理事会決議事項等について役員を招集し、議長として理事会を開催・運営している。

評議員は、法人職員からの選任者（「旧寄附行為」第26条第1項第1号）が7人、卒業生で年齢25年以上の選任者（「旧寄附行為」第26条第1項第2号）が4人、学識経験者（「旧寄附行為」第26条第1項第3号）が10名であり、理事の定数の2倍を超える21人（2024年12月1日時点）を選任し運営している。

監事は、「旧寄附行為」第8条第1項及び第2項に基づき、理事会で候補者を選出し、評議員会の同意を得て理事長が選任し、常勤監事1名、非常勤監事2名を選任している。それぞれに教学、法律、会計の専門家として、「旧寄附行為」第16条の規定に基づき、各種会議への陪席や担当者等にヒアリングを行うなど、学校法人全体の状況把握に努め、課題等を見つけ出し、学校法人の業務、財産の状況、理事の業務執行の状況等について、適宜必要な監事監査を行っている。また、理事会及び評議員会にも陪席し、必要に応じて意見を述べ、理事会終了後に監事報告を定例的に行うなど、学校法人の管理運営の適切性を確保するため、改善提言を行っている。さらに「旧寄附行為」第16条第1項第4号に基づき、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2ヶ月以内に理事会及び評議員会で報告を行い、適切に職務を遂行している。

常勤監事においては理事会及び評議員会のみならず、常務理事会をはじめとした法人や各設置校が開催する重要な会議等へも陪席し、必要に応じて学園に提言しているほか、監査協議会を年4回開催し、経営管理部長、経営企画部長及び大学事務局長等も同席し、関係者間の連携を密としながら、効率的かつ効果的な監査を行っている。

また、令和7（2025）年4月1日施行の私立学校法の改正に伴い、「学校法人稲置学園評議員会運営規則」を制定し、評議員会における職務及び体制を明確にした。加えて、「学校法人稲置学園評議員選任委員会運営規程」を制定し、評議員選任にあたる評議員選任委員会の運営に関する必要な事項を定めた。監事の職務等に関しても、「学校法人稲置学園監事規程」を全部改正し、「学校法人稲置学園監事監査等職務規則」を制定し、監事の役割や権限を明確にし、監事による監査が適切かつ有効に行われ、大学の教育研究機能の向上と財政の基盤確立等に寄与する体制を整備した。

【6-3-2】	24. 8. 30-1_臨時理事会議事録	
【6-3-3】	24. 10. 25_理事会議事録	
【6-3-4】	24. 5. 28-2_評議員会議事録	
【6-3-5】	24. 8. 30-2_臨時評議員会議事録	
【6-3-6】	24. 7. 26-2_理事会議事録	【6-2-4】に同じ
【6-3-7】	24. 3. 22-1_評議員会議事録	
【6-3-8】	24. 5. 28-2_評議員会議事録	【6-3-4】に同じ
【6-3-9】	24. 7. 26-1_評議員会議事録	
【6-3-10】	25. 2. 28-1_評議員会議事録	
【6-3-11】	学校法人稲置学園監事監査規程（旧）	
【6-3-12】	学校法人稲置学園監事監査等職務規則（新）	監事監査規程を監事監査等職務規程に全部改正
【6-3-13】	2024 年度監事監査計画について	

## 6-4. 財務基盤と収支

### ①財務基盤の確立

### ②収支バランスの確保

### ③中期的な計画に基づく適切な財務運営

#### (1) 6-4 の自己判定

「基準項目 6-4 を満たしている。」

#### (2) 6-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 6-4-① 財務基盤の確立

本学は、継続して安定した学生生徒等納付金収入を確保しているが、法人全体としては、少子化の影響により学生生徒等納付金収入が減少傾向の部門もある。このような状況下において、大学は法人の中心として教育研究水準の維持向上に努めつつ、効果的かつ効率的な予算編成によって、財政基盤の確立に注力している。具体的には、中期計画実現に向けた予算編成方針のもと、基本方針において財務目標を掲げるとともに、事業の見直し等により 5%（部門によっては 8%）の経常経費節約を目標に設定している。幅広い学生の多様な学びと成長を実現するため、教育活動に必要な経費を的確に反映しながら、法人全体として継続的な財政健全化を図っている。

なお、昨年度に引き続き、令和 6 年能登半島地震による施設・設備等の復旧費用や被災した学生・教職員への見舞金等として、約 90 百万円の支出を行った。地震等の影響による臨時的な支出が生じているが、法人全体の財務状況については、純資産構成比率が 91.0% と高い水準で推移していることや、借入金の計画的な返済による総負債比率の改善（前年 9.3%から 9.0%へ低下）によって、財務状況の安定を維持する体制を整えている。また、日本私立学校振興・共済事業団の定量的な経営判断指標において「A3」を維持しており、安定した財務基盤を実現している。

##### 6-4-② 収支バランスの確保

令和 6(2024)年度決算において、事業活動収支における学生生徒等納付金は対前年度比 101.7%となり、対前年度比で増加した。また、補助金収入においても対前年度比 105.4%

と増加しており、安定的に外部資金の受入を行っている。支出面では、人件費が増加したが、主として退職金の増加によるものである。また、教育研究経費については、法人全体の教育研究経費比率は32.1%で、大学においては33.2%となっており、適切に教育研究に充当している。結果として、経常収支差額は415百万円となり、経常収支差額比率は前年の3.0%から6.3%へ上昇した。昨年度は令和6年能登半島地震の影響による経常収支差額の一時的な悪化もあり、単純に比較はできないが、収支のバランスを維持しつつ、経常収支差額の上積みを図ることができた。

法人全体として、学生生徒等納付金の確保と計画的な支出管理を通じて健全な収支バランスを維持している。教育研究の充実と財務の安定を両立しながら、今後も中期計画に基づいた予算の適正配分と事業の見直しを継続し、収支バランスの確保に努めていく考えである。

#### 6-4-③ 中期的な計画に基づく適切な財務運営

令和6(2024)年度は、学園の将来ビジョンを具体化するための新たな中期計画「第4次中期計画」の1年目であり、その進捗状況の点検評価に努めた。また、今後においても中期的財政の状況と設置校ごとの収支状況について、継続して確認を行っていく。

単年度の予算編成は、予算部門単位別に「事業計画」「事業目的別予算要求書」の提出を受け、中期計画を含めた事前協議・予算ヒアリングを実施し、予算案を作成している。年度予算は予算編成会議の審議・承認ののち、常務理事会の承認を受け、評議員会の審議を経て理事会で決定している。

なお、年度予算の執行状況については、半期経過後に理事会に報告している。

- 【6-4-1】 2025年度(令和7年度)学校法人稲置学園予算編成基本方針
- 【6-4-2】 稲置学園中期財政見通し(2025~2029)
- 【6-4-3】 2024年度補助金一覧
- 【6-4-4】 学校法人稲置学園資金運用管理規程
- 【6-4-a】 決算の概要2024

### 6-5. 会計

#### ①会計処理の適正な実施

#### ②会計監査の体制整備と厳正な実施

##### (1) 6-5の自己判定

「基準項目6-5を満たしている。」

##### (2) 6-5の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

#### 6-5-① 会計処理の適正な実施

会計処理については、「学校法人稲置学園経理規程」をはじめとする各種規程と学校法人会計基準に従い適切に処理している。また、令和7(2025)年4月1日施行の私立学校法の改正に伴い、学校法人会計基準も一部改正されることから、「学校法人稲置学園経理規程」及び「学校法人稲置学園予算管理規程」を一部改正し、経理業務に関する事項を正確かつ

迅速に処理し、財政及び経営状況を明らかにし経営の能率的な運営と教育・研究の充実を図るとともに、予算の編成及び統制の組織及び手続をより明確とする体制整備を行った。

予算は、編成方針に基づき各部門からの事業目的別予算要求を体系別に編成し、予算編成会議において審議・承認ののち、常務理事会での承認、評議員会の審議、理事会の審議・承認を経て各部門に配分している。各部門における予算責任者は、配分された予算の管理と執行に責任を持ち、適切に処理している。

当初予算と乖離が生じる場合や予算外の新たな事業費への対応には、予算編成会議・常務理事会・評議員会・理事会の承認を経て補正予算により対応している。また、決算において、予算額を越える大科目がある場合については、監査法人と協議するとともに予備費を使用するなど適正に処理することとしている。

会計処理上における問題点や疑問点が生じた場合は、その都度監査法人や日本私立学校振興・共済事業団に確認を行い、適正に処理している。

また、会計基準等の改正に対しては、早急な対応ができるよう研修への参加等により、必要な情報を収集し担当者間で共有することで、業務の円滑な遂行に努めている。

#### 6-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

担当部門として監査室を置き内部監査を実施する体制を整え、監事、監査法人及び監査室が定期的にあるいは必要に応じて連携をとりながら役割分担しつつ、効率的かつ効果的な三様監査体制を整備している。

会計監査については、効率性・有効性・経済性を中心とした監事監査、合規性・正確性を重視した監査法人による監査、コンプライアンスの観点からの内部監査に大別される。当該年度の内部監査計画については、常務理事会の承認を受け、三者による監査協議会を開催し情報を共有のうえ、監査方針を確認している。年度終了後の監査協議会においては、三者の監査実施内容について報告を行っている。また、監査協議会は年4回開催しており、三者に加えて経営管理部長、経営企画部長及び大学事務局長等も同席し、連携強化を図っている。

##### 1) 監事監査

常勤監事1名及び非常勤監事2名はそれぞれに教学・法律・会計の専門家として、効率性・有効性・経済性の観点から法人業務全般及び財産の状況、並びに教学監査について事業計画との関連性を含め監査を実施している。学長、副学長、事務局長、副局長による執行部会等の主要会議への同席はもとより、必要に応じて業務状況の聴取及び資料提供等を受け、また理事会及び評議員会に陪席し必要に応じて意見を述べている。また、監査法人及び監査室と連携し、財産の状況や会計監査の経過報告等を調査している。

##### 2) 監査法人監査

監査法人は令和6(2024)年7月理事会において選任したが、令和7(2025)年4月1日施行の私立学校法の改正により「旧寄附行為」を変更し、「新寄附行為」では評議員会の決議により選任することとした。

会計全般に関わる事項から理事会及び評議員会の議事録の確認まで多岐に渡り監査を実施している。監査には財務課職員を始め担当課職員が立会い、必要に応じて理事長、財務担当理事との面談及び各部門の担当者からのヒアリングを行っている。

また、理事者とのディスカッションとして監査法人と理事長及び財務担当理事との意見交換を実施し、コミュニケーションを深めている。

### 3) 内部監査

監査室は「学校法人稲置学園内部監査規程」に基づき、法人業務の適法かつ適正な遂行を図ることを目的とし、内部監査等を円滑かつ効率的に実施している。「学校法人稲置学園公的研究費内部監査規程」に基づき、「学校法人稲置学園公的研究費の取扱い及び研究活動の不正防止に関する規程」第2条に規定されている公的研究費について内部監査を行っている。また、研究活動における不正行為への対応体制を強化するため、文部科学省が示す「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に準拠し、「学校法人稲置学園公的研究費の取扱い及び研究活動の不正防止に関する規程」を全部改正し、「学校法人稲置学園における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」とした。なお、令和7(2025)年4月1日施行の私立学校法の改正による「内部統制システム整備の基本方針」の制定に伴い、内部監査の職務や監査方法等をより明確化するため「学校法人稲置学園内部監査規程」を一部改正した。

内部監査については常務理事会の承認を得て、監査協議会にて内容を確認した監査計画に従い監査を実施している。また、監事監査及び監査法人による監査は適切に実施しており、学校法人計算書類、財産目録は、本法人の財政状況や経営状況を正しく示しており、会計処理は適正に行われている。

- 【6-5-1】 学校法人稲置学園経理規程
- 【6-5-2】 学校法人稲置学園予算管理規程
- 【6-5-3】 学校法人稲置学園寄附行為（新） 【資料 F-1】に同じ
- 【6-5-4】 令和5年度独立監査人の監査報告書及び令和5年度監査法人監査結果報告書について
- 【6-5-a】 学校法人稲置学園内部監査規程（旧）
- 【6-5-b】 学校法人稲置学園公的研究費内部監査規程
- 【6-5-c】 学校法人稲置学園公的研究費の取扱い及び研究活動の不正防止に関する規程
- 【6-5-d】 学校法人稲置学園における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程

## 【基準6の自己評価】

### (1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

業務執行にあたっては「寄附行為」及び諸規程を遵守するとともに、従来は設置校ごとに実施していた常務理事会を再編し、令和6(2024)年度より、大学長、短期大学部学長、中学・高等学校長を構成員として加え、大学と法人の意思疎通を円滑にするとともに学園全体での連携体制を構築している。また、中期計画策定においても重要な事業計画や個別課題についての討議等を行い、合意決定し実行する体制を整えることにより、使命・目的の達成に向けた努力を継続している。

会計処理においては適切に実施しており、会計監査実施体制は監査法人と監事により適正に行われている。また、内部監査においても担当部署により年度計画に従い、監事と連携して実施している。併せて、監査法人、内部監査部門、監事による監査協議会において

意見交換を実施し、円滑な管理運営と相互チェックが適切に機能している。

これまで中期計画の検証・改善・見直しを毎年継続的に実施してきたが、令和 5(2023)年度において中期計画作成の在り方について見直しを実施し、令和 6(2024)年度に新たな中期計画を策定したことから、新たな中期計画をふまえた 5 か年財政見通しを策定し、常務理事会において議論を行い、中期的な財務計画に基づく財務運営を継続している。

令和 6(2024)年度からの新たな中期計画において、補助金受給率向上のための戦略立案及び組織横断的な事業体制の構築を掲げており、外部資金の獲得に向けて体制を強化している。

収支バランスの確保と法人目標及び中期事業計画達成に向け、財務分析に基づく課題の洗い出しとその改善の実施により、安定的な財務基盤の確立につなげていく。

### (2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

本学が地域社会やステークホルダー等から支持される教育機関として持続可能な組織であり続けるためには、強固な経営基盤と実効性の高いガバナンス体制のもと、カリキュラムの充実・改善及び教育環境の整備等による教育の質保証・発展に努め、多様化する社会が求める人材を輩出することが求められる。

そのためには「理事会等、経営の意思決定機関の機能向上」をはじめ、「新領域分野設置の検討及び教育・研究の発展」「教育施設・設備の充実」等が必要不可欠であり、これらの計画遂行には役職員がそれぞれの役割や責務を主体的に果たすとともに、教職協働体制の実効性を高めなければならない。また教育・研究及び業務の改善・改革を進めるには、デジタル技術を適切かつ効果的に活用した DX 推進にも積極的に取り組むことが必要である。

これらを踏まえ、令和 6(2024)年度を開始年度とする 5 ヶ年の第 4 次中期計画において「学園全体のガバナンスとマネジメントを確立し、経営機能と教学機能を緊密に連携した組織となる。」という学園目標を掲げ、同中期計画に基づいた令和 6(2024)年度事業計画を策定し、計画達成に向けて業務を遂行した。令和 6(2024)年度事業計画における進捗状況は、毎月の進捗確認に加えて、年度を 3 期に区切り、各期で総括を行う点検体制とし、事業計画の PDCA サイクル確立を目指した。また、各事業の具体的な進捗及び達成状況の確認を行うために具体的な指標（単年度達成目標 KPI/KFS）を設定し、定量的もしくは定性的な指標に基づいた検証によって改善を行った。しかしながら、各部門・各事業によっては順調に進捗し年度内に完了したのものもあれば、予定通りに進捗しなかったものもあった。

また本学が教育機関として持続可能な組織であり続けるためには、強固な財政基盤の確立・維持が絶対条件となる。この点においても大学は本法人の財務面において基幹を担っており、安定的に入学定員・収容定員を確保することにより安定した財務状況を維持している。本法人の財務状況については、日本私立学校振興・共済事業団の定量的な経営判断指標において「A3」を維持しており、現状においては大きな問題は無い。しかしながら、想定を上回るペースで進行する少子化、継続的な物価高騰等、学園財政を取り巻く環境は年々厳しさを増しており、今後は外部環境の変化や経営戦略のニーズに合わせて柔軟に対応できる機動的な財務構造を確立させる必要がある。

### (3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

令和 6(2024)年度事業計画において完了しなかった事業においては、事業計画の主幹部

署である経営企画部経営企画課の主導のもと、各課が事業内容やその進捗・達成状況、問題点・課題点等を検証し、具体的な取組内容を精査し、原則、次年度以降も継続することとした。本学が地域社会やステークホルダー等から支持される教育機関としてあり続けるため、今後もPDCAサイクルを加速させ、実効性及び有効性を高めていく予定である。

また、令和7(2025)年4月1日施行の私立学校法の改正により、本法人においても「旧寄附行為」の変更をはじめ諸規程を制定及び改正を実施し、各種運営体制を整備した。次年度においては各種対応の実効性及び有効性を検証しながら、必要に応じた適切な対応を適宜実施し、社会の要請に応え得るガバナンス改革をさらに推進する予定である。

#### Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

公益財団法人 日本高等教育評価機構が定める「評価基準」に加え、本学が個性・特色として重視している「産学地域連携」及び「グローバル化の取り組み」に関して独自に「基準」「基準項目」及び「評価の視点」を設定し、令和5(2023)年度の自己点検・評価を行う。

##### 基準 A. 産学地域連携

##### A-1 産学地域連携の積極的推進

###### <評価の視点>

##### A-1-① 産学地域連携の体制整備

##### A-1-② 大学独自の地域連携活動の推進

##### A-1-③ 地域、自治体、学校等との連携取組みの推進

##### A-1-④ 企業、企業団体等との連携取組みの推進

###### (1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

###### (2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### A-1-① 産学地域連携の体制整備

本学が地域からの信頼性を維持・向上させ、持続的に発展していくためには、地域貢献・地域連携の強化が必須である。そのためには、今世界共通の価値観として広がりを見せている「SDGs」を媒介項とした産学地域連携に本格的に取り組んでいくことが戦略的に有効である。

###### <SDGs 産学地域連携センター>

そこで令和5(2023)年度に地域貢献・地域連携強化の指針となる「産学地域連携ポリシー」を新たに策定した。このポリシーでは、世界が目指すSDGsの実現に向けた取組を、地域のさまざまなステークホルダーの方と連携して進めていくことを本学が果たすべき重要なミッションとして位置付けたうえで、本学の知的リソース（シーズ）と地域・自治体、企業等の課題（ニーズ）を効果的にマッチングした産学地域連携活動により双方に価値を生み出す「価値共創」を目指すこととしている。これにより、地域連携活動に取り組む意義と方向性を明確に示すことができた。

このポリシーをよりどころに、令和 6(2024)年度に既存の地域連携センターをポリシー実現のための組織として「SDGs 産学地域連携センター」に拡充し、自治体、企業、地域住民・団体、学校等からの産学地域連携のニーズと本学のシーズとのマッチング機能の強化を図った。

#### <地域連携センター活動報告書>

センターでは毎年度の産学地域連携活動の実績を「地域連携センター活動報告書」としてとりまとめ、印刷物を産学地域連携活動のカウンターパート、市町及び北陸3県の高校に配布する一方、pdf ファイルを大学のホームページにアップして情報発信や新たな連携活動掘り起こし、さらには学生募集のツールとして活用している。本報告書に掲載された活動をセンターでは連携活動数としてカウントしているが、令和 6(2024)年度は 60 件となり、令和 5(2023)年度の 50 件から 10 件増加した。

#### <能登の創造的復興支援の取組推進>

令和 6(2024)年度の産学地域連携のトピックとして、令和 6(2024)年 1 月 1 日に発生した「令和 6 年能登半島地震」に対し、地域に根差す大学として、4 月に策定した本学の中期計画に、「能登半島の創造的復興とともにあゆみ、地域創生に貢献する全学的な取組を推進する。」という目標を掲げ、SDGs 産学地域連携センターが中心となり、能登半島の創造的復興への学生、教職員一体となった取組を進めたことが挙げられる。

その具体的な取組方策を協議するため、まず全学的な「能登半島の創造的復興 F D」を立ち上げ、アウトプットとして、『「星稜ボランティア」支援事業（仮称）の考え方～創造的復興 F D から SDGs 産学地域連携センター運営委員会へタスクフォースからの提言～』を取りまとめた。

「考え方」では、創造的復興への支援の方策として下記の 4 点に整理した。

- ①SDGs 産学地域連携センターが主宰して実施する活動
- ②既存の地域連携活動支援事業（ちいプロ、地域連携による地域貢献活動）として実施する活動
- ③ゼミ単位で課外活動として実施する活動
- ④部活・サークルあるいは任意の学生団体が実施する活動

このうち、③と④については活動費支援の仕組みがなかったため、新たに『「星稜ボランティア」支援事業（仮称）』の創設を提言した。

SDGs 産学地域連携センター運営委員会では提言をもとに制度化の検討を進め、『2024 年度「星稜ボランティア」支援事業要項』としてとりまとめ、諸手続きを経て成文化し、運用を開始した。

なお、以降の産学地域連携の具体的な取組紹介のうち、能登の復興支援につながる取組については「能登支援」と付記する。

#### A-1-② 大学独自の地域連携活動の推進

本学では、大学独自の地域連携活動推進の制度として、学生の自主的な取組を支援する「星稜ジャンプ地域活動プロジェクト（以下、「ちいプロ」）」及び地域連携活動を支援する「地域連携による地域貢献活動」がある。

このうち、ちいプロは「地域に向き合い、地域に学ぶ」を目標として行う地域課題解決や

社会貢献活動に励む学生を支援することを目指しており、学生から応募のあった企画が採択されれば、活動資金の一部又は全額が最大5年間支援される制度である。採択団体には年度末に成果報告会を義務づけ、支援の継続・非継続の判断材料としている。令和5(2023)年度からは、先にふれた産学地域連携ポリシーの主旨に基づき、支援対象にゼミ活動の発展版ともいえる「ゼミプラス」を加えるなど制度の多様化を図ったことにより、令和6(2024)年度のちいプロの採択件数は11件となった。

表6 ちいプロの採択・活動実績

団体名	活動名	内容
食☆活	学生が創る子どもの居場所 ～地域に根差した支援活動を目指して～	子ども食堂の実施、フードドライブの実施、少年サポートセンターによる農作業体験参加
コスメティックベコリン♡ 「能登支援」	能登牛応援星短 project	能登牛を若者による SNS の発信力で多くの人々に魅力を知ってもらう活動
SMC(Seiryō Movie Creator)	「熱い」と感じる映像を	石川県にある銭湯を広く知ってもらうための本格的なPR動画を作成する活動
ひかるさつまいも	ひかるさつまいも	本来廃棄される五郎島金時の葉を使用した化粧品のパッケージデザインと販促活動
のとプロ 「能登支援」	能登の魅力を広めよう	能登の魅力を広めるため、持続的に販売される商品を開発し、多くの人に魅力を知ってもらう活動
こどもとSDGs	こどもとSDGs～環境問題を通して～	地域の保育所等で子どもや保護者がSDGsを達成する行動を意識してもらう活動
Kam	親子、家族間、地域のつながりを深めよう～スポーツクラブのイベント企画・運営を通して～	地域のスポーツクラブにおける子ども同士や、親子間の交流を増やすスポーツイベントを作る活動
バーチャルワールド探検隊	覗いてみようVRの世界	小学校などでVR機器を使った仮想現実体験の場の提供
七尾大呑地域活性化プロジェクト 「能登支援」	大呑ランタンフェスティバル～空に向けて地域への想いや願いを飛ばし、大呑の魅力を多くの方に！～	竹ランタン作り体験および大呑ランタンフェスティバルの開催
GFEP(Green Future Educational Projects)	自然のワクワク発見！楽しく学ぶ科学の世界へ飛び込もう！	小学生を対象に科学実験教室や自然体験活動を提供
ITCSP(Ishikawa Traditional Crafts Spread Projects)	石川県の伝統工芸品における経済的発展と復興支援	中学生・高校生をターゲットとした伝統工芸品への興味関心の向上(プロモート)活動

「地域連携による地域貢献活動」については、地域フィールドを舞台とした教育研究活動を通して、課題解決能力と地域の活力となる新たな知を生み出す力を持った人材を育成することを目的として実施するものである。

制度の概要は、教員とゼミナール等の学生団体が専門的な知見と行動力を活用し、関係団体と連携して地域の活性化に結び付ける活動に対して、企画が採択されれば、活動資金の一部又は全額が支援される仕組みである。ただし正課授業(ゼミや授業等)以外の自主的な活動であることが条件となっている。2024年度は8件が採択された。

表7 地域連携による地域貢献活動の採択・活動実績

## 金沢星稜大学

団体名	活動名	内容
石川ゼミナール	津幡町河合谷地域活性化プロジェクト	河合谷地域の住民と連携した複数回のワークショップを経て「オータムフェスティバル」を開催
石川ゼミナール	高大連携による観光実践プロジェクト	金沢商業高校観光サービスコースの生徒と連携してモニターツアーの実施を通して、地域社会の課題解決につなげる活動
佐藤ゼミナール 「能登支援」	地域資源を WEB に残すウィキペディアタウンプロジェクト	映像ワークショップ合同会社と連携し、志賀町をフィールドとしてウィキペディア編集に取り組む
牧野ゼミナール 辰巳ゼミナール	白山市の持続的発展に向けたデザインとマーケティングの実践活動	まっとうまちなか商店街、松任高校、白山市と連携し、「つるべとられて秋祭り」にてデザインとマーケティングの視点に立った学生企画を実施
FTGs	金沢市をフェアトレードタウンにする活動～社会福祉と環境の視点から～	フェアトレードの認知度を高め、フェアトレードを扱う商店やイベントを多くし、実際の環境や社会福祉に関する活動を実施
連ゼミナール 「能登支援」	令和 6 年能登半島地震で被災した保育園等において楽しさを届ける活動	能登半島地震の復興支援の一環として、輪島市立松風台保育所において音楽を通じて子どもや保育者に“楽しい”を届ける活動を実施
丸井ゼミナール	身体教育の在り方を考える一仮想空間における身体知の形成に関する教育及び学生の探求的活動	VR ゴーグルを活用した身体教育の教育現場への導入可能性の検討
前田ゼミナール、 KSCG(Kanazawa Seiryō Crossover Generation) サークル	志賀町小学生英語教育実践プロジェクト+ (プラス)	英語教育の一環として、ICT を活用した台湾疑似体験を通じた「国際交流はじめての一步」活動

### A-1-③ 地域、自治体、学校等との連携取組みの推進

＜自治体との連携協定等に基づく産学地域連携の推進＞

石川県下の地方自治体との連携促進事業を積極的に展開し、それらの実績を基盤に、金沢市、穴水町、珠洲市、白山市及び七尾市との間で包括連携協定を締結している。教員の指導のもと、地域社会へ貢献するための活動を、連携協定を締結した地域を中心に県内各地で実施してきた。学生にとってこうした活動は、日頃の学修成果を活用し連携先と協働して地域の課題解決に取り組む貴重な学びの場となっている。令和 6(2024)年度は以下の表の通り、金沢市 9 件、七尾市 3 件、珠洲市 2 件、白山市 4 件、穴水町 1 件、能登町 1 件と、包括連携協定を締結したすべての地域において活動を実施した。

また、協定を締結していない自治体においても多くの地域連携活動が行われている。

表 8 包括連携協定を締結した各地域における地域連携活動

#### ① 金沢市

活動名	連携先	内容
夕日寺小学校里山遠足プロジェクト	金沢市立夕日寺小学校	小学生とのゲームでのグループ交流や散策など
小学校国際交流支援プロジェクト	金沢市立四十万小学校、 台北市立五常小学校など	日台小学校間の国際交流の支援
子どもたちとの交流から学ぶ	金沢市立小坂小学校	本学を訪問した小学生と大学案内を通じて交流
ボールあそびの集い	金沢市内小学校	小学生に定期的に多様なボール

## 金沢星稜大学

		遊びの場を提供
第 51 回鏡花文学賞授賞式ボランティア活動	金沢市	式場での受付業務や会場整理
学生連携自然環境保全活動	金沢市環境政策課、石川ホテルの会	市内のホテル保護のための提案、鑑賞会を通じた交流
地域力創造プロジェクト事業	金沢市地域力再生課、森本三谷地区の関係団体	朝市参加やアンケート調査による三谷地区の活性化
地域と図書館とをつなぐ活動	金沢海みらい図書館	図書館での各種の子供向けイベントの計画・運営
わいわいサロン応援隊	わいわいサロンかなざわ、彦三公民館	珠洲市から金沢市へ避難した高齢者と交流・料理会

### ② 七尾市

活動名	連携先	内容
七尾市の妙観院ご住職の体験談と6年7月の現状「能登支援」	妙観院（七尾市）	被災した寺院との交流・被災支援
出張ババママ銭湯 in 和倉温泉総湯	和倉温泉合資会社	未就学児の父母を対象とした公衆浴場での入浴支援
七尾市内の一般住宅での作業系ボランティア「能登支援」	民間災害ボランティアセンター「おらっちゃ七尾」	七尾市内の一般住宅での家の片付けの実施

### ③ 珠洲市

活動名	連携先	内容
珠洲市若山公民館で「星稜サロン」 「能登支援」	珠洲市社会福祉協議会、すずささえ愛センター	ミサンガづくりなどのコーナー企画や傾聴のボランティア
プログラミングワークショップで珠洲の子供たちに笑顔を作り隊「能登支援」	珠洲市立上戸小学校	珠洲市の蛸島小学校、上戸小学校でのプログラミングワークショップの実施

### ④ 白山市

活動名	連携先	内容
つるべとられ道×SDGs スタンプラリー事業	まっとうまちなか商店街、白山市、松任高校	まっとうまちなか商店街秋祭りでのスタンプラリーの実施
「白山手取川ジオパーク 子どもジオ博士」の企画・運営	白山市役所ジオパーク・エコパーク推進課	小学生に大地の遺産について体験型の学びを提供
白山市の移住定住に関するプロモーション活動	白山市	白山市の紹介動画制作と瀬波地区の冊子づくり
道の駅めぐみ白山とトレインパーク白山賑わい創出事業	道の駅めぐみ白山（株式会社めぐみ白山）、トレインパーク白山、白山市	道の駅めぐみ白山とトレインパーク白山の一体的プロモート活動

### ⑤ 穴水町

活動名	連携先	内容
ソレイユプロジェクト地域復興ボランティア「能登支援」	穴水町役場	穴水町駅前「さわやか交流館ブルーアート」での炊き出しボランティア

### ⑥ 能登町

活動名	連携先	内容
コミュニティのエンパワーメントー震災復興の第一段階としてのキリコまつりと地域の語りー「能登支援」	能登町宮地地区「春蘭の里」	キリコ祭りの復活に向けたキリコの運行、住民のインタビュー調査

#### A-1-④ 企業、企業団体等との連携取組みの推進

本学の産学地域連携ポリシーの基本方針は、「本学の研究および教育活動によって得られた知的リソース（シーズ）と地域・自治体、企業等の課題（ニーズ）を効果的にマッチ

ングした産学地域連携活動を積極的に推進することにより、双方に価値を生み出す「価値共創」を目指します。」としており、企業、企業団体との連携取り組みにおいても双方に価値を生み出すことを念頭に置いた活動を進めている。

その活動の中心は石川県中小企業家同友会との協創インターンシップ事業及び石川県鉄工機電協会との連携活動である。

#### <石川県中小企業家同友会との協創インターンシップ事業>

本事業は、令和 4(2022)年度に本学と「石川県中小企業家同友会」との間で締結した連携協定に基づく事業である。また、本学と石川県とで令和 5(2023)年 12 月 7 日に締結した「学生の県内定着促進に関する協定」に基づいた事業としての位置付も有する。

本事業は、「課題解決型協創インターンシップ」という事業名が示すように就活と直結した一般的なインターンシップとは背景や目的がやや異なっている。SDGs の達成が国際的にも、国内的にも重要な政策課題となる中、地域の中小企業においても SDGs の達成に向け自らの事業活動と地域課題の解決をリンクさせることによって自社及び地域に新たな価値を創造・提供し、自社と地域の持続可能性の向上を目指す動きが現れている。学生にとっても、地域課題の解決を企業と共に若者の目線で考え、企業と地域に価値をもたらす活動に参画することは、社会に出たときに自らの仕事の意味と意義を見出す力を得る貴重な学びの場になるものと考えられる。このような背景のもと、両者が地域課題の解決に向けて協働して取り組むことが本事業の目的である。

令和 6(2024)年度は下記の 5 ゼミナールが参加し、各ゼミのニーズとシーズ（やりたいこととできること）を聞き取り、同友会側の窓口になっていただいた同友会の地域政策委員会に提示し、参画企業を募っていただき、各ゼミの専門性が活かされるようマッチングをした。

参加ゼミナールと活動内容は以下のとおりである。

<ul style="list-style-type: none"><li>・野林ゼミナール×(株)アドバンス北陸サービス 清掃業界の人材不足に対応する 2 つのプロジェクト ～ロボット掃除機導入とトイレお掃除パック企画の検討～</li><li>・中尾ゼミナール×(株)野々市運輸機構 「能登支援」 石川県の企業の課題解決を活用した研究調査方法の実践 ～災害物流の改善をテーマに～</li><li>・神崎ゼミナール×(株)前田製菓 「能登支援」 ロス品を使ったパフェづくりで、能登の被災地と従業員に笑顔を届ける</li><li>・土屋ゼミナール×(株)エクスペッションズ オーバーツーリズム対策とインバウンドビジネスの両立</li><li>・佐藤ゼミナール×(株)栄光プリント SNS による栄光プリントのプロモート活動とその効果検証</li></ul>
---

本活動の成果は、令和 7(2025)年 2 月 13 日に本学で開催した中小企業家同友会への活動報告会で発表した。当日は同友会の会員企業関係者約 30 名、本学の学生、教職員約 40 名が参加した。学生のプレゼンと熱心なディスカッションを通じて地域課題の解決や地域の活性化、さらには中小企業の課題解決や魅力づくりに繋げていけたものと考えている。

#### <石川県鉄工機電協会との連携活動>

同協会との連携活動も先にふれた石川県との「学生の県内定着促進に関する協定」に基づいた事業として位置付けている。

連携活動の中心は、令和 6(2024)年 5 月 16 日から 18 日にかけて石川県産業展示館で行

われた第 60 回機械工業見本市 MEX 金沢 2024 へのゼミナール活動としての参加である。令和 6(2024)年度は、新ゼミナール、野林ゼミナール、中尾ゼミナール、神崎ゼミナール、鈴木ゼミナールの 5 ゼミナールが参加した。

MEX 金沢は、石川県の産業の基幹であるものづくり企業の振興発展を目的に（一社）石川県鉄工機電協会が主催して毎年開催しているもので、石川県をはじめ全国から 200 社を超える企業が出展している。

参加学生は各ゼミの活動テーマに沿ったヒアリング調査などに取り組むとともに、参加企業の 3 社以上を訪問し、会社説明を受けた場合に記念品が頂けるという「学生特別企画」にも参加し、地元ものづくり企業への理解を大いに深めるとともに進路選択の重要な機会を得た。

- |          |                                   |            |
|----------|-----------------------------------|------------|
| 【A-1-1】  | 金沢星稜大学 SDGs 産学地域連携センター規程          | 【1-1-8】に同じ |
| 【A-1-2】  | SDGs 産学地域連携センター活動報告書 2024         |            |
| 【A-1-3】  | 2025 年度「地域連携による地域貢献活動」推進事業募集要項    |            |
| 【A-1-4】  | 2025 年度星稜ジャンプ地域活動プロジェクト（ちいプロ）募集要項 |            |
| 【A-1-5】  | 星稜ボランティア支援事業の考え方                  |            |
| 【A-1-6】  | 2025 年度星稜ボランティア支援事業要項             |            |
| 【A-1-7】  | 石川県および金沢市との連携協定                   |            |
| 【A-1-8】  | 各市町との連携協定                         |            |
| 【A-1-9】  | 各企業団体との連携協定                       |            |
| 【A-1-10】 | 金沢星稜大学産学地域連携ポリシー                  |            |

## [基準 A. の自己評価]

### (1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

金沢星稜大学では、稲置学園第 4 次中期計画（2024 年度～2028 年度）の中で「産学地域連携活動の推進」を重点項目として位置づけている。「金沢星稜大学産学地域連携ポリシー」に基づき、大学の知的リソースと地域社会の課題を結びつけるさまざまな取組みが行われている。たとえば、自治体や企業との連携協定、コンソーシアム石川を通じた大学間連携、能登キャンパス構想を背景とした地域との関わりなど、活動の枠組みは多様である。2024 年度には地域連携センターを発展的に再編し、「SDGs 産学地域連携センター」を新たに設置したことで、ニーズとシーズのマッチング機能が強化された。また、学生の自主活動「ちいプロ（SJP）」や、ゼミナール単位で地域課題に取り組む「地域連携による地域貢献活動」など、学生の主体性を引き出す仕組みも活性化している。産学地域連携活動の件数は、2023 年度の 50 件から 2024 年度には 60 件へと増加し、取組みの定着と発展が見られる。

### (2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

産学地域連携の取組みは全体として順調に進展しているが、いくつかの課題も明らかになっている。多様な連携活動が実施されている一方で、これらの取組みを大学全体の戦略とどのように結びつけるか、またその成果をどのように可視化し、継続的に評価していくかといった点は今後の課題である。とくに能登半島地震に関連する復興支援活動においては、本学の教育資源や学生の力が有効に活用されたものの、その取組みの記録や振

り返り、再現性のある形での整理が十分とは言えず、今後の検討が求められている。また、高校教育における「探究学習」の必修化を受けて、地域課題に関心を持って入学してくる学生が増加している中で、そうした学生の学びの継続性をどう確保するかも重要な論点となっている。

### (3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

これらの課題に対応するため、今後は「SDGs 産学地域連携センター」の機能をさらに充実させ、活動の成果を記録・分析し、それらを蓄積していく体制の整備を進めていく予定である。自治体や企業との連携協定にもとづく取組みにおいては、計画・実行・振り返り・改善というサイクルを明確にし、課題解決型のプログラムとしてより質の高いものにしていく。また、高校での探究的学びを経て大学に進学してきた学生の意欲を活かすため、地域連携型の教育プログラムを新たに設計・実施していく方針である。能登の創造的復興に関しては、ゼミ活動、学生団体、サークル活動などを通じた支援を引き続き展開し、中長期的視点での体制づくりを目指す。こうした取組みを通じて、地域社会との信頼関係を深めるとともに、学生の地域定着や大学の魅力の向上にもつながっていくことが期待される。

## 基準 B. グローバル化の取組

### B-1 国際交流・国際事業の積極的推進

#### <評価の視点>

#### B-1-① 海外提携校との連携拡大

#### B-1-② 大学独自の海外研修プロジェクトの推進

#### B-1-③ 留学事業の推進

#### (1) B-1 の自己判定

基準項目 B-1 を満たしている。

#### (2) B-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### B-1-① 海外提携校との連携拡大

海外提携校との連携拡大・促進のため、本学の協定骨子として「学生間交流」、「研究学術交流」、「教育交流」の3つを柱としている。

本学は、2024年度にフィリピンの「ラブラブセブ国際大学」と教育交流促進を目的とした協定を締結し、提携校を1校追加したことで、令和7(2025)年4月現在、20か国、地域63の海外高等教育機関と学術交流協定を締結している。

3つの協定骨子に基づき実施している内容は、以下のとおりである。（【B-1-1】海外提携校一覧2024及び【B-1-2】協定校一覧を参照）

#### <学生間交流>

海外協定校からの留学生受け入れに関しては、海外協定校短期留学生規程に基づき、「学部授業受講コース」と「日本語プログラムコース」の2つに区分し、提携大学からの受け入れ拡大を図っている。

また、本学からの学生の送り出しに関しては、前述した20か国、地域63の協定校の中より、選抜し、各学部の専攻にあったコースへの留学含め、語学留学や短期留学など、学生のニーズにあった交流活動の提供をしている。

#### <研究学術交流>

「研究学術交流」に関しては（現在、共同研究や共同学術プロジェクトの実施などの交流実績は多くないが）、協定校との間で研究学術情報や研究成果報告書や出版物などの互換を行っている。また、協定校からの訪問学者を積極的に受け入れて、研究室や情報施設などの利用及び宿舎などの生活援助を提供している。

#### <教員交流>

「教員交流」に関しては協定校との間で訪問団の相互派遣を通じて、大学経営・教育・研究など様々な分野で交流を進めている。

平成 28（2016）年以降、エラスムス・プラスプログラムによるハンガリー協定校（コドラーニャーノシュ大学）からの教職員相互派遣を行い、本学からの教員派遣やコドラーニャーノシュ大学からの研究者訪問等活発な交流促進活動を実施している。

### B-1-② 大学独自の海外研修プロジェクトの推進

本学では、国際化への促進とグローバル人材の育成を教育目的として平成 22（2010）年度より海外協定校への派遣留学の実施を開始した。また、平成 28（2016）年度には、国際的な環境でより活躍できる知識や能力を持った人材の育成を目指し「人文学部」を新たに設置した。

国際交流センターでは、より多くの学生に海外経験を通して、国際的感覚を養い、また、異文化理解・英語コミュニケーション能力の向上を目的とした多様な海外留学及び研修プログラムを構築し、それに応じた手厚い助成金制度等の支援措置も講じて海外研修プロジェクト及び国際交流活動の推進を行っている。

現在、本学の留学制度は 1)長期留学、2)短期留学（語学研修）、3)海外研修、の 3 つの区分に分け、多くの学生を海外へ送り出している。

以下が本学独自の海外留学及び研修プログラムである。国際交流センター企画事業から授業科目や進路支援課企画の事業まで学生のニーズにあった多彩なバリエーションを展開して実施している。

#### 1) 長期留学

##### <経済学部・人間科学部・人文学部 1～3 年次>

経済学部・人間科学部・人文学部の学生が長期留学を希望する場合、対象学年を就職活動中の 4 年次を除く 1～3 年次までと限定し、参加条件として英語試験（IELTS）において 6.0 以上のスコアがあり、尚且つ GPA2.30 以上の成績があることを付している。基本的には、本学が提携している協定校において 4 ヶ月から長くて 8 ヶ月の期間で専攻している学部の専門科目を受講するが、本学が教育上有益であると認めた海外大学等にも留学は可能としている。また、留学する学生には、協定校の授業料を本学が負担する経済面での支援措置を講じている。

<人文学部 1 年次>

人文学部は、平成 28 (2016) 年度、国際的な環境でより活躍できる知識や能力を持った人材の育成を目指し本学に新たに設置した。人文学部では、初年次教育による派遣留学制度を導入し、原則、全員が 1 年次の後期後半より協定校へ渡航留学をしている。渡航留学までの準備期間において基礎的なアカデミック英語能力を養うために、EAP (English for Academic Purposes) 科目による集中的且つ徹底した英語指導を行い、また、留学期間中においても本学科目「Study Abroad I」により、留学事前事後の研修等を含めて、継続的なサポート支援体制を整えている。留学するための協定校の選択には、前期までの成績評価による GPA 値と留学までに実施する英語試験 (IELTS・2 回実施) の結果を基にコース区分 (学部留学・アカデミック英語留学・語学留学) 等の留学基準を設けた留学先一覧を学生へ提示し、ゼミ教員との面談を行った上で、留学希望先を決定する。基本的に学部留学をするには、IELTS スコア 6.0 以上及び GPA3.0 以上が必要であり、アカデミック英語による留学を希望する場合には、IELTS スコア 5.5 以上及び GPA2.7 以上を必要とする。それ以外の結果の場合には、語学留学とすることとし、それらの基準にあった協定校を学生に提示し選択させる。(【B-1-3】2024 人文留学先一覧を参照)

協定校のコース次第では、4 ヶ月～8 ヶ月間の留学期間にて渡航する。ただし、体調面や精神面による身体的な問題を抱える学生には、オンラインによる留学を認める場合がある。留学期間終了後においても、TOEIC テストを受験し、入学時からの英語力の伸び率を図ると共に授業科目「Study Abroad I」及び「Study Abroad II」の科目担当者による継続的な英語力向上を目的としたサポート体制の維持を保つよう図っている。また、渡航留学 (オンライン留学も含む) 時の協定校の授業料については本学が全額負担することで経済面での支援措置を講じている

2024 年度人文学部 1 年次は、「20 カ国・地域 63 大学」の協定校より、9 カ国 13 大学へ送り出している。

2) 短期留学 (語学研修)

指定海外協定校の語学研修

大学全学部 2～4 年次の学生を対象に夏休みや春休みを利用して夏季集中語学コースと春季集中語学コースとして、協定校での約 1 か月の語学研修プログラムを設定している。参加条件としては、TOEIC テスト 300 点以上、且つ GPA2.30 以上としている。また、語学研修参加学生対象に TOEIC テストの点数による総合評価

**表 9 語学成果連動型助成金の総合評価基準**

総合評価⇒①事前評価+②事後評価

①事前評価			
研修前の TOEIC スコアに応じて助成金支給			
1・2 年次		3・4 年次	
TOEIC500 点以上	15 万円	TOEIC600 点以上	15 万円
TOEIC400～495 点	10 万円	TOEIC500～595 点	10 万円
TOEIC300～395 点	5 万円	TOEIC300～495 点	5 万円
②事後評価			
研修後の TOEIC スコアの伸び幅 (相対値)、海外研修成果等に基づく総合的な判断に応じて、5 万円 (10%～20%未満)、10 万円 (20%～30%未満)、15 万円 (30%以上) の助成金が支給されます。			
TOEIC スコア伸び率の計算式 = (研修後スコア－研修前スコア) / (990－研修前のスコア)			

(留学前評価+留学後評価) 基準を設け、「語学成果連動型助成金」として5~30万円の補助金を給付している。(表9の総合評価基準一覧を参照)

### 3) 海外研修

海外研修には、学生のニーズ等を考慮して様々なプログラムを企画、実施している。企画内容としては、《国際交流センター企画》、《各学部の授業科目》、《進路支援課企画》の3区分があり、学生の海外経験や希望、目標に合わせて日程や実施内容を毎年検討しなおしている。これらのプログラムは、事前研修から事後報告書及び発表会をすべて完了した学生たちには、本学の海外研修等に係る助成金規程に則り、一律5万円の補助金を給付している。これら海外研修等の助成金を給付することで海外研修への支援と参加の促進に繋げている。【B-1-4・5・6】2024年度夏季、冬季、春季海外研修参加者一覧を参照)

#### <国際交流センター企画>

##### ・エリア・スタディーズ

エリア・スタディーズは、大学全学部、短期大学部の1・2年次を対象に海外への第一歩として、1~2週間の期間を利用し、海外の知見を広げるため、また異文化理解や体験を通して国際感覚を養ってもらう目的で実施している。近年は、オーストラリア・シンガポール・中国・ニュージーランド等での研修活動を行っている。

2024年度夏季には、中国(大連)での約1週間の研修期間にて3名の学生が参加し、提携校である大連民族大学への訪問やその地域の住民の暮らしぶりを体験する等の異文化体験を行った。また、春季には、オーストラリア(主にメルボルン)を約10日間の研修期間において11名の学生が現地ラトローブ大学を訪問し学生との交流を図った。また、地元企業や小学校にも訪問し、異文化交流活動を行った。

##### ・Area Studies Advanced

全学部2~4年次の学生3名以上の団体によって海外での調査・研究を目的として学生が主体となって企画・実施すべてを行う活動としている。

2024年度12月末~年明けの約10日間、13名の学生が台湾の台北市、高雄市、嘉義市にて各地の小学校を訪問し国際理解及び異文化交流を行った。

##### ・海外ボランティア、海外インターンシップ

本学と提携している協定校主催のボランティア活動やインターンシップへ参加して、各国の抱えている様々な問題や課題への支援活動に協力し、将来的にグローバルな視点で海外での就職を考えている場合を想定し、海外の企業体験等にも積極的に学生を支援する体制を整えている。

##### ・協定校主催短期研修

全学部の学生を対象に、本学と提携している協定校が主催する夏休みや春休みの短期集中型語学研修及び文化体験プログラムに本学学生も参加できるようサポートをしている。

2024年度は、夏休み期間を利用して台湾桃園の開南大学へ2名の学生が参加し、台湾での学生生活を含め、学生交流、異文化理解を体験した。

#### <各学部の授業科目>

各学部に担当している授業科目より、海外研修科目として以下の科目が実施されている。約1~2週間の海外研修期間にて各科目担当者引率の下、担当者の専攻学術分野に沿った

現地での実地研究や異文化理解体験を行う。

- ・海外社会実習（経済学部）
- ・国際教育演習（人間科学部）
- ・Tourism Practice（人文学部）
- ・情報化社会論実地研修（短期大学部）
- ・海外研修（短期大学部）

2024 年度上記科目の実施状況については、国際教育演習（人間科学部）：フィリピンダバオにて約 10 日間 10 名の学生が参加した。Tourism Practice（人文学部）：インドネシアアチェ州にて約 1 週間の研修に 4 名の学生が参加した。情報化社会論実地研修（短期大学部）：韓国ソウル市へ約 1 週間の研修を行い 8 名の学生が参加した。海外研修（短期大学部）：オーストラリア（主にシドニー）にて約 10 日間の研修を行い 4 名の学生が参加した。

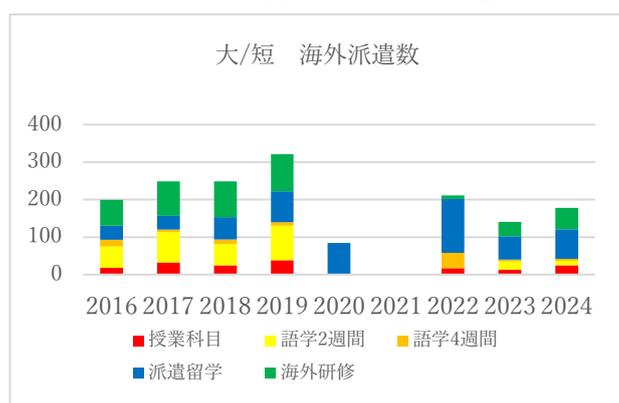
#### <進路支援課企画>

進路支援課にて、大学全学部 1～3 年次を対象として就職活動へのキックオフという意味合いも含め、尚且つ海外経験への足掛かりとして、毎年「MOONSHOT Abroad」と「ほしたび」2つの企画を実施している。

MOONSHOT Abroad では、近年、夏休み期間の約 3 週間を利用し、フィリピン・セブ島にて短期語学研修を含めながら現地の企業にてインターンシップの体験を実施している。2024 年度は、12 名の学生が参加し、セブ島での異文化体験を含めた短期語学研修を実施した。

「ほしたび」では、2024 年度「洋上就職合宿クルーズ」として 29 名の学生（サポート学生含む）が参加し、約 1 週間の韓国までの船旅を通して自身を見つめなおし、将来的な進路へのきっかけ作りとして実施した。

表 10 平成 22（2010）年度より海外へ派遣した学生数データ



上記データでも分かる通り、コロナ禍以前は、年を重ねるごとに学生の海外への関心が高まり、異文化理解への興味や英語コミュニケーション力向上を目指す学生による海外派遣数が増加していった。生憎、コロナ禍は海外渡航が制限されたことにより、学生を送り出すことが出来ない状態であったが、コロナ禍が緩和されて以降、それまで渡航したくてもできなかった学生を含め、多様化し始めた社会で活躍することを目指して海外研修等へ参加する学生が増えつつある状況である。

B-1-③ 留学事業の推進

留学事業の推進として、海外協定校からの留学生受け入れ事業を行っている。受入れに関しては、海外協定校短期留学生規程を策定し、協定内容に基づいて、「短期交換留学生」と「短期私費留学生」に区分し、受入れの促進を図っている。受け入れ期間を1学期間または2学期間とし、受講するコース区分においても「日本語プログラムコース」と「学部授業受講コース」の2コースに定め、受講資格条件に基づき、留学生のすみ分けを行った上で、円滑な運用を実施している。

受講資格条件は以下のとおりである。

「日本語プログラムコース」
・日本語能力試験N5以上の者または日本語教育機関において150時間以上の日本語を学習した者
・「出入国管理及び難民認定法」における在留資格「留学」を受講時まで取得できる者
「学部授業受講コース」
・（経済学部コース）日本語能力試験N2以上に合格、もしくは受講時まで合格見込みの者、又は日本語能力試験N1で90点以上取得している者
・（人文学部コース）英語での授業科目を履修する場合は、CEFR B2相当又は同等以上の英語力を有する者
・「出入国管理及び難民認定法」における在留資格「留学」を受講時まで取得できる者

表 11 2014年度以降の留学生年度別受入れ数一覧

（詳細な内容は、【B-1-7】留学生\_年度別受入れ数一覧を参照）

		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和1年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
		2014		2015		2016		2017		2018		2019		2020		2021		2022		2023		2024	
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期								
学部	正規	47	47	33	33	30	29	19	19	4	3	3	3	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0
	非正規	3	3	0	3	3	4	6	6	5	6	6	7	2	1	0	0	9	12	12	21	18	14
大学院	正規	3	3	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	非正規	2	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日本語プログラム(非正規)		0	2	0	12	6	6	5	2	2	2	7	8	3	1	0	0	0	0	1	5	7	7
合計 在籍者数(5/1現在)		55	57	35	50	40	39	30	27	11	11	16	18	6	3	1	1	10	13	13	26	25	21

表 12 2014年度以降の国・地域別・年度別受入れ数一覧

	2014	2015	2016	2016	2017	2017	2018	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
中国	48	37	29	29	19	19	3	4	3	1	1	6	15	11
ロシア	9	9	4	1	3	2	1	1	1				1	6
韓国														
台湾		3	4	9	5	6	4	4	5	5		6	11	17
タイ														
インドネシア			2	1	3		3	1	7	2		2		2
カナダ		1	1											
フィリピン							1							
ハンガリー												1	1	1
マレーシア														2
合計	57	50	40	40	30	27	11	11	16	8	1	15	28	39

また、本学からの協定校への留学は、前述した「B-1-②大学独自の海外研修プロジェクトの推進」にて20か国、地域63の海外高等教育機関へ各プログラムの参加条件にあった留学制度にて派遣留学・語学留学・海外研修等を行っている。

- 【B-1-1】 海外提携校一覧①
- 【B-1-2】 海外提携校一覧②
- 【B-1-3】 2024 人文学部留学先一覧
- 【B-1-4】 2024 年度夏季海外研修参加者一覧
- 【B-1-5】 2024 年度冬季海外研修参加者一覧
- 【B-1-6】 2024 年度春季海外研修参加者一覧
- 【B-1-7】 留学生\_年度別受入れ数一覧

## [基準 B の自己評価]

### (1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

国際交流および国際事業の推進は、稲置学園第4次中期計画（2024年度～2028年度）において、「グローバル人材育成および大学のグローバル化推進」という柱のもとで重点的に展開されている。具体的には、初学者向け海外研修プログラム（語学研修・海外研修）の継続実施、オンライン共同授業（COIL型教育）を含む新たな教育プログラムの充実、UMAP単位互換システム導入に向けた運用方法の検討などが進められている。また、英語による交流イベントを通じた学生の留学への関心喚起や、留学前後における学修成果を可視化する仕組みの整備も進行中である。

さらに、外国人留学生の受け入れ体制においては、欧米・大洋州からの短期留学生の受け入れ拡大を視野に入れたプログラムの見直しと、宿舍整備を含む環境整備が進められている。協定大学との教育連携や教職員派遣を通じた交流の活性化、英語による開講科目の増設、および教職員向けスキルアップ支援の検討も行われている。

また、副専攻として「グローバル・コンピテンシー・プログラム」が導入され、国際的視野と国際コミュニケーション能力の育成を初年次から体系的に行う体制が整備されている。同プログラムは大学コンソーシアム石川主催の「学都いしかわグローバルチャレンジプログラム」とも連携しており、学外リソースとの有機的な接続を図っている。

### (2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

国際交流および国際事業の推進にあたっては、世界情勢や国際的な環境変動の影響を受けやすいという構造的課題が存在する。たとえば、新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年度以降は海外留学が一時中断され、国際的な人的交流の持続性が試された。しかし、パンデミックの緩和に伴い、渡航留学は徐々に再開され、留学希望者の送り出しも回復傾向にある。

一方、外国人留学生の受け入れにおいては、アジア圏からの学生に偏っている現状があり、地域的な多様性の確保という点で改善の余地がある。また、本学の宿舍施設が限られていることも、受け入れ人数の制約となっている。さらに、国際交流活動の成果をより可視化し、個別の学修成果とつなげていくための評価方法の体系化も今後の検討課題として

認識されている。

### (3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

これらの課題に対応するため、今後は海外協定校との関係強化を進めつつ、英語による交流イベントや COIL 型授業のさらなる拡充により、学生の国際的な学びへの動機づけを強化する。また、UMAP を通じた単位互換制度の導入に向け、教育課程や評価制度の調整を行い、留学先での学びを国内教育と有機的に結びつける環境を整備する。留学前後の学修成果についても、効果測定ツールの導入と意識調査の実施により、個別の成長プロセスを丁寧に把握し、プログラム改善につなげていく。

外国人留学生の受け入れ体制については、宿舎設備の改修や増設を進めるとともに、欧米・大洋州など多様な地域からの学生受け入れに向けてプログラム内容の再編を図る。また、英語による授業の増設と、それに対応する教職員のスキル向上のための研修機会の整備も重点的に取り組む。

加えて、2025 年度に人文学部に新設される「国際英語学科」と、既存の「国際文化学科」との連携により、「言語による国際的な対話力」と「文化的理解力」の両面を備えた人材の育成を推進していく。これにより、学生が異文化と向き合いながら主体的に世界と関わる力を育み、大学としての国際的役割をより一層高めていく。

## V. 特記事項

なし

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 83 条	○	学則第 1 条に目的を明記し教育研究活動を営んでいる。	1-1
第 83 条の 2	-	該当しない。[専門職大学等]	1-1
第 85 条	○	学部を設置している。学則第 4 条で明記している。	1-1
第 87 条	○	就業年限は 4 年。学則第 6 条で明記している。	4-1
第 88 条	○	学則第 48 条で明記している。	4-1
第 88 条の 2	-	該当しない。[専門職大学等]	4-1
第 89 条	-	該当しない。	4-1
第 90 条	○	学則第 38 条で明記している。	3-1
第 92 条	○	学則第 26 条、第 27 条、管理教員及び部会に関する規定第 5 条で明記している。[学部長に関する規定]	4-2 5-1 5-2
第 93 条	○	学則第 31 条で明記している。	5-1
第 104 条	○	学則第 22 条で明記している。	4-1
第 105 条	-	該当しない。	4-1
第 108 条	-	該当しない。	3-1
第 109 条	○	学則第 2 条で明記し、Web サイトで公表している。	2-2
第 113 条	○	Web サイトで公表している。	4-2
第 114 条	○	事務組織及び事務分掌規程第 1 条、就業規則第 3 条で明記している。	5-1 5-3
第 122 条	○	学則第 48 条で明記している。	3-1
第 132 条	○	学則第 48 条で明記している。	3-1

学校教育法施行規則

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 4 条	○	学則で明記している。	4-1 4-2
第 24 条	-	該当しない。[校長による指導要録の作成]	4-2
第 26 条 第 5 項	○	学則第 63 条で明記している。[学長による懲戒]	5-1
第 28 条	○	各担当部署において備えている。	4-2
第 143 条	○	金沢星稜大学学部教授会に関する規程で明記している。	5-1
第 146 条	-	該当しない。[修業年限]	4-1
第 147 条	-	該当しない。[卒業認定]	4-1
第 148 条	-	該当しない。[修業年限 4 年を超える大学]	4-1
第 149 条	-	該当しない。	4-1
第 150 条	○	入学者資格は、学則第 38 条に定め、法令順守している。	3-1
第 151 条	-	該当しない。	3-1
第 152 条	-	該当しない。	3-1
第 153 条	-	該当しない。	3-1
第 154 条	-	該当しない。	3-1
第 161 条	○	編入学のための入学者資格は、学則第 48 条に定め、法令順守している。	3-1

金沢星稜大学

第 162 条	○	学則 50 条に定め、法令順守している。	3-1
第 163 条	○	学則第 16 条で明記している。	4-2
第 163 条の 2		[学修証明書]	4-1
第 164 条	-	該当しない。[特別の課程]	4-1
第 165 条の 2	○	三つの方針に関する規定で明記している。	1-1 2-3 3-1 4-1 4-2
第 166 条	○	学則第 2 条および評価部会規程で明記している。	2-2
第 172 条の 2	○	Web サイトで公表している。[教育研究活動等の状況についての情報の公表]	1-1 3-1 4-1 4-2 6-1
第 173 条	○	学則第 21 条で明記している。[卒業証書の授与]	4-1
第 178 条	○	高等専門学校卒業者の編入学希望者の 3 年次としての編入は、学則第 48 条で明記している。	3-1
第 186 条	○	専修学校修了者の編入学希望者の 3 年次としての編入は、学則第 48 条で明記している。	3-1

大学設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	○	大学設置基準を最低基準と心得、向上に努めている。	2-2 2-3
第 2 条	○	学則第 1 条第 2 項及び学則第 4 条 3 項、4 項に明記している。	1-1
第 2 条の 2	○	協議会において入試判定を審議、入学部会および事務組織として入学課を設置し、適切な体制で行っている。	3-1
第 3 条	○	各学部は、教育研究上、適当な規模内容であり、教員組織、事務組織も適当である。(学則第 4 条)	1-1
第 4 条	○	学部には、専攻により学科を設けている。(学則第 4 条)	1-1
第 5 条	○	学則第 23 条、第 24 条に基づき、教職課程及び保育士養成課程を設置している。	1-1
第 6 条	○	学則第 4 条第 2 項に基づき、学部以外に教養教育部を設置している。	1-1 4-2 5-2
第 7 条	○	教育研究組織の規模や学位の種類及び分野に応じ、基準数を満たす人数を置き、適正に配置している。[教育研究実施組織等]	3-2 3-3 3-4 4-2 5-1 5-2 5-3
第 8 条	○	主要授業科目(ゼミナール、卒業研究)は基幹教員が担当し、人間科学部の両学科では助手を採用し、演習・実習を補助している。 [主要授業科目は基幹教員が担当する]	4-2 5-2
第 9 条	○	授業を担当しない教員を置くことができる体制を設けている。	4-2 5-2
第 10 条 (旧第 13 条)	×	教授数は 5 月 1 日現在 1 人不足しているが、9 月 1 日付で採用が内定しており、大学設置基準を満たす予定である。	4-2 5-2
第 11 条	○	[組織的な研修]	4-2 4-3 5-3

金沢星稜大学

第 12 条	○	学長は人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。[学長の資格]	5-1
第 13 条	○	資格審査に関する規程（第 4 条）および要領に明記している。[教授の資格]	4-2 5-2
第 14 条	○	資格審査に関する規程（第 5 条）および要領に明記している。[准教授の資格]	4-2 5-2
第 15 条	○	資格審査に関する規程（第 6 条）および要領に明記している。[講師の資格]	4-2 5-2
第 16 条	○	資格審査に関する規程（第 7 条）および要領に明記している。[助教の資格]	4-2 5-2
第 17 条	○	資格審査に関する規程（第 8 条）および要領に明記している。[助手の資格]	4-2 5-2
第 18 条	○	学則第 5 条で明記している。	3-1
第 19 条	○	学則第 8 条で明記している。	4-2
第 19 条の 2	○	[連携開設科目]	4-2
第 20 条	○	学則第 8 条第 4 項で明記している。[教育課程の編成方法]	4-2
第 21 条	○	学則第 9 条で明記している。[単位]	4-1
第 22 条	○	学則第 17 条で明記している。[一年間の授業期間]	4-2
第 23 条	○	学則第 17 条で明記している。[各授業科目の授業期間]	4-2
第 24 条	○	時間割編成において、教室の収容人数を踏まえ教育効果を十分にあげられるよう適切な受講人数を明記している。	4-2
第 25 条	○	学則第 8 条の 2 で明記している。[授業の方法]	3-2 4-2
第 25 条の 2	○	全ての科目においてシラバスを作成し、ポータルサイトで明記している。[成績評価基準等の明示等]	4-1
第 26 条	-	該当しない。[昼夜開講制]	4-2
第 27 条	○	学則第 19 条で明記している。[単位の授与]	4-1
第 27 条の 2	○	履修規程第 4 条第 2 項で明記している。[登録の上限]	4-2
第 27 条の 3	○	[連携開設科目に係る単位の認定]	4-1
第 28 条	○	学則第 12 条で明記している。	4-1
第 29 条	○	学則第 13 条で明記している。	4-1
第 30 条	○	学則第 14 条で明記している。	4-1
第 30 条の 2	○	[長期履修]	4-2
第 31 条	○	学則第 54 条で明記している。[科目等履修生]	4-1 4-2
第 32 条	○	学則第 21 条及び学則別表（卒業に必要な単位数）で明記している。	4-1
第 33 条	-	該当しない。	4-1
第 34 条	○	教育にふさわしい環境をもち、学生が休息に利用するための空地も備えている。	3-5
第 35 条	○	校舎と同一敷地内に体育館があり、徒歩数分の場所に運動場がある。	3-5
第 36 条	○	第 36 条第 1 項～第 3 項までの校舎等施設はすべて備えている。第 4 項（夜間学部）は適用外。[校舎]	3-5
第 37 条	○	認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式 1 のとおり、十分満たしている。	3-5
第 37 条の 2	○	認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式 1 のとおり、十分満たしている。	3-5
第 38 条	○	第 38 条で備えるべき資料、人員等すべて備えている。	3-5
第 39 条	○	教員養成に関する学科を有し、附属の認定こども園を有している。体育に関する学科を有し、体育館を設置している。	3-5
第 39 条の 2	-	該当しない。	3-5
第 40 条	○	必要な機械、器具及び標本を備えている。	3-5
第 40 条の 2	-	該当しない。	3-5

金沢星稜大学

第 40 条の 3	○	研究費は予算化し、環境の整備に努めている。	3-5 5-4
第 40 条の 4	○	大学名、学部及び学科の名称は、教育研究上の目的に合致している。	1-1
第 41 条	○	[学部等連携課程実施基本組織]	4-2
第 42 条	○	該当しない。[専門職学科]	1-1
第 42 条の 2	○	該当しない。[専門職学科に係る入学者選抜]	3-1
第 42 条の 3	○	該当しない。[専門職学科関連]	5-2
第 42 条の 4	○	該当しない。[専門職学科関連]	4-2
第 42 条の 5	○	該当しない。[専門職学科関連]	4-2 5-1
第 42 条の 6	○	該当しない。[専門職学科関連]	4-2
第 42 条の 7	○	該当しない。[専門職学科関連]	4-2
第 42 条の 8	○	該当しない。[専門職学科関連]	4-1
第 42 条の 9	○	該当しない。[専門職学科関連]	4-1
第 42 条の 10	○	該当しない。[専門職学科関連]	3-5
第 43 条	-	該当しない。[共同教育課程]	4-2
第 44 条	-	該当しない。[共同教育課程関連]	4-1
第 45 条	-	該当しない。[共同教育課程関連]	4-1
第 46 条	-	該当しない。[共同教育課程関連]	4-2 5-2
第 47 条	-	該当しない。[共同教育課程関連]	3-5
第 48 条	-	該当しない。[共同教育課程関連]	3-5
第 49 条	-	該当しない。[共同教育課程関連]	3-5
第 49 条の 2	-	該当しない。	4-2
第 49 条の 3	-	該当しない。	5-2
第 49 条の 4	-	該当しない。	5-2
第 58 条	-	該当しない。[外国に設ける組織]	1-1
第 59 条	-	該当しない。[学部を置かない大学院]	3-5
第 61 条	-	該当しない。[(校舎等の)段階的整備]	3-5 4-2 5-2

専門職大学設置基準 「該当なし」

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条			2-2 2-3
第 2 条			1-1
第 3 条			3-1
第 4 条			1-1
第 5 条			1-1
第 6 条			1-1
第 7 条			1-1 4-2 5-2
第 8 条			3-1
第 9 条			4-2
第 10 条			4-2 5-1
第 11 条			4-2

金沢星稜大学

第 12 条			4-2
第 13 条			4-2
第 14 条			4-1
第 15 条			4-2
第 16 条			4-2
第 17 条			4-2
第 18 条			3-2 4-2
第 19 条			4-1
第 20 条			4-2
第 21 条			4-1
第 22 条			4-2
第 23 条			4-1
第 24 条			4-1
第 25 条			4-1
第 26 条			4-1
第 27 条			4-2
第 28 条			4-1 4-2
第 29 条			4-1
第 30 条			4-1
第 31 条			3-2 3-3 3-4 4-2 5-1 5-2 5-3
第 32 条			4-2 5-2
第 33 条			4-2 5-2
第 34 条			4-2 5-2
第 35 条			5-2
第 36 条			4-2 4-3 5-3
第 37 条			5-1
第 38 条			4-2 5-2
第 39 条			4-2 5-2
第 40 条			4-2 5-2
第 41 条			4-2 5-2
第 42 条			4-2 5-2
第 43 条			3-5
第 44 条			3-5
第 45 条			3-5
第 46 条			3-5
第 47 条			3-5

金沢星稜大学

第 48 条			3-5
第 49 条			3-5
第 50 条			3-5
第 51 条			3-5
第 52 条			3-5
第 53 条			3-5 5-4
第 54 条			1-1
第 55 条			4-2
第 56 条			4-1
第 57 条			4-1
第 58 条			4-2 5-2
第 59 条			3-5
第 60 条			3-5
第 61 条			3-5
第 77 条			1-1
第 78 条			3-5 4-2 5-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	学則第 22 条及び学位規程第 2 条で明記している。	4-1
第 2 条の 3	-	該当しない。[専門職大学関連]	4-1
第 10 条	○	学則第 22 条及び学位規程第 2 条で明記し、当該授与の専攻分野の名称を付記している。	4-1
第 10 条の 2	-	該当しない。[共同教育課程関連]	4-1
第 13 条	○	学則及び学位規程で定めており、学則を改正した場合は文部科学大臣に報告している。	4-1

私立学校法 [全項目のチェックが必要]

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 20 条	○	学校法人稲置学園倫理綱領 [特別の利益供与の禁止]	6-1
第 27 条	○	寄附行為第 76 条[寄付行為の備置き及び閲覧等]	6-1
第 29 条	○	寄附行為第 7 条 [理事選任機関]	6-2
第 30 条	○	寄附行為第 8 条[理事の選任等]	6-2
第 31 条	○	寄附行為第 9 条[理事の資格及び構成]	6-2
第 36 条	○	寄附行為第 15 条[理事の職務]	2-1 2-3 6-1 6-2
第 37 条	○	寄附行為第 15 条[理事長、代表業務執行理事及び業務執行理事]。	6-1 6-2
第 39 条	○	寄附行為第 17 条[理事の報告義務]	6-1 6-2 6-3
第 43 条	○	寄附行為第 22 条 [理事会の議事録]	6-2
第 45 条	○	寄附行為第 23 条 [監事の選任]	6-3

金沢星稜大学

第 46 条	○	寄附行為第 24 条 [監事の資格]	6-3
第 52 条	○	寄附行為第 29 条 [監事の職務]	6-3
第 54 条	○	寄附行為第 31 条第 4 項 [評議員会に提出する議案等の調査義務]	6-3
第 55 条	○	寄附行為第 29 条第 3 項 [理事会及び評議員会への出席義務等]	6-3
第 56 条	○	寄附行為第 29 条第 2 項 [理事会等への報告]	6-3
第 61 条	○	寄附行為第 33 条 [評議員の選任]	6-3
第 62 条	○	寄附行為第 34 条及び 33 条 [評議員の資格及び構成]	6-3
第 66 条	○	寄附行為第 38 条 [評議員会の職務等]	6-3
第 78 条	○	寄附行為第 48 条 [評議員会の議事録]	6-3
第 80 条	○	寄附行為第 51 条 [会計監査人の選任]	6-3 6-5
第 86 条	○	寄附行為第 56 条 [会計監査人の職務等]	6-5
第 99 条	○	寄附行為第 58 条 [予算及び事業計画]	1-1 2-3 6-4
第 100 条	○	寄附行為第 59 条 [役員及び評議員に対する報酬]	6-2 6-3
第 103 条	○	寄附行為 69 条 [計算書類等の作成及び保存]	6-1 6-2 6-3 6-4 6-5
第 104 条	○	寄附行為第 69 条 [計算書類等の監査等]	6-2 6-5
第 105 条	○	寄附行為第 69 条 [計算書類及び事業報告書並びに監査報告の評議員への提供等]	6-3
第 106 条	○	寄附行為第 70 条 [計算書類及び監査報告の備置き及び閲覧等]	6-1
第 107 条	○	寄附行為第 70 条 [財産目録等の作成、備置き及び閲覧等]	6-1
第 108 条	○	寄附行為第 72 条 [寄付行為の変更]	6-1
第 144 条	○	寄附行為第 6 条第 3 項 [会計監査人の設置の特例]	6-5
第 145 条	○	寄附行為第 30 条 [常勤の幹事の選定の特例]	6-3
第 146 条	○	寄附行為第 9 条 [理事の構成及び報告義務の特例]	6-2
第 148 条	○	寄附行為第 58 条 [体制の整備及び中期事業計画の作成等]	1-1 2-1 2-3 6-1 6-4
第 151 条	○	寄附行為第 76 条 [情報の公表等の特例]	6-1

学校教育法（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条	○	大学院学則第 1 条で、当該目的を明記している。	1-1
第 100 条	○	大学院学則第 4 条で明記している。	1-1
第 102 条	○	大学院学則第 23 条で明記している。	3-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条	○	大学院学則第 23 条および大学院入学試験要項で明記している。	3-1
第 156 条	-	該当しない。	3-1

金沢星稜大学

第 157 条	○	大学院学則第 23 条 5 号に明記している。	3-1
第 158 条	○	大学院学則第 2 条に明示し、自己点検評価報告書を公表している。	3-1
第 159 条	○	大学院学則第 23 条および大学院入学試験要項で明記している。	3-1
第 160 条	○	大学院学則第 23 条および大学院入学試験要項で明記している。	3-1

大学院設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	○	大学院設置基準を最低基準と心得、向上に努めている。	2-2 2-3
第 1 条の 2	○	大学院学則第 1 条に明記している。	1-1
第 1 条の 3	○	協議会において入試判定を審議、研究科委員会および事務組織として入学課を設置し、適切な体制で行っている。	3-1
第 2 条	○	大学院学則第 3 条で、修士課程を置くことを明記している。	1-1
第 2 条の 2	-	該当しない。	1-1
第 3 条	○	大学院学則第 3 条第 2 項及び第 6 条で明記している。	1-1
第 4 条	-	博士課程を置いていないため、該当しない。	1-1
第 5 条	○	大学院学則第 4 条、第 5 条、第 7 条で明記している。	1-1
第 6 条	○	大学院学則第 4 条で明記している。	1-1
第 7 条	○	学部と研究科は同じ経済分野の課程であり、適切な連携が図れている。	1-1
第 7 条の 2	-	該当しない。	1-1 4-2 5-2
第 7 条の 3	-	該当しない。	1-1 4-2 5-2
第 8 条	○	大学院学則第 9 条に基づき、規模に応じた専任教員（学部併任）を配置している。	3-2 3-3 3-4 4-2 5-1 5-2 5-3
第 9 条	○	当該資格を有する教員で教授、准教授に限定するなど、条件を設けた上で決定し、基準数を満たす人数を置いている。	4-2 5-2
第 9 条の 3	○	全教員が参加するファカルティディベロップメントを実施している。[組織的な研修]	4-2 4-3 5-3
第 10 条	○	大学院学則第 5 条で明記している。	3-1
第 11 条	○	大学院学則第 7 条、第 8 条及び第 9 条で明記している。	4-2
第 12 条	○	大学院学則第 7 条で明記している。	3-2 4-2
第 13 条	○	大学院学則第 9 条で明記している。	3-2 4-2
第 14 条	○	昼夜において行う課程である。	4-2
第 14 条の 2	○	全ての科目においてシラバスを作成しポータルサイトで明示並びに大学院学則第 18 条で明記している。	4-1
第 15 条	○	大学院学則第 10 条から第 14 条、第 47 条で明記している。	3-2 3-5 4-1 4-2
第 16 条	○	大学院学則第 18 条で明記している。	4-1
第 17 条	-	該当しない。	4-1

金沢星稜大学

第 19 条	○	大学院の学生専用の教室、研究室を設置している。	3-5
第 20 条	○	必要な機械及び機器等を備えている。	3-5
第 21 条	○	図書等、系統的に備えている。	3-5
第 22 条	○	図書館及び情報施設等を学部と共用している。	3-5
第 22 条の 2	-	該当しない。	3-5
第 22 条の 3	○	大学院の教育研究に必要な経費を、毎年度予算化している。	3-5 5-4
第 22 条の 4	○	研究科名は、教育研究上の目的に合致している。	1-1
第 23 条	-	該当しない。	1-1
第 24 条	-	該当しない。	3-5
第 25 条	-	該当しない。	4-2
第 26 条	-	該当しない。	4-2
第 27 条	-	該当しない。	4-2 5-2
第 28 条	-	該当しない。	3-2 4-1 4-2
第 29 条	-	該当しない。	3-5
第 30 条	-	該当しない。	3-2 4-2
第 30 条の 2	-	該当しない。	4-2
第 31 条	-	該当しない。	4-2
第 32 条	-	該当しない。	4-1
第 33 条	-	該当しない。	4-1
第 34 条	-	該当しない。	3-5
第 34 条の 2	-	該当しない。	4-2
第 34 条の 3	-	該当しない。	5-2
第 42 条	-	該当しない	3-3
第 43 条	○	[経済的負担の軽減のための措置等に関する情報の明示]	3-4
第 45 条	-	該当しない。	1-1
第 46 条	-	該当しない。	3-5 5-2

専門職大学院設置基準 「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			2-2 2-3
第 2 条			1-1
第 3 条			4-1
第 4 条			4-2 5-1 5-2
第 5 条			4-2 5-2
第 5 条の 2			4-2 4-3 5-3
第 6 条			4-2
第 6 条の 2			4-2 5-1
第 6 条の 3			4-2

金沢星稜大学

第7条			4-2
第8条			3-2 4-2
第9条			3-2 4-2
第10条			4-1
第11条			4-2
第12条			4-1
第13条			4-1
第14条			4-1
第15条			4-1
第16条			4-1
第17条			1-1 3-2 3-5 4-2 5-2
第18条			1-1 4-1 4-2
第19条			3-1
第20条			3-1
第21条			4-1
第22条			4-1
第23条			4-1
第24条			4-1
第25条			4-1
第26条			1-1 4-1 4-2
第27条			4-1
第28条			4-1
第29条			4-1
第30条			4-1
第31条			4-2
第32条			4-2
第33条			4-1
第34条			4-1
第42条			2-2 2-3

学位規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第3条	○	大学院学則第19条で明記している。	4-1
第4条	-	該当しない。	4-1
第5条	○	大学院学則第18条で明記している。	4-1
第5条の3	-	該当しない。	4-1
第12条	-	該当しない。	4-1

大学通信教育設置基準 「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第1条			2-2 2-3
第2条			4-2
第3条			3-2 4-2
第4条			4-2
第5条			4-1
第6条			4-1
第7条			4-1
第8条			4-2 5-2
第9条			3-5
第10条			3-5
第11条			3-2 4-2
第13条			2-2 2-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

Ⅶ. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 3-1】	学部、学科別在籍者数（過去5年間）	
【表 3-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去3年間）	
【表 3-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去3年間）	
【表 3-4】	就職相談室等の状況	
【表 3-5】	就職の状況（過去3年間）	
【表 3-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 3-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 3-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 3-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 3-10】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 3-11】	図書館の開館状況	
【表 3-12】	情報センター等の状況	
【表 4-1】	授業科目の概要	
【表 4-2】	修得単位状況（前年度実績）	

金沢星稜大学

【表 4-3】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 5-1】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 6-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 6-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 6-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 6-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 6-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	【F-1】 学校法人稲置学園寄附行為（旧） 【F-1】 学校法人稲置学園寄附行為（新）	※新旧あり
【資料 F-2】	大学案内	
	大学案内 2025（SEIRYO CAMPUS GUIDE 2025）	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	【F-3】 金沢星稜大学学則 （学校法人稲置学園規程集 第 3 編大学 第 1 章学務） 【F-3】 金沢星稜大学大学院学則 （学校法人稲置学園規程集 第 2 編大学院 第 1 章学務）	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	令和 7 年度（2025 年度）学生募集要項 令和 7 年度（2025 年度）大学院学生募集要項	
【資料 F-5】	学生便覧	
	学生便覧 2025 年度入学者用	
【資料 F-6】	大学組織図	
	2025 年度教育研究組織図	
【資料 F-7】	事業計画書	
	学校法人稲置学園「2025 年度事業計画」	
【資料 F-8】	事業報告書	
	2024 年度事業報告書	
【資料 F-9】	中期的な計画	
	学校法人稲置学園 将来ビジョン及び第 4 次中期計画（2024-2028） 骨子	
【資料 F-10】	法人及び大学の規定一覧及び規定集	
	学校法人稲置学園規程集 第 1 編法人	
	学校法人稲置学園規程集 第 2 編大学院 学校法人稲置学園規程集 第 3 編大学	
【資料 F-11】	理事、監事、評議員、会計監査人の名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、議題一覧、出席状況など）がわかる資料	
	役員一覧	
	評議員一覧	
	理事会（開催日、開催回数、議案一覧、出席状況） 評議員会（開催日、開催回数、議案一覧、出席状況）	

金沢星稜大学

【資料 F-12】	決算等の計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間）、会計監査報告（過去 5 年間）及び財産目録（最新のもの）	
	財務の概要 財産目録(2025. 3. 31) 令和 2 年度(2020) 学校法人会計計算書類 令和 3 年度(2021) 学校法人会計計算書類 令和 4 年度(2022) 学校法人会計計算書類 令和 5 年度(2023) 学校法人会計計算書類 令和 6 年度(2024) 学校法人会計計算書類	
【資料 F-13】	履修要項、シラバス	
	学生便覧 2025 年度入学者用シラバス（電子データ）	【資料 F-5】に同じ
【資料 F-14】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	学生便覧 2025 年度入学者用（3 つのポリシー）	【資料 F-5】に同じ
【資料 F-15】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	金沢星稜大学人文学部国際英語学科【届出】設置に係る設置計画履行状況報告書（令和 7 年 5 月 1 日）	
【資料 F-16】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
		該当なし

基準 1. 使命・目的

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
<b>1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映</b>		
大学のウェブサイトで使命・目的、教育研究上の目的などを示す部分の URL		
【1-1-1】	金沢星稜大学学則 （教育研究上の目的） <a href="https://www.seiryo-u.ac.jp/u/outline/hv857g00000001ko-att/p0115m000000003x.pdf">https://www.seiryo-u.ac.jp/u/outline/hv857g00000001ko-att/p0115m000000003x.pdf</a>	
【1-1-2】	学生便覧 2025 年度入学者用 <a href="https://www.seiryo-u.ac.jp/u/outline/hv857g00000001ko-att/mfaiab00000001xe.pdf">https://www.seiryo-u.ac.jp/u/outline/hv857g00000001ko-att/mfaiab00000001xe.pdf</a>	
【1-1-3】	金沢星稜大学倫理要綱 <a href="https://www.seiryo-u.ac.jp/u/outline/hv857g00000001ko-att/mfaiab00000001xe.pdf">https://www.seiryo-u.ac.jp/u/outline/hv857g00000001ko-att/mfaiab00000001xe.pdf</a> （ウェブに記載）	
【1-1-4】	省略	
使命・目的及び教育研究上の目的を検証する会議体の規則		
【1-1-5】	2025 年度教育研究組織図	【資料 F-6】に同じ
【1-1-6】	金沢星稜大学図書館規程	
【1-1-7】	金沢星稜大学総合研究所規程	
【1-1-8】	金沢星稜大学 SDGs 産学地域連携センター規程	
【1-1-9】	金沢星稜大学キャリアセンター規程	
【1-1-10】	金沢星稜大学国際交流センター規程	
【1-1-11】	金沢星稜大学教職支援センター規程	
【1-1-12】	金沢星稜大学総合情報センター規程	

基準 2. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
<b>2-1. 内部質保証の組織体制</b>		
内部質保証に関する全学的な方針		
【2-1-1】	金沢星稜大学自己点検評価部会規程	

金沢星稜大学

【2-1-2】	金沢星稜大学におけるステークホルダーの意見等の把握に関する規程	
【2-1-3】	金沢星稜大学 学修成果の評価に関する方針	
内部質保証のための組織図		
【2-1-4】	2025 大学運営組織図	
【2-1-5】	2025 事務組織図	
【2-1-6】	2025 年度大学管理教員及び各部会・センター等構成委員一覧	
【2-1-7】	金沢星稜大学自己点検評価部会規程	【2-1-1】に同じ
【2-1-8】	金沢星稜大学及び金沢星稜大学女子短期大学部学生支援センター規程	
内部質保証に責任を持つ会議体の規則		
【2-1-9】	金沢星稜大学自己点検評価部会規程	【2-1-1】に同じ
<b>2-2. 内部質保証のための自己点検・評価</b>		
自己点検・評価に関する規則		
【2-2-1】	金沢星稜大学自己点検評価部会規程	【2-1-1】に同じ
直近の自己点検・評価の報告書		
【2-2-2】	令和 5(2023)年度大学独自自己点検評価書	
自己点検・評価を担当する会議体の議事録		
【2-2-3】	2024 年度自己点検評価部会議事録 (自己点検評価部会議事要録 2024. 4-2025. 4)	
自己点検・評価の結果を学内に周知したことを示す文書		
【2-2-4】	2024 年度会議日程	
IRなどを検討する会議体の規則		
【2-2-5】	金沢星稜大学教学マネジメント委員会規程	
<b>2-3. 内部質保証の機能性</b>		
学生の意見・要望をくみ上げ、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムを示す図など		
【2-3-1】	学生の意見・要望くみ上げシステム図	
【2-3-2】	「きくよ！箱」の設置 学生便覧	
【2-3-3】	学生と学長との意見交換会 2024_議事要録	
学生の意見・要望のくみ上げを計画・実施する会議体の規則		
【2-3-4】	学生部会設置規定	
学外関係者の意見・要望をくみ上げ、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムを示す図など		
【2-3-5】	学外関係者の意見・要望くみ上げシステム図	
学外関係者の意見・要望のくみ上げを計画・実施する会議体の規則		
【2-3-6】	金沢星稜大学におけるステークホルダーの意見等の把握に関する規程	【2-1-2】に同じ
三つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、その結果を教育研究の改善・向上に生かすことを検討する会議体の議事録		
【2-3-7】	教学マネジメント委員会議事録	
自己点検・評価などの結果を大学運営の改善・向上に生かすことを検討する会議体の議事録		
【2-3-8】	自己点検評価部会議事録	【2-2-3】に同じ
自己点検・評価などの結果を学生や学外関係者に公表・説明したことを示す文書など		
【2-3-9】	web ページ (授業評価アンケート) 学生閲覧用	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【2-3-a】	2024 年度「授業評価アンケート」実施要領	

**基準 3. 学生**

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考

<b>3-1. 学生の受入れ</b>		
アドミッション・ポリシーを示す部分の URL		
<b>【3-1-1】</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経済学科アドミッション・ポリシー https://www.seiryo-u.ac.jp/u/education/economics/eco_06.html</li> <li>・経営学科アドミッション・ポリシー https://www.seiryo-u.ac.jp/u/education/economics/busi_06.html</li> <li>・地域システム学科アドミッション・ポリシー https://www.seiryo-u.ac.jp/u/education/economics/reg_06.html</li> <li>・スポーツ学科アドミッション・ポリシー https://www.seiryo-u.ac.jp/u/education/human/spo_06.html</li> <li>・こども学科アドミッション・ポリシー https://www.seiryo-u.ac.jp/u/education/human/chi_06.html</li> <li>・国際文化学科アドミッション・ポリシー https://www.seiryo-u.ac.jp/u/education/humanities/inter_02.html</li> <li>・国際英語学科アドミッション・ポリシー https://www.seiryo-u.ac.jp/u/education/humanities/eng_02.html</li> </ul>	PDF 添付
アドミッション・ポリシーを策定する会議体の規則		
<b>【3-1-2】</b>	金沢星稜大学入学部会規程	
入試方法の検討と検証を行う会議体の規則		
<b>【3-1-3】</b>	学校法人稲置学園事務組織及び事務分掌規程	
<b>【3-1-4】</b>	金沢星稜大学入学者選抜会議規程	
<b>【3-1-5】</b>	金沢星稜大学入試問題作成委員会規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
<b>【3-1-a】</b>	令和6年度大学オープンキャンパス参加状況	
<b>【3-1-b】</b>	2025年度入試結果【学科別・試験区分別】	
<b>【3-1-c】</b>	2025年度入学者アンケート	
<b>【3-1-d】</b>	金沢星稜大学 各入試区分における選抜・評価方針について	
<b>【3-1-e】</b>	星稜ドリル	
<b>【3-1-f】</b>	学校法人稲置学園 将来ビジョン及び第4次中期計画(2024-2028) 骨子	<b>【資料 F-9】</b> に同じ
<b>3-2. 学修支援</b>		
学修支援に関する方針・計画		
<b>【3-2-1】</b>	金沢星稜大学教務部会規程	<b>【3-2-1】</b> に同じ
<b>【3-2-2】</b>	教務部会議事録	
学修支援に関する会議体の規則		
<b>【3-2-3】</b>	金沢星稜大学教務部会規程	<b>【3-2-1】</b> に同じ
TA、SA などに関する規則		
<b>【3-2-4】</b>	授業補助学生 (SA) の採用申請等について、SA の選考、実績報告等手順	
オフィスアワーを学生に周知したこと示す文書		
<b>【3-2-5】</b>	2025 前期オフィスアワー一覧	
障がいのある学生への学修支援に関する方針・計画、実施状況		
<b>【3-2-6】</b>	金沢星稜大学及び金沢星稜大学女子短期大学部学生支援センター規程	<b>【2-1-8】</b> に同じ
<b>【3-2-7】</b>	学生支援センター委員会議事録	
退学、休学、留年などの実態及び原因分析、改善方策などを検討する会議体の規則		

金沢星稜大学

【3-2-8】	金沢星稜大学常任部会規程	
【3-2-9】	金沢星稜大学学部教授会に関する規程	
【3-2-10】	金沢星稜大学教養教育部教授会に関する規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-2-a】	令和7(2025)年度新入生研修資料新入生研修資料 (2025年度履修の手引き)	
【3-2-b】	教授会報告資料(稲友会)保護者懇談会での個別面談の実施について (2024.7.3教授会報告)	
【3-2-c】	令和6(2024)年度保護者懇談会 保護者懇談会資料:学長発 保護者宛案内文書(個別懇談)	
<b>3-3. キャリア支援</b>		
キャリア支援に関する方針・計画		
【3-3-1】	設置学校・部局等の2025年度事業計画の詳細 pp.8-10.	
キャリア支援に関する授業科目名一覧		
【3-3-2】	2025 金沢星稜大学学生便覧 p.49, pp.90-110.	【資料F-5】に同じ
キャリア支援に関する会議体の規則		
【3-3-3】	金沢星稜大学キャリアセンター規程	【1-1-9】に同じ
【3-3-4】	金沢星稜大学教職支援センター規程	【1-1-11】に同じ
教育課程外のキャリア支援のための講座やガイダンスなど一覧		
【3-3-5】	2025 金沢星稜大学学生便覧 pp133-144.	【資料F-5】に同じ
【3-3-6】	2024年度進路・就職ガイダンス等の予定	
【3-3-7】	2025年度進路・就職ガイダンス等の予定	
【3-3-8】	エクステンション講座2025資格講座ガイド	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-3-a】	就職支援   金沢星稜大学	
【3-3-b】	CDP2024 INTERVIEW CDP合格者からのメッセージ	
<b>3-4. 学生サービス</b>		
学生生活支援に関する方針・計画		
【3-4-1】	金沢星稜大学学生会規程	【2-3-4】に同じ
【3-4-2】	金沢星稜大学及び金沢星稜大学女子短期大学部学生支援センター規程	【2-1-8】に同じ
学生生活支援に関する会議体の規則		
【3-4-3】	金沢星稜大学学生会規程	【2-3-4】に同じ
【3-4-4】	金沢星稜大学及び金沢星稜大学女子短期大学部学生支援センター規程	【2-1-8】に同じ
学生の課外活動の支援に関する規則		
【3-4-5】	星稜ジャンプ地域活動プロジェクト(ちいプロ)企画募集要項	
【3-4-6】	サークルリーダー研修実施要項	
奨学金に関する規則		
【3-4-7】	金沢星稜大学家賃・遠距離通学費支援制度規程	
【3-4-8】	金沢星稜大学特待生規程	
【3-4-9】	金沢星稜大学特待生選考要領	
【3-4-10】	C D P 特待生選考基準	
【3-4-11】	金沢星稜大学海外協定校短期交換留学生奨学金規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-4-a】	学生便覧2025年度入学者用( ; 保険)	
【3-4-b】	「高等教育の修学支援新制度」の給付対象者	
【3-4-c】	長期履修制度	
【3-4-d】	2024年度学生支援センター利用状況	

金沢星稜大学

【3-4-e】	金沢星稜大学・金沢星稜大学女子短期大学部負傷学生に対する治療費給付に関する規程	
<b>3-5. 学修環境の整備</b>		
施設・設備の管理に関する規則		
【3-5-1】	学校法人稲置学園事務組織及び事務分掌規程	【3-1-3】に同じ
ICT環境について学生に周知したことを示す文書		
【3-5-2】	学生便覧 2025 年度入学者用 (pp. 171-179 : 大学校舎配置図)	【資料 F-5】に同じ
図書館に関する規則		
【3-5-3】	金沢星稜大学図書館規程	【1-1-6】に同じ
図書館利用案内		
【3-5-4】	web ページ (メディアライブラリー) <a href="http://media.seiryu-u.ac.jp/">http://media.seiryu-u.ac.jp/</a>	
建物の耐震化率を示す文書		
【3-5-5】	建物の耐震化率 <a href="https://www.seiryu-u.ac.jp/u/outline/seismic-resistance-rate.html">https://www.seiryu-u.ac.jp/u/outline/seismic-resistance-rate.html</a>	
臨地実務実習施設一覧 (専門職大学のみ)		
		該当なし
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-5-6】	学生便覧 2024 年版 (p. 169 e 生活文具 iPad)	【資料 F-5】に同じ

**基準 4. 教育課程**

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
<b>4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定</b>		
ディプロマ・ポリシーを示す部分の URL		
【4-1-1】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経済学科ディプロマ・ポリシー <a href="https://www.seiryu-u.ac.jp/u/education/economics/eco_06.html">https://www.seiryu-u.ac.jp/u/education/economics/eco_06.html</a></li> <li>・経営学科ディプロマ・ポリシー <a href="https://www.seiryu-u.ac.jp/u/education/economics/busi_06.html">https://www.seiryu-u.ac.jp/u/education/economics/busi_06.html</a></li> <li>・地域システム学科ディプロマ・ポリシー <a href="https://www.seiryu-u.ac.jp/u/education/economics/reg_06.html">https://www.seiryu-u.ac.jp/u/education/economics/reg_06.html</a></li> <li>・スポーツ学科ディプロマ・ポリシー <a href="https://www.seiryu-u.ac.jp/u/education/human/spo_06.html">https://www.seiryu-u.ac.jp/u/education/human/spo_06.html</a></li> <li>・こども学科ディプロマ・ポリシー <a href="https://www.seiryu-u.ac.jp/u/education/human/chi_06.html">https://www.seiryu-u.ac.jp/u/education/human/chi_06.html</a></li> <li>・国際文化学科ディプロマ・ポリシー <a href="https://www.seiryu-u.ac.jp/u/education/humanities/inter_02.html">https://www.seiryu-u.ac.jp/u/education/humanities/inter_02.html</a></li> <li>・国際英語学科ディプロマ・ポリシー <a href="https://www.seiryu-u.ac.jp/u/education/humanities/eng_02.html">https://www.seiryu-u.ac.jp/u/education/humanities/eng_02.html</a></li> </ul>	【3-1-1】に同じ PDF 添付
ディプロマ・ポリシーを策定する会議体の規則		
【4-1-2】	金沢星稜大学学則	【資料 F-3-1】に同じ
【4-1-3】	金沢星稜大学大学院学則	【資料 F-3-2】に同じ
【4-1-4】	金沢星稜大学三つの方針に関する規程	

金沢星稜大学

【4-1-5】	金沢星稜大学大学院、学部、学科の教育研究上の目的及び三つの方針の制定と運用に関する規程	
学生にディプロマ・ポリシーの内容を説明する文書など		
【4-1-6】	学生便覧 2025 年度入学者用 (pp. 4-21 : ディプロマ・ポリシー)	【資料 F-5】に同じ
【4-1-7】	新入生研修資料	【3-2-a】に同じ
学位規則、学位審査基準		
【4-1-8】	金沢星稜大学学位規程	
【4-1-9】	学生便覧 2025 年度入学者用 (pp. 203-204: 学位規程)	【資料 F-5】に同じ
進級・卒業・単位認定に関する規則		
【4-1-10】	金沢星稜大学学位論文取り扱い内規	
【4-1-11】	卒業研究報告書要項全学部	
【4-1-12】	学生便覧 2025 年度入学者用 (pp. 201, 204-205: 学則、履修規程)	【資料 F-5】に同じ
単位認定、進級、卒業判定を行う会議体の規則		
【4-1-13】	金沢星稜大学教務部会規程	【3-2-1】に同じ
【4-1-14】	金沢星稜大学常任部会規程	【3-2-8】に同じ
【4-1-15】	金沢星稜大学学部教授会に関する規程	【3-2-9】に同じ
【4-1-16】	金沢星稜大学協議会規程	
入学前の実務経験を通じて修得している実践的な能力の単位認定の基準（専門職大学のみ）		
		該当なし
<b>4-2. 教育課程及び教授方法</b>		
カリキュラム・ポリシーを示す部分の URL		
【4-2-1】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経済学科カリキュラム・ポリシー <a href="https://www.seiryo-u.ac.jp/u/education/economics/eco_06.html">https://www.seiryo-u.ac.jp/u/education/economics/eco_06.html</a></li> <li>・経営学科カリキュラム・ポリシー <a href="https://www.seiryo-u.ac.jp/u/education/economics/busi_06.html">https://www.seiryo-u.ac.jp/u/education/economics/busi_06.html</a></li> <li>・地域システム学科カリキュラム・ポリシー <a href="https://www.seiryo-u.ac.jp/u/education/economics/reg_06.html">https://www.seiryo-u.ac.jp/u/education/economics/reg_06.html</a></li> <li>・スポーツ学科カリキュラム・ポリシー <a href="https://www.seiryo-u.ac.jp/u/education/human/spo_06.html">https://www.seiryo-u.ac.jp/u/education/human/spo_06.html</a></li> <li>・こども学科カリキュラム・ポリシー <a href="https://www.seiryo-u.ac.jp/u/education/human/chi_06.html">https://www.seiryo-u.ac.jp/u/education/human/chi_06.html</a></li> <li>・国際文化学科カリキュラム・ポリシー <a href="https://www.seiryo-u.ac.jp/u/education/humanities/inter_02.html">https://www.seiryo-u.ac.jp/u/education/humanities/inter_02.html</a></li> <li>・国際英語学科カリキュラム・ポリシー <a href="https://www.seiryo-u.ac.jp/u/education/humanities/eng_02.html">https://www.seiryo-u.ac.jp/u/education/humanities/eng_02.html</a></li> </ul>	【3-1-1】に同じ PDF 添付
カリキュラム・ポリシーを策定する会議体の規則		
【4-2-2】	金沢星稜大学教務部会規程	【3-2-1】に同じ
【4-2-3】	金沢星稜大学常任部会規程	【3-2-8】に同じ
【4-2-4】	金沢星稜大学学部教授会に関する規程	【3-2-9】に同じ
【4-2-5】	金沢星稜大学協議会規程	【4-1-16】に同じ
【4-2-6】	金沢星稜大学三つの方針に関する規程	【4-1-4】に同じ
【4-2-7】	金沢星稜大学大学院、学部、学科の教育研究上の目的及び三つの方針の制定と運用に関する規程	【4-1-5】に同じ

金沢星稜大学

学生にカリキュラム・ポリシーの内容を説明する文書など		
【4-2-8】	学生便覧 2025 年度入学用 (pp.4-21:カリキュラム・ポリシー)	【資料 F-5】に同じ
教育課程の体系的編成を示すカリキュラムマップやカリキュラムツリーなど		
【4-2-9】	カリキュラム・マップ (各学科および共通教育科目)	
【4-2-10】	カリキュラム・ツリー (各学科)	
【4-2-11】	ナンバリングの表記について (各学科および共通教育科目)	
履修に関する規則		
【4-2-12】	金沢星稜大学履修規程	
【4-2-13】	履修登録上限制度を超過した単位の削除について (要領)	
【4-2-14】	金沢星稜大学教職課程履修規程	
【4-2-15】	金沢星稜大学保育士養成課程履修規程	
教育課程を検討する会議体の規則		
【4-2-16】	金沢星稜大学教務部会規程	【3-2-1】に同じ
【4-2-17】	金沢星稜大学常任部会規程	【3-2-8】に同じ
【4-2-18】	金沢星稜大学学部教授会に関する規程	【3-2-9】に同じ
【4-2-19】	金沢星稜大学協議会規程	【4-1-16】に同じ
シラバス作成に関して教員に周知したことを示す文書		
【4-2-20】	金沢星稜大学シラバス作成マニュアル 2025 年度版	
【4-2-21】	2025 教員便覧でのシラバスの記述.	
教養教育を検討する会議体の規則		
【4-2-22】	金沢星稜大学学則(第 2 章第 4 条、第 3 章第 8 条、第 7 章第 34 条、第 35 条)	【資料 F-3】に同じ
【4-2-23】	金沢星稜大学教養教育部教授会に関する規程	【3-2-10】に同じ
教育課程連携協議会の議事録 (専門職大学のみ)		
		該当なし
授業科目別登録者数一覧 (専門職大学のみ)		
		該当なし
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【4-2-a】	2023 全学共通 FD 報告書	
<b>4-3. 学修成果の把握・評価</b>		
大学が求める学修成果を示す文書など		
【4-3-1】	学修成果・教育成果の評価レベル及び測定データ一覧表	
大学が求める学修成果の内容を学生に説明する文書など		
【4-3-2】	金沢星稜大学 学修成果の評価に関する方針 (アセスメント・ポリシー) <a href="https://www.seiryo-u.ac.jp/u/education/hv857g00000001f5-att/e2qmmmd00000000d3.pdf">https://www.seiryo-u.ac.jp/u/education/hv857g00000001f5-att/e2qmmmd00000000d3.pdf</a>	
【4-3-3】	学生便覧 2025 年度入学用 (pp. 42: 成績)	【資料 F-5】に同じ
【4-3-4】	学修における生成 AI の利活用に関するガイドライン <a href="https://start.seiryo-u.ac.jp/information/2025/knu9ff0000000769.html">https://start.seiryo-u.ac.jp/information/2025/knu9ff0000000769.html</a>	
学修成果の把握・評価の方針		
【4-3-5】	金沢星稜大学 学修成果の評価に関する方針 (アセスメント・ポリシー)	
【4-3-6】	金沢星稜大学学業成績優秀者の認定に関する規程	
学修成果の把握・評価の方法などについて検討する会議体の規則		
【4-3-7】	金沢星稜大学教務部会規程	【3-2-1】に同じ
【4-3-8】	金沢星稜大学常任部会規程	【3-2-8】に同じ
【4-3-9】	金沢星稜大学学部教授会に関する規程	【3-2-9】に同じ

金沢星稜大学

【4-3-10】	金沢星稜大学協議会規程	【4-1-16】に同じ
【4-3-11】	金沢星稜大学教学マネジメント委員会規程	【2-2-5】に同じ
学修成果の把握・評価のために実施した調査と分析の結果		
【4-3-12】	学修成果・教育成果の評価レベル及び測定データ一覧表	
【4-3-13】	2024 授業評価アンケート結果	
学修成果の把握・評価の結果を、教育内容、方法及び学修指導の改善にフィードバックすることを検討する会議体の議事録		
【4-3-14】	金沢星稜大学教学マネジメント委員会議事録	【2-3-7】に同じ
【4-3-15】	金沢星稜大学自己点検評価部会議事録 (自己点検評価部会議事要録 2024. 4-2025. 4)	【2-2-3】に同じ
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【4-3-16】	2024 免許・資格取得状況	
【4-3-17】	2024 就職状況	

基準 5. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
<b>5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性</b>		
大学の意思決定に関する組織図		
【5-1-1】	2025_大学運営組織図	【2-1-4】に同じ
大学の意思決定に関する会議体の規則		
【5-1-2】	金沢星稜大学協議会規程	【4-1-16】に同じ
学長の職務権限に関する規則		
【5-1-3】	金沢星稜大学学則	【資料 F-3-1】に同じ
【5-1-4】	金沢星稜大学大学院学則	【資料 F-3-2】に同じ
【5-1-6】	金沢星稜大学副学長に関する規程 学則 26 条、27 条	
教授会に関する規則		
【5-1-7】	金沢星稜大学学部教授会に関する規程	【3-2-9】に同じ
【5-1-8】	金沢星稜大学教養教育部教授会に関する規程	【3-2-10】に同じ
教授会の開催日時・議題一覧		
【5-1-9】	2024 年度会議日程	【2-2-4】に同じ
【5-1-10】	経済学部教授会 2024 年度経済学部教授会日程及び議題	
【5-1-11】	人間科学部教授会 2024 年度+人間科学部議題	
【5-1-12】	人文学部教授会 2024 年度+人文学部議題	
【5-1-13】	教養教育部教授会 2024 年度教養教育部教授会日程及び議題	
【5-1-14】	大学院研究科分 2024 年度+研究科委員会議題	
学生の退学、停学及び訓告の処分の手続きが学長によって定められていることを示す文書		
【5-1-15】	金沢星稜大学学生懲戒規程	
事務局組織図		
【5-1-16】	2025 事務組織図	【2-1-5】に同じ
事務分掌に関する規則		
【5-1-17】	学校法人稻置学園事務組織及び事務分掌規程	【3-1-3】に同じ
職員採用・昇任の方針・規則		
【5-1-18】	学校法人稻置学園人事評価制度規程	
【5-1-19】	学校法人稻置学園就業規則	
【5-1-20】	学校法人稻置学園 事務職員の採用選考等に関する取扱い規程	
教育課程連携協議会の規則（専門職大学のみ）		
.		該当なし

金沢星稜大学

教育課程連携協議会の構成員名簿（専門職大学のみ）		
		該当なし
<b>5-2. 教員の配置</b>		
教員の採用・昇任の方針・規則		
【5-2-1】	金沢星稜大学教育職員の資格審査に関する規程	
教員人事に関する会議体の規則		
【5-2-2】	金沢星稜大学教育職員の資格審査に関する規程	【5-2-1】と同じ
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【5-2-3】	金沢星稜大学資格審査に関する要領	
【5-2-4】	教員業績自己点検評価シート	
<b>5-3. 教員・職員の研修・職能開発</b>		
FDの方針・計画		
【5-3-1】	金沢星稜大学及び金沢星稜大学女子短期大学部 FD・SD 委員会規程	
FDの実施報告書		
【5-3-2】	2024年度FDの実施報告書	
SDの方針・計画		
【5-3-3】	学校法人稲置学園人事評価制度規程	
【5-3-4】	人材育成プログラムについて	
SDの実施報告書		
【5-3-5】	2024年度研修実施報告	
【5-3-6】	1. 2024. 6. 21「学園理解研修」	
【5-3-7】	2. 2024年度～「e-learning研修」	
【5-3-8】	3. 2024年「人事考課研修」	
【5-3-9】	4. 2024年度「情報管理研修」	
【5-3-10】	5. 2024年度「学園全体ハラスメント研修」	
【5-3-11】	6. 「ITパスポート試験」	
【5-3-12】	7. 2024年度「自主研修実施要領」	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【5-3-a】		
<b>5-4. 研究支援</b>		
研究環境に関する調査の結果		
【5-4-1】	学内研究費執行に伴う手続きの効率化に向けた事前調査結果 文書名 27_160328_常任部会議案-2	
研究環境整備の方針・計画		
【5-4-2】	金沢星稜大学・金沢星稜大学女子短期大学部における競争的 資金制度に基づく公的研究費補助金等の間接経費執行に関する 内規	
研究倫理に関する規則		
【5-4-3】	金沢星稜大学及び金沢星稜大学女子短期大学部研究倫理規程	
【5-4-4】	金沢星稜大学及び金沢星稜大学女子短期大学部研究倫理委員 会規程	
【5-4-5】	金沢星稜大学及び金沢星稜女子短期大学部「人を対象とする 研究」倫理審査規程	
研究費の適正利用に関するマニュアル		
【5-4-6】	学校法人稲置学園公的研究費の取扱い及び研究活動の不正防 止に関する規程	
研究活動への資源配分に関する規則		
【5-4-7】	学校法人稲置学園研究活動補助費規程	

金沢星稜大学

【5-4-8】	金沢星稜大学・金沢星稜大学女子短期大学部における競争的資金制度に基づく公的研究費補助金等の間接経費執行に関する内規	【5-4-2】に同じ
研究活動に対する RA など人的支援に関する規則		
		該当なし
科研費などの申請のために必要な情報を学内に周知したことを示す文書		
【5-4-9】	科研費関連案内メール (科研費申請講演会録画配信および添削サービスのご案内メール)	
【5-4-10】	科研費申請支援 (レビュー) 資料	
外部資金応募・獲得の実績一覧		
【5-4-11】	科研費採択状況 (科研費申請数と採択率)	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【5-4-a】	ロバスト・ジャパン e ラーニングプログラムのご案内	【5-4-10】に同じ (同一メールでの案内)

基準 6. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
<b>6-1. 経営の規律と誠実性</b>		
組織倫理に関する規則		
【6-1-1】	学校法人稲置学園倫理綱領	
【6-1-2】	学校法人稲置学園倫理綱領施行規程	
情報公表に関する規則		
【6-1-3】	学校法人稲置学園情報の公開及び開示に関する規程	
学校教育法施行規則第 172 条の 2 に対応した部分の URL		
【6-1-4】	<a href="https://www.seiryo-u.ac.jp/u/outline/data.html">https://www.seiryo-u.ac.jp/u/outline/data.html</a>	
私立学校法第 151 条に対応して公開した部分の URL		
【6-1-5】	<a href="https://www.seiryo.jp/disclosure/finance.html">https://www.seiryo.jp/disclosure/finance.html</a>	
内部統制システムの基本方針		
【6-1-6】	学校法人稲置学園内部統制システム整備の基本方針	
内部統制の組織体制を示す図		
【6-1-7】	学校法人稲置学園内部統制システムに関する体制図	
内部統制に関する規則		
【6-1-8】	学校法人稲置学園コンプライアンス規程	
【6-1-9】	学校法人稲置学園公益通報等に関する規程	
【6-1-10】	学校法人稲置学園リスク管理規程	
ハラスメント防止に関する規則		
【6-1-11】	学校法人稲置学園ハラスメントの防止等に関する指針	
【6-1-12】	学校法人稲置学園ハラスメントの防止等に関する規程	
個人情報保護に関する規則		
【6-1-13】	学校法人稲置学園情報セキュリティ基本方針	
【6-1-14】	学校法人稲置学園情報セキュリティ基本規程	
【6-1-15】	学校法人稲置学園個人情報の保護に関する規程	
危機管理に関する方針・規則		
【6-1-16】	学校法人稲置学園リスク管理規程	【6-1-10】に同じ
危機管理に関するマニュアル		
【6-1-17】	危機管理基本マニュアル	

【6-1-18】	金沢星稜大学及び金沢星稜大学女子短期大学部危機管理に関する規程	
<b>6-2. 理事会の機能</b>		
法人の意思決定に関する組織図		
【6-2-1】	法人会議体（2024.04.01）	
予算・決算を承認した際の理事会の議事録		
【6-2-2】	24.3.22-2_理事会議事録	
【6-2-3】	24.5.28-1_理事会議事録	
【6-2-4】	24.7.26-2_理事会議事録	
【6-2-5】	25.2.28-2_理事会議事録	
理事を選任する会議体の規則		
【6-2-6】	学校法人稲置学園理事会規程（旧）	
【6-2-7】	学校法人稲置学園理事会運営規則（新）	
【6-2-8】	学校法人稲置学園理事選任機関運営規程	
理事を選任した際の会議体の議事録		
【6-2-9】	24.5.28-1_理事会議事録	【6-2-3】に同じ
【6-2-10】	24.6.10_臨時理事会議事録	
中期的な計画を承認・見直しした際の理事会の議事録		
【6-2-11】	24.5.28-1_理事会議事録	【6-2-3】に同じ
理事が職務執行状況を理事会に報告したことを示す文書		
【6-2-12】	学校法人稲置学園 役員一覧	
<b>6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能</b>		
評議員を選任した際の会議体の議事録		
【6-3-1】	24.6.10_臨時理事会議事録	【6-2-10】に同じ
【6-3-2】	24.8.30-1_臨時理事会議事録	
【6-3-3】	24.10.25_理事会議事録	
監事・会計監査人を選任した際の評議員会の議事録		
【6-3-4】	24.5.28-2_評議員会議事録	
【6-3-5】	24.8.30-2_臨時評議員会議事録	
【6-3-6】	24.7.26-2_理事会議事録	【6-2-4】に同じ
予算・決算を審議した際の評議員会の議事録		
【6-3-7】	24.3.22-1_評議員会議事録	
【6-3-8】	24.5.28-2_評議員会議事録	【6-3-4】に同じ
【6-3-9】	24.7.26-1_評議員会議事録	
【6-3-10】	25.2.28-1_評議員会議事録	
監事監査に関する規則		
【6-3-11】	学校法人稲置学園監事監査規程（旧）	
【6-3-12】	学校法人稲置学園監事監査等職務規則（新）	監事監査規程を監事監査等職務規程に全部改正
監事監査計画書		
【6-3-13】	2024年度監事監査計画について	
<b>6-4. 財務基盤と収支</b>		
予算編成方針		
【6-4-1】	2025年度(令和7年度)学校法人稲置学園予算編成基本方針	
財務計画書		
【6-4-2】	稲置学園中期財政見通し（2025～2029）	
外部資金導入の実績		
【6-4-3】	2024年度補助金一覧	

金沢星稜大学

資産運用に関する規則		
【6-4-4】	学校法人稲置学園資金運用管理規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-4-a】	決算の概要 2024	
<b>6-5. 会計</b>		
経理に関する規則		
【6-5-1】	学校法人稲置学園経理規程	
【6-5-2】	学校法人稲置学園予算管理規程	
会計監査人の選任に関する規則		
【6-5-3】	学校法人稲置学園寄附行為（新）	【資料 F-1】に同じ
会計監査人が監事に報告した内容を示す文書など		
【6-5-4】	令和 5 年度独立監査人の監査報告書及び令和 5 年度監査法人監査結果報告書について	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-5-a】	学校法人稲置学園内部監査規程（旧）	
【6-5-b】	学校法人稲置学園公的研究費内部監査規程	
【6-5-c】	学校法人稲置学園公的研究費の取扱い及び研究活動の不正防止に関する規程	
【6-5-d】	学校法人稲置学園における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程	

**基準 A. 産学地域連携**

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
<b>A-1. 産学地域連携の積極的推進</b>		
【A-1-1】	金沢星稜大学 SDGs 産学地域連携センター規程	【1-1-8】に同じ
【A-1-2】	SDGs 産学地域連携センター活動報告書 2024	
【A-1-3】	2025 年度「地域連携による地域貢献活動」推進事業募集要項	
【A-1-4】	2025 年度星稜ジャンプ地域活動プロジェクト（ちいプロ）募集要項	
【A-1-5】	星稜ボランティア支援事業の考え方	
【A-1-6】	2025 年度星稜ボランティア支援事業要項	
【A-1-7】	石川県および金沢市との連携協定	
【A-1-8】	各市町との連携協定	
【A-1-9】	各企業団体との連携協定	
【A-1-10】	金沢星稜大学産学地域連携ポリシー	

**基準 B. グローバル化の取組**

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
<b>B-1. 国際交流・国際事業の積極的推進</b>		
【B-1-1】	海外提携校一覧①	
【B-1-2】	海外提携校一覧②	
【B-1-3】	2024 人文学部留学先一覧	
【B-1-4】	2024 年度夏季海外研修参加者一覧	
【B-1-5】	2024 年度冬季海外研修参加者一覧	
【B-1-6】	2024 年度春季海外研修参加者一覧	
【B-1-7】	留学生_年度別受入れ数一覧	

## 金沢星稜大学

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。

※「専門職大学のみ」の欄について該当がない場合は、「該当なし」と記載すること。

※基準項目ごとの「自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料」に該当資料が無い場合は、記入欄を削除すること。